

平成26年9月9日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	伊藤勝巳	2番	川瀬知之
3番	鈴木みどり	4番	那須英二
5番	三宮十五郎	6番	早川公二
7番	平野広行	8番	三浦義光
9番	横井昌明	10番	堀岡敏喜
11番	炭竈ふく代	12番	山口敏子
13番	小坂井実	14番	佐藤高清
15番	佐藤博	16番	武田正樹
17番	伊藤正信	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

15番	佐藤博	16番	武田正樹
-----	-----	-----	------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長	服部彰文	副市長	大木博雄
教育長	下里博昭	総務部長	佐藤勝義
民生部長兼 福祉事務所長	伊藤久幸	開発部長	石川敏彦
教育部長	服部忠昭	総務部次長兼 税務課長	伊藤好彦
総務部次長兼 総務課長	村瀬美樹	民生部次長兼 十四山支所長	佐野隆
民生部次長兼 介護高齢課長	八木春美	民生部次長兼 児童課長	渡辺秀樹
開発部次長兼 土木課長	竹川彰	開発部次長兼 下水道課長	三輪眞士
会計管理者兼 会計課長	服部誠	監査委員 事務局長	松川保博
財政課長	石田裕幸	秘書企画課長	山口精宏
防災安全課長	橋村正則	収納課長	山守修
市民課長兼 鍋田支所長	平野進	保険年金課長	平野宗治
環境課長	鈴木浩二	健康推進課長	花井明弘

福祉課長	宇佐美 悟	総合福祉センター 所長	佐野 隆
農政課長	安井 耕史	商工観光課長	羽飼 和彦
都市計画課長	大野 勝貴	学校教育課長	立松 則明
生涯学習課長	半田 安利	図書館長	奥田 和彦

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	伊藤 邦夫	書 記	浅野 克教
書 記	伊藤 国幸		

6. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開議

○議長（佐藤高清君） おはようございます。

会議に先立ちまして、報告いたします。

西尾張CATVより、本日より明日の撮影と放映を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは努めて簡潔・明瞭にされるようお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、佐藤博議員と武田正樹議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第2 一般質問

○議長（佐藤高清君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず山口敏子議員、お願いします。

○12番（山口敏子君） 12番 山口敏子です。

平成26年8月豪雨により、広島土砂災害を初め、日本全土にわたり災害により犠牲になりました多くの方々には心よりお悔やみ申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

一般質問1日目の1番、私は初めてでございます。かなり緊張しております。では、よろしくをお願いいたします。

通告に従いまして、2点質問させていただきます。

1点目は、公共交通きんちゃんバスの運行についてです。その中で、市民がより利用しやすいバス停の設定を見直してはについて質問いたします。

現在、市内を3ルートの子んちゃんバスが走行しております。福祉センターを基点に、海南病院、市役所、弥富駅を巡回するように考えられ、今までに地域公共交通活性化協議会で何度も協議を重ねられ、ルートやダイヤ、停留所なども改正されて現在に至っております。このきんちゃんバスは、より多くの市民の皆さんに乘っていただくことが一番の目的だと思います。

かつて弥富町時代には、2社のバス会社のバスが町内を走っておりました。名鉄バスと三重交通の2社のバスでした。名鉄バスはJR弥富駅の北側、現在の中六・下六地区から、海老江、五明、五之三から、当時、津島街道と言われておりました道路を走っておりまして、終点は名鉄の津島駅でした。あとの1社は三重交通。この三重交通は23号線、これはバスセンターから長島温泉行き、桑名方面行き、それから1号線は名古屋一色方面から桑名方面にも走行していたと思います。

当時の町民の一番利用していたのは、近鉄弥富駅から鍋田干拓、海南こどもの国、野鳥公園、弥富トレーニングセンター行きのルートと、もう1つ、近鉄弥富駅から蟹江駅まで、町内の平島地区を走り、筏川沿いを走り、操出から飛島、十四山を経て蟹江に巡回をしていたバスでした。このバスは南部地区の住民の大切な大切な生活路線で、通学やら通勤などに重要なバスでした。時代の流れというか、赤字路線のため、会社も経営合理化のために廃止されてしまいました。

この三重交通のバス廃止で、南部地区の住民の方々には不安でいっぱいでしたが、私の記憶で2000年ごろだったと思いますが、弥富町福祉バスが誕生したと思います。福祉バスは名前のお通り、福祉センターを基点として無料で走行が始まりました。この福祉バスは、何度もルート、停留所が見直し、変更され、それに無料から有料になりました。現在は、平成25年10月にダイヤ・ルートとも改正されて、3ルートで走行に至っております。今はこの3ルートとも定着し、市内の医療機関、海南病院への通院の安心として、市役所へ、買い物へ、福祉センターいこいの里への利用の足として走行されています。

この3ルートは、市内の公共バスであるがために、市としてはどうしても公平性を考えなくてはならないという思いでしょうか。不公平になってはならないというお考えがあってバス停を設定されているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） きんちゃんバスは、平成11年4月に巡回福祉バスとして事業を開始いたしまして、平成22年6月から地域公共交通活性化・再生総合事業の計画事業として、通学、通勤、通院、買い物など市民生活のための移動手段の確保、公共交通空白地域の解消を目的として新たにコミュニティバスの実証運行を始め、平成24年4月より本格運行に移行したところであります。

バス停の設定につきましては、巡回福祉バスのときに利用が多かった箇所や、公共施設・病院等の市内主要箇所について、公安委員会や道路管理者とも協議をし、安全面についても考慮して設置をしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） よくわかりましたけれども、ちょっとここで公共交通として大事な

ことで、病院とか、そこを中心に、それから地域の方に一応という形で、それはわかりました。

現在、南ルート、北ルート、東ルートとも最終駅は福祉センターだと思います。この3ルートとも、弥富駅の南口・北口の違いはありますが、駅からはJRの踏切、それから鯛浦地区、上六、下六を通過してイオン、それから福祉センターへ走っております。ここに不思議なバス停が1つあります。せっかく3ルートのバスが全部走行しているにもかかわらず、北ルートのみバス停があります。この北ルートだけしか停車しないという。あとの2つのルートは、せっかく前を通過しても全て通過。その停留所は、「くわしん弥富支店前」です。この地区は住宅も多く、以前はショッピングセンターがあった地域でございます。

先日、私が実際に経験したことをちょっと話させていただきます。

イオンタウンから南ルートバスで、くわしんの前を通りかかりました。1人の男性が、くわしんの前にお立ちでございました。バスに乗ると思って待ってみえました。一生懸命手を振って、とまってくれというのをアピールされて、乗せてくださいという感じでアピールしていました。残念ながらこの南ルートは、無情にもとまることができないバスです。その男性を残して通過するというのが現実でございました。

このバス停は、結構住宅も多くございますので、何とかとめられたらいいなと思いますけど。この地区の方は、イオンに行ったり、福祉センターに行ったり、駅にも行ったりすることができますけれども、御配慮はできませんでしょうか、ちょっとお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 御質問のバス停への全ルートのバスを停車させることにつきましては、今後、弥富市地域公共交通活性化協議会において協議してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 中六から下六、上六、この地域の方には、うれしいお話になるんじゃないかなと思います。駅に行くにもぐるっと回らなきゃいけない。そのバスがあれば、お年寄りでも安全に駅に行ける、そういった感じがございます。今までショッピングセンターがあったのになくなって、イオンまで、その間、バス停が何もございませんので、皆さん自転車を押したり、乳母車を押したりして行ってらっしゃる、そういう光景をよく見ております。公共交通といっても、多くの市民の方が利用されてこそそのきんちゃんバスだと思いますので、皆さんが乗っていただいてこそそのバスだと思いますので、ありがとうございました。

次に南ルート、これは朝の通勤・通学においては、早く駅に到着するためにルートが短縮されて、朝だけはちょっとショートカットされているようなダイヤになっております。その他の時間帯ですわね。意外と住宅地がいっぱいあるところにもかかわらず、バス停の間隔が

かなり広くとってあると思います。特に、現に市内で一番人口の多い平島地区、ここは道路も広く整備されているにもかかわらず、バス停の設置数が少ないと思います。弥富市民の大切な足として、これから皆さんにもっともっと利用していただこうとしたら、ここをきちっとバス停とか整備されれば、もっともっと利用があると思います。

今後、昼間の時間限定でもいいですから、バス停の増設を考えることはできないでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） バスの運行につきましては、市内を効率的に巡回する必要がございますが、今後の厳しい財政見直しに対応するため、地域公共交通のあり方を検討していかなければならないと考えております。したがって、運行業務を委託する事業者への委託料が増額としない範囲内で、市民アンケート結果や市民の皆様の御意見を検討して、市民の皆様に利用していただきやすいバス停の設置に努めさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） バスに乗りますと、アンケートが必ず載っております。皆さんも、乗られる方は本当に利用されております。特に南ルートは、かなり皆さんが利用されている率が多いと思ひますので、利用されているところは、もしバス停があれば、まだ利用者がふえると思ひます。

現在、運転ができる人も、いつかはできなくなる日が必ず来ます。高齢者になっても自分自身で、公共交通のきんちゃんバスがあつたら、病院も、買い物も、自分の足で行けます。家族の力をかりずに自分で行ける。自立した生活をしたと言われる多くの方々の声を聞きます。そのためにも市民が利用しやすい、市民の足として愛されるきんちゃんバスになっていただきたいと思ひます。

次に、第2番目の一般質問をいたします。特定健康診査に採血によるがん診断の導入としては。

6月議会に続きまして、特定健康診査について質問させていただきます。

市内の医療機関において、特定健診が行われております。期間は9月末日までです。この近くの医院で受けるこの方法は、いつものかかりつけの先生や看護師さんが健診を手伝っていただけるために、心理的にも安心して受けられます。血圧、身長、体重から始まりまして、尿検査、血液検査、心電図、それにオプションとして胸のエックス線による検査、これは肺がんです。それから胃がんの検査、それから検便による大腸がんの検査、こういうのが追加として受けられます。4種類以上のがんや生活習慣病が早期に発見できる診断でございます。

次のがん検査について、追加の費用が必要ですが、年1回この検査を受ける人がかなりあ

と思います。それにしても、この受診率の低いのがとても残念に思います。平成20年からこの特定健診が行われてきましたが、受診率は平成20年は32.5%、平成21年は33.9%、平成22年は34.2%、平成23年は35.6%、平成24年は39.9%、平成25年はやっと40%に上がりまして40.1%。ほんの少しずつですが上がってはきております。平成26年は45%を予定しているとお伺いしておりますが、現時点ではどれくらいの数字が上がっておりますでしょうか、お知らせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問にお答えいたします。

7月末現在の数字しか現在持ち合わせておりませんが、今年度は10.9%でございます。ちなみに前年度は9.2%ということで、今年度は1.7ポイント上昇しております。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 少しずつでも上がるということはどううれしいです。私もつい8月に受けてまいりました。

今までの男性と女性とを比較しますと、女性は年齢を問わず、平成20年から全て50%以上という数字が出ております。この34.2%から昨年の40.1%の数字は、男性の健診者がいかに少ないかということになります。近くの医院で受けられる期間は9月末までですが、保健センターで行われるバスでの集団健診は、まだまだ来年の2月まで行われます。何とか今年度の目標値45%に近づけるためには、今後どのような対策を考えてみえますか、お知らせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 御質問でもありましたとおり、特定健康診査につきましては、海部の医師会、津島医師会の指定医療機関では9月末まで、海南病院では11月末までの健診を受けることができることになっております。

今後の予定でございますけれども、11月から未受診者の方に対して、集団健診を受けていただくように、はがき等で個別にお願いしてまいりたいなというふうに思っております。また、10月の健康フェスティバルでございますけれども、そちらの席でも特定健康診査のPRコーナーを設ける予定をしております。あわせて広報等での受診のお願いといったことも含めた形でPRに努めてまいりたいと思いますので、御理解願いたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） 9月の広報「やとみ」にも、健診を受けましょうと。これはあなたのためですよ、誰のためでもございませぬ、あなた自身のためですよということをもっとアピールしていただきたいと思います。今年度の目標値に近づけるためには、男の方にいかに健診に来ていただくかにかかっていると思います。

次に、国立がん研究センターと新エネルギー・産業技術総合開発機構で、1回の採血で13種類のがんが発見できる診断システムの開発に着手したと発表がありました。血液中に含まれるマイクロRNAという物質が、病気によって血液中に分泌される種類と量が変わることがわかってきたようです。13種類のがんのうち、日本人に多い胃がん、大腸がん、肺がん、肝臓がん、食道がん、乳がんなどがあります。国立がん研究センターと国立長寿医療研究センターに保管されている各患者さんの血液を調べ分析すると、がんの種類ごとにマイクロRNAの量とパターンを調べますと、がんの有無と場所を特定することができるようです。

現在は腫瘍マーカー検査、これは一般にはペット検査と言われますが、この検査はがんが進行しているか転移しているかを調べる検査でした。でも、このペット検査は、ある程度大きくなっていないと検出できない状況でした。おまけにかなり大型の検査装置で、海南病院も設置されていないくらい大型の機械です。初期のがんは見つからなかったり、良性の腫瘍を悪性と間違えて判断することもあるようです。

今回発表されましたマイクロRNA検査は、早期の段階で1回の採血でがんを調べることができます。病気に対する不安や、仕事のために時間がとれない人にも、素晴らしい検査方法だと思います。市として、この検査方法が確立された場合には早急に取り入れていただきたいと思います。できれば、マイクロRNA検査と特定健診をセットに導入されてはどうか。お願いいたします。

○議長（佐藤高君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 議員がお調べになられたことと重なる部分がありますけれども、答弁とさせていただきたいと思います。

独立行政法人国立がん研究センターによりますと、8月18日に、血液から乳がん等13種類のがんが発見できる診断システムの開発を始めるという発表がございました。独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構などが、今年度から5年間で約79億円を出資して民間企業——これは東レとか東芝でございませうけど——が検査方法の開発を支援するとのことでございます。血液検査で早期の発見を目指すのは、日本人の罹患者が多かったり重点的に研究したりしている胃がん、食道がん、肺がん等の13種類を行うものということでございます。

がんなどの疾患にかかりますと、血液中に含まれるマイクロRNAという物質に異常が起き、特定の数値が上昇したり減少したりするとされております。しかし、どのマイクロRNAが、どのがんに関連しているかについては、不明な点はまだ多いというふうに聞いております。研究では、各がん5,000人、計6万5,000人分の血液を解析し、関連するマイクロRNAを特定、数値を分析することで、がんの早期発見につなげたいというふうに聞いております。



従来のレントゲンや超音波検査に比べて患者に負担が少なく、国民の重大な疾患の早期発見につながる。まずは研究が先行する乳がんから始め、人間ドックなどで導入できるよう、安価で迅速、正確な判断ができる検査システムを開発することとしております。

当市といたしましては、この画期的な採血によるがんの診断システムが実用化された段階になれば、費用負担がどのぐらいになるかということもございませう。それも含めまして検討させていただきまして、特定健康診査等での導入について、これは海部地区の関係市町村や海部医師会等との協議というものがなくなってまいりますけれども、それに歩調を合わせるようにしてまいりたいと思っております。これは将来的には、例えば認知症とか鬱病なんかも、これによって解析されるのではないかというようなことも言われております。非常に画期的で、これが確立されれば非常に大きな成果が上がるかと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、まだ現段階では確立してないという状況でございます。確立した段階で、先ほど言いましたような関係機関とも打ち合わせしながら取り入れてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤高君） 山口議員。

○12番（山口敏子君） うれしい御返答をいただきまして、ありがとうございます。確立されたら、1番にでも導入していただきたいと思ひます。

現在のがん検査では、乳がんはマンモグラフィ、肺がんや胃がんはエックス線検査、その他のがんに対応する検査は大型検査装置が必要です。体の負担もかなり重く、経済的にも大変な検査です。弥富市から全てのがんの早期発見と、その後、治療し、完治し、健康な生活を取り戻していただきたいと思ひます。

今や、がんは2人に1人がかかる病気です。がんになっても入院はせずに、通院で治療する時代でございます。それには早く見つけ、早く治療すれば完治できる病気だということでございませう。

それから先日、9月4日、長島温泉の湯あみの島で弥富市敬老会が開かれました。弥富市では80歳以上の方が3,090人お住まいで、そのうちこの敬老会に御出席いただいた方は約700名のお元気な方が御出席でした。この700名の皆さんが、今後もずっとお元気で健康にお暮らしいただけますように願ひつつ、この特定健診に関する質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（佐藤高君） 次に平野広行議員、お願ひします。

○7番（平野広行君） 7番 平野広行、通告に従ひまして質問いたします。

ことしも天候不順により、ゲリラ豪雨、あるいは台風による大雨の被害が全国各地で出ております。幸ひ本市におきましては大雨による被害もなく安心しているところではありますが、全国各地においてお亡くなりになられた方には御冥福をお祈りするとともに、被災された地

区の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

きょうは、ことし5月30日に愛知県防災会議地震部会が発表しました南海トラフ巨大地震発生時における県下の被害予測調査結果に関連した質問をいたします。

先日、中日新聞に、濃尾平野の津波についての記事が掲載されておりました。皆さんごらんになったと思いますが、それによりますと、無計画な地下水のくみ上げによりまして、濃尾平野の海拔ゼロメートル地帯は、伊勢湾台風当時186平方キロメートルであったものが、現在では274平方キロメートルと約1.5倍に拡大し、また地盤の沈下も最大で約1.5メートルになっているところもあると報告されております。震度6以上の強い地震が発生した場合、液状化により堤防が沈み込むようにして決壊するおそれがあるとしており、津波の到達よりも先に、まだ地震の揺れが続いているうちに浸水が始まる危険があるとしております。

本市の場合、木曾川、日光川、伊勢湾と、3方を海と川に囲まれた市内全域がゼロメートル、マイナスの地帯であります。南海トラフ巨大地震の被害想定では、地震発生からおおよそ80分から120分後に津波が到達するとされておりますが、河川堤の決壊で津波到達よりも早く浸水し、避難が困難になることが考えられると記されております。本市の場合、これまで、東、西、南の3方向からの浸水を考え、北からの浸水はほとんど想定しておりませんでした。今後は北の津島、愛西からの浸水も考えなくてはならなくなりました。それにより、避難方法についても、もう一度考え直す必要が生じてきたと思われまます。

この被害予測調査結果によりますと、我が弥富市においては、家屋の全壊・焼失棟数は7,900棟、死亡者数1,200名という驚くべき数字が示されました。55年前、本市に甚大な被害をもたらしたあの伊勢湾台風のとときでさえ、弥富市内で亡くなられた方は358名でありました。それと比較しますと3倍強の人的被害があるということになり、とんでもない被害想定であります。市民の皆様も大変不安を抱いてみえると思いますので、きょうは県が発表した本市への被害想定に関連して、市民の皆様に正しく御理解いただけるよう、順次質問させていただきます。

平成26年5月30日に愛知県は、南海トラフ巨大地震による独自の被害想定を公表しました。マグニチュード9クラスの地震が起きた場合、県内の死亡者が最大で約2万9,000人に上ると試算、国の想定に比べ約26%多く、全壊・焼失する建物被害は約38万2,000棟と想定されております。

そこでまず、南海トラフ巨大地震とはどんなものかということから話をしなければなりません。

南海トラフ巨大地震とは、静岡県駿河湾から宮崎県日向灘にかけて、水深4,000メートルの海底に延びる南海トラフ沿いで起きる可能性がある最大級の地震のことです。ほぼ100年から150年置きに起きている東海・東南海・南海といった地震はマグニチュード8

クラスであります。南海トラフ巨大地震はさらに規模が大きいとされております。愛知県の今回の被害予想は、国が2012年8月に公表した地震・津波モデルを活用し、県が持つ県内の地盤などの情報を盛り込んで影響などを分析したものであります。

これは、過去において南海トラフで繰り返して発生している地震・津波のうち、発生したことが明らかで、なおかつ規模の大きいものを重ね合わせた地震モデル、これを過去最大地震モデルと言っておりますが、年代順に、1707年の宝永地震、これはマグニチュード8.6、それから約150年後の1854年の安政東海地震、マグニチュード8.4、同年の安政南海地震、マグニチュード8.0、それから約100年後の1944年の昭和東南海地震、マグニチュード7.9、1946年の昭和南海地震、マグニチュード8.0、この5つの大きな地震を参考モデルとして、命を守るという観点からあらゆる可能性を考慮した、つまり「想定外」という言葉が言われないように、最大クラスの地震・津波について補足的に想定された理論上の最大モデルと呼ばれ、1,000年に1度、あるいはそれより発生頻度が低い地震などを想定して策定された被害想定でありますから、我々が想像を絶するものになっているものと思われま

す。それでは、このような地震に対してどうすればいいのかということになりますが、この最大級の地震に対しても、減災対策をすることにより、建物被害については約6割減、人的被害については約7割減になると予想しております。

そこで、本市において、これを人的被害に当てはめて計算してみますと、1,200名掛ける30%ということで360名の死亡者数となり、伊勢湾台風時の被害と同じになるわけでありまして、大変な被害となります。本市としては、今後さらにしっかりと減災対策を進め、被害を最小限に食い止める対策をしなければなりません。

今、説明しましたように、地震規模の前提条件を現在考えられる最大のものとしていること、この点をまず理解していただきたいと思

それでは、順次質問をいたします。

まず、今回の県の被害想定をしっかりと認識できたのか。そして、その認識のもとにどのように感じられたのかを伺います。

○議長（佐藤高君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 今回の被害想定では、強い揺れや地盤の液状化により一定の被害を受けることを前提としており、河川・海岸堤防が被害を受けることにより建物被害・人的被害が極めて厳しい想定であり、重く受けとめているところであります。この想定を職員が共有できるように、7月28日に県の防災局から弥富市へ出向いていただき、課長以上の職員を対象に勉強会を実施しております。

災害の被害を最小限に抑えるためには、自助・共助・公助それぞれが災害対応能力を高め、連携することが大切だと言われております。

自助とは、みずからの安全はみずからが守る、これが防災の基本です。自宅を安全な空間にすることも自分にしかできません。また、地震の揺れの中には、誰もが自分の身を守ることにしかできません。こうした自分の手で、自分、家族、財産を助ける備えと行動を自助といいます。

今回の被害想定では、減災効果として最も重要で効果があることとして、建物の耐震化、家屋等の転倒・落下防止対策、発生後すぐに避難開始、避難ビルの有効活用を上げております。ふだんから災害に関する知識を身につけ、災害を正しく理解し、何を備えておけばよいかを考え、災害に対する準備をしておくことが大切でございます。

共助とは、我がまちは我が手で守る、これが地域を守る最も効果的な方法で、地域を守ることは自分を守ることにもつながります。広域な災害では、地域の防災機関、警察・消防等も同時に全ての現場に向かうことはできません。こうした場合に、近隣の皆さんと協力して地域を守る備えと行動を共助といいます。

東日本大震災などを契機に、防災面を初めとして地域コミュニティの重要性が改めて高まっておりますが、都市化の進展などにより人々のつながりの希薄化が懸念されております。これからのまちづくりを進めるためには、誰もが地域の一員として意識を高め、その個性や能力を発揮し、コミュニティ活動に積極的に参加していただくことが地域社会における防災力を高めることと考えております。

最後に公助とは、市を初め、警察、消防、国、県といった行政機関、ライフライン各社を初めとする公共企業、こうした機関の応急対策活動を公助といいます。弥富市は、海拔ゼロメートルという地理・地形上大変厳しい状況であり、高く強固な建物を対象に津波・高潮緊急時避難場所の指定を進めており、公共施設、小・中学校や保育所に屋外階段や屋上フェンスを整備することにより、高所の避難場所の確保に努めております。また、国・県に、地震に強い河川・海岸堤防の改修や緊急輸送道路の整備促進を強く要望しております。

こうした自助・共助・公助の連携と協働が重要であると認識し、さらなる地震防災・減災対策に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） おはようございます。

関連して答弁をさせていただきます。

平成23年3月11日東日本大震災から、あす、あさってで3年と半年がたちます。そして、ことしは伊勢湾台風から55年という状況の中で、私たちの地域においては、ある意味では記憶していかなきゃならない年でもあります。

今、弥富市全地域、全学区の中で、防災訓練というのをさせていただいておりますけれども、平成23年3・11の東日本の大震災は、いわゆる1,000年に1度という状況の中で、想定外の

災害であったということが言えるわけでございますけれども、それ以来、さまざまなあの震災の教訓というのが、今、我々は前へ進めていかなきゃならないわけでございますので、そうした状況の中において、起きてはなりませんけれども、南海トラフ巨大地震が発生した場合には、想定外の災害であるということが言えなくなってくる。このことが、自助・共助、あるいは私たち行政、警察、あるいは消防という状況での公助の中で、非常に大事な仕事ということを肝に銘じて進めていかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

そうした状況の中において、自助・共助の中で、いま一度この防災月間の中において市民の皆様には意識を高めていただきたいということも、この場をかりましてお願いをしていくわけでございます。

まだまだ災害に対する備えというのが私は十分ではないんじゃないかというふうに思っております。災害は忘れたころにやってくる、あるいは「備えあれば憂いなし」ということわざもございまして。いま一度、自助・共助、そして我々の仕事ということに対して、しっかりと向き合っていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） それでは次に、減災対策を進める上で、市でできることと市ではできないことがありますね。これを分類して、市ではできないことに関しては国・県に支援を求めなければなりません。県においては、この被害想定に対して、具体的な減災対策はまだ示しておりませんが、減災効果が高い対策として重点を置くべき主な事項を揺れ対策と浸水・津波対策の2つに分け、大まかな対策を示しております。この対策に基づき、弥富市としてできる対策について順次質問いたします。

まず、揺れ対策について。

住宅、その他建築物の耐震化の促進というふうにあります。これについては住宅耐震改修費補助の拡充という中で、補助限度額の引き上げ、あるいは耐震改修方法の検討ということになると思います。本市の場合、平成15年度より耐震改修費の補助事業を行っているわけですが、平成24年度までの10年間で19戸の耐震改修が行われていると昨年の3月議会で報告されております。東日本大震災があった平成23年度においては5件の改修実績がありますが、その他の年度においては毎年1戸か2戸であります。補助金の上限については、平成24年度までは90万円でしたが、平成25年度からは30万円加算して120万円の上限補助金となっております。耐震改修事業も件数が上向いていると私は思っております。

そこで、25年度における耐震診断の件数と耐震改修を行った件数について伺います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

平成25年度の耐震診断件数でございますが、17戸でございます。また、耐震改修件数でございますが、1戸となっております。

なお、今年度につきましては、現時点で申請済み、相談中件数を含めまして5件を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今までどおり、昨年実績は1戸ということになっておりますが、耐震診断を受けられる方も、どうも17戸ということで減っているように思います。診断を受けて、それから改修に至るわけですが、改修にこのように至っていないということは、原因はどの辺にあるとお考えでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 耐震診断の受診後でございますが、耐震基準を満たさなかった場合につきましては、耐震診断結果の報告時期に耐震診断員から所有者に対しまして、耐震改修の必要性や改修にかかるおおよその事業費などの説明を行っているところでございます。平成25年度におきましては、耐震診断を受けました17戸の住宅全てが耐震基準を満たさない結果となっております。

住宅の構造はそれぞれ違いますが、耐震改修概算工事費はおよそ400万から500万円という結果となっております。このことから、平成25年度の補助金額は120万円でございますので、自己負担額がおよそ300万以上となると見込まれます。また、これにあわせまして部分的なリフォームもと考えられ、見積額がさらに膨らみまして、結果的には自己負担が多いことから、ちゅうちょされているのではないかと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 自己負担額が、これを見ますとかなり多いということで踏み切れないと、そんなようなことだろうということでお答えいただきました。

本市においても、今年度も600万円の耐震改修事業補助費を計上して、少なくとも5件の改修を予定しているわけでありますから、こういった制度を利用して減災に努めなければなりません。残念ながら、今のところこの予算が有効に活用されていないということですので、じゃあこれからどうすれば、耐震改修を行う件数ですね、そういった御家庭をふやすことができるかと考えてみえるでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 東日本大震災から3年が経過しておりますが、あの災害を風化させることはなく、一人でも多くの市民の方に、みずからの住まいがどのような状況であるかを把握していただくためにもダイレクトメールなどで必要性を案内しており、まずは耐震診断を受けていただきたいという思いがございます。その結果を踏まえまして、自分の身は自

分で守る自助の精神のもとに耐震改修を実施していただくよう、過去の受診者も含めまして引き続きPRをしてまいりたいというふうに考えております。

また、平成27年度より新しい耐震改修補助メニューとして、地震発生時において、高齢者・障がい者等、避難弱者への耐震性の高いスペースを確保する木造住宅耐震シェルターの整備費用の補助制度が導入されます。これによりまして、一人でも多くの命を守りたいというふうに考えておりますので、また御利用いただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） こういったスペースシェルターですか、大変いい制度だと思いますので、ぜひこういった方法をいろいろ考えていただいて、こういった予算計上していますから、有効に利用して一人でも多く耐震改修を受けていただいて、犠牲者を少なくするという、これが一番大事なことでありますので、よろしく願いいたします。

それから、家具等の固定、ガラスの飛散防止とありますが、この件に関しては以前より市からも啓発しておりますが、余り進んでいないように思います。今後、市民の皆様に行うしていただくには、具体的にどのように進めていかれるのか、再度伺います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長、追加答弁。

○開発部長（石川敏彦君） 済みません、先ほどのシェルターの件でございますが、対象となるものについて説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、旧基準の木造住宅であること。2つ目といたしましては、耐震診断の判定値が0.4以下、または40点以下でございます。3つ目といたしまして、高齢者または障がい者が居住していることとなっております。

限度額といたしましては30万円でございます。補助率は、国が2分の1、県、4分の1、市が4分の1でございます。対象シェルターにつきましては、補助金交付要綱により愛知県が認めたものでございますので、現在、7社の製品があると聞いております。参考工事費といたしましては、25万円から350万円というふうに聞いておりますので、追加答弁させていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 家具等の固定、ガラスの飛散防止を具体的にどのように進めるのかという御質問でございますが、家具固定に関しましては、災害時における家具転倒事故の防止を図り、高齢者などが安心して生活できる環境をつくることを目的として補助を実施しているところであります。ガラスの飛散防止につきましては、各御家庭の事情が違うことから補助は実施しておりませんので、各家庭での対応をお願いしたいと考えております。家具等の固定を含め、防災の基本である自助の重要性につきましては、繰り返し市広報、市ホー

ムページで啓発していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今回、県の予想によりますと、やっぱり浸水ということを重点に置いているわけですね。家具の下敷きになって身動きがとれないというようなことではだめですので、ぜひこの点のことのPRを進めていただきたいと思います。

次に、浸水・津波対策ですが、ゼロメートル地帯の安全確保とございます。これについては、津波・高潮からの一時避難場所の確保の意味だと思いますが、弥富市内の津波・高潮からの一時避難場所について学区ごとに、理論上ですが、1人1平米として、どれくらい避難スペースが確保できるかということで、昨年私、9月議会で、この収容率について質問いたしました。

そのときの回答としては、白鳥学区が77.4%、弥生学区が46.7%、大藤学区、94.1%の収容率で、この3つの学区が100%未満でありました。1年経過した今、白鳥学区においては白鳥小学校の屋上、そして新築中の白鳥保育所の屋上等、避難スペースがふえる予定であります。また、民間との協定を結ばれたところもあると思しますので、再度、学区別の津波・高潮からの一時避難場所の状況について伺います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） それでは、学区別に収容率をお答えさせていただきます。

まず、白鳥学区90.7%、弥生学区46.8%、桜・日の出学区126.8%、大藤学区96.1%、栄南学区235.8%、十四山地区119.0%、以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 白鳥学区は、新築されます白鳥保育所の屋上、そして白鳥小学校の屋上への避難場所整備等によりまして収容率は大幅にアップしまして、100%まであと少しとなりました。栄南学区においては、駒野馬事会館と災害時における一時避難場所としての協定を結んだことによりまして、今説明がございましたように235%となりまして、本市において一番高い収容率となっております。桜・日の出学区、十四山地区においては120%以上の収容率ですので問題ありませんが、弥生・大藤学区においては改善がされておられません。

弥生学区においては今年度予算において、弥生小学校北棟・南棟屋上を一時避難場所としての整備工事の設計業務委託費が計上されております。今後の弥生学区、大藤学区への取り組みについて伺います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 弥生・大藤学区の公共施設の屋上活用の取り組みにつきましては、今年度、弥生小学校の調査・設計を行い、来年度工事を予定したいと考えております。その



後、大藤保育所を計画してまいりたいと考えております。

なお、引き続き、民間施設への緊急時一時避難の協定につきましても進めたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 次に、浸水・津波に強い構造の海岸堤防の整備であります。これについては市では無理でありますので、国・県に大いに働きかけて早期完成を望みます。幸いなことにことしの4月に、うちの服部市長が愛知県河川海岸堤防等地震・津波対策事業促進協議会の副会長に就任されましたので、大いに期待しております。この件については、後ほど市長にコメントをいただきたいと思っております。

次に、ある意味これが一番大事と思っておりますが、津波避難計画の策定促進についてはどのように進めていくのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 現在、弥富市をモデル地区として、南海トラフ巨大地震を想定した避難シミュレーション業務を愛知県が実施しておりますので、その結果をもとに津波避難計画について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ぜひしっかりお願いをいたします。

今回の県の被害想定の中で、私はこれが一番のキーポイントだと思いますが、堤防ですね。土堰堤等の条件として、75%が液状化等によって沈下するということになっております。例えば4メートルの堤防であれば、75%沈下するということは1メートルの高さになるということですね。2メートルであれば、50センチということになります。そうしますと、筏川の両岸堤、日光川の右岸堤の整備をしっかりしなければなりません。筏川の右岸堤については、鍋田大橋を境に、上流が弥富市、下流が愛知県の管理となっておりますが、市と県が一体となって補強・改修を進めなければならないと思っておりますが、この点についてはどのように対策を考えてみえるのか、伺います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 回答させていただきます。

筏川の鍋田大橋より下流の2級河川になりますが、指定されております区間につきましては、今年度、愛知県で堤防の耐震性の確認を行っているところでございます。業務完了後、対策が必要かどうか検討することとなっております。改修が必要となったことであれば、平成27年度から始まります第3次あいち地震対策アクションプランを取り入れることになるということをお聞きしておりますので、このことから市の管理となります鍋田大橋より上流の堤防補強、改修対策につきましては、愛知県の対応を参考といたしまして取り組んでいきたいと

いうふうを考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 次に、堤防が破堤し、長期間水が引かない場合、本市における1次・2次・3次避難場所の各施設においては、多分、床上浸水となり2階以上しか利用できないと思われまふ。本市におきましては、長期滞在時の避難場所については各施設の2階以上で有効に利用できる場所を指定し、1人当たり3平米で換算して収容人数を出していると思ひますが、その場合、何名の収容が可能か、また収容率はどれぐらいになるか、学区ごとに伺ひます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 学区ごとに、3平米換算の人数と収容率をお答えさせていただきます。

まず白鳥学区、3平米換算で1,331人、収容率23.5%でございます。次に弥生学区、3平米換算で1,466人、収容率13.2%。桜・日の出学区、3平米換算で3,184人、収容率20.0%。大藤学区、3平米換算で1,982人、収容率61.9%。栄南学区、3平米換算で687人、収容率23.2%。十四山地区、3平米換算で2,599人、収容率46.5%。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今、説明がございましたように、避難場所として生活する場合、1人当たりの占有面積を3平米で換算した学区ごとの収容率は、大藤学区が61.9%と最も高く、弥生学区が13.2%と最も低くなつておりますが、今回の愛知県の被害想定では、本市における浸水がかなり長期化すると予想されます。

そこで、このようになった場合、市民の皆様の新たな避難場所、あるいは避難先についてはどのように考えてみえるのか、伺ひます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 海拔ゼロメートル地域においては、一旦浸水被害が発生すると、議員御指摘のとおり長期化すると考えられます。そのために広域避難ができないか、またその場合、どのような課題があるのかを、木曾川下流部高潮・洪水災害広域避難検討会や東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会において検討を実施しているところであります。まだ解決策が見出されておひませんが、今後とも調査・研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 弥富の場合、堤防が破堤した場合、浸水するわけですけど、伊勢湾台風のとほと同じで、堤防を閉め切つて排水しないことにはだめなわけですよ。ですから、かなり時間がかかるわけでありまふね。伊勢湾台風当時では、八開村とか稲沢市へ疎開できたわ

けですが、今はそちらも、先ほど言いましたようにゼロメートル地域になっておって、もうちょっと遠くのほうの避難が必要かなあと考えておりますので、ぜひこの検討を進めていただきたいと思います。

今回、愛知県が示した理論上最大の地震を想定した被害に対して、県は4つの対策項目による被害効果を踏まえ第3次アクションプランを平成26年度中に策定するとしております。また、関係市町村や近隣県などと設置した協議会を通じ、連携した地震・津波対策にとしております。幸い、ことしの4月に発足しました愛知県河川海岸堤防等地震・津波対策事業促進協議会の副会長に本市の服部市長が就任されました。会長は大村知事であります。これは本当に喜ばしいことでありまして、服部市長には大村知事とスクラムを組んでいただき大いに活躍していただき、河川・海岸堤防の強化に万全を期していただきたいと思います。愛知県河川海岸堤防等地震・津波対策事業促進協議会の副会長としてのコメントがいただければと思いますが、市長お願いします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 平野議員に御答弁申し上げます。

愛知県の仕事の役割の前に、一時避難場所の指定の中で、地域の状況の中で平野議員には、弥富のトレーニングセンターの馬事会館の一時避難場所につきましては大変な御協力をいただきまして、ありがとうございます。この場をかりまして、厚く御礼申し上げます。

トレーニングセンターの馬事会館は5階建ての建物でございまして、3階、4階、5階、そして屋上を利用するという形で、約1,800平米ございます。そして、一時的に避難できる人員は1,000人を超える規模になるだろうというふうに思っております。そうした形の中で、愛知県競馬組合の管理者の大村知事から、その指定の承諾書をいただいたところでございます。そうした形の中で、地域の皆さん、そして臨海工業地帯でお仕事をしてみえる方に対して、非常に安心というような形のものが提供できるのではないかなあというふうに思っております。本当にありがとうございます。

また、御質問の愛知県の河川海岸堤防等地震・津波対策事業促進協議会の中で、知事と一緒に仕事をさせていただくことになりました。東海農政局、あるいは中部地整の中で、7月31日に国土交通省の太田大臣へ第1回目の要望をさせていただきました。太田大臣も豊橋が出身という中で、愛知県のことはよく知っている、そしてまた伊勢湾台風も経験したということで、大変力強い御返事をいただいたところでございます。これから定期的に会議があるわけでございますけれども、しっかりと河川・海岸、特に海岸等においては我々の地域を守っていかなきゃならない非常に大きなハードの面の強化策だろうというふうに思っております。

名古屋港全体では、まだまだ耐震化率が非常に低いわけでございます。そうした形の中で、

まず名古屋港の海岸における耐震率を高めていくということが、その背後の地域を守っていくことにつながってくるというふうに思っております。また、河川を遡上するという状況の中においては、1級河川である木曾川であるとか日光川に対して護岸の整備をしていかなきゃならないというふうに思っております。時間と経費が非常にかかるわけでございますけれども、粘り強くやっていきたいというふうに思っております。

また、6月の定例議会、これは県の定例議会におきまして、県は弥富市をモデルに、被害があつたり、津波があつた場合の避難のシミュレーションをしていただくことになりました。弥富市で、もし仮にそういう形の中で災害があり津波が発生した場合に、どういう状況の中で避難誘導をしていくかというシミュレーションを県で策定していこうということになりました。こういったようなモデルケースを参考にしながら、私たちは平成27年の4月に、この経験値を踏まえて防災計画の見直しをしていきたいというふうに思っておりますので、また議員の皆様のお力添えもいただきたいと思っております。

そんな形の中で、河川・海岸の堤防強化、そして特に海岸の強化ということに対しては大きな経済効果もあろうというふうに思っておりますので、そんなことにこれから努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩します。再開を11時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時08分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平野広行議員。

○7番（平野広行君） 先ほどは市長から力強い答弁をいただき、ありがとうございました。

いずれにしても、本市の場合は周りが全て堤防で囲まれているゼロメートル地帯でありまして、本市の生命線は河川・海岸堤防であります。堤防の補強整備には万全を期していただきたい。そして一番大事なのは、市民一人一人の災害に対する心構えであります。自主防災会の充実を図り、減災に対する啓発活動、防災訓練等の充実を図ることです。市全域の自主防災会の設立を目指し、自主防災会を中心に市民と行政が一丸となって防災・減災に取り組み、災害に強い弥富市を目指す取り組みを行うべきであることを申し上げ、次の質問に入ります。

2点目ですが、道路交通網の充実の中で、市道の整備について質問します。

中央幹線道路は、市内を通って南北に縦断する唯一の道路であり、防災道路として指定はされておりませんが、防災面において大変重要な道路であります。災害時には防災道路とな

ります伊勢湾岸道を利用するには、三河方面へも、三重県方面へ向かうにも、両インターのちょうど中間に位置する便利な道路であり、一日も早い完成を望むわけであります。

私は、ことしの3月議会におきまして一般質問の中で、道の駅構想について質問いたしました。そのときの市長の答弁は、複合的な施設という形の中で道の駅を考えていきたいと回答されております。

私はこの中央幹線道路沿線に、防災機能を兼ね備えた道の駅をつくってはどうかと思います。弥富の名産である金魚の販売はもちろんのこと、さらには金魚を育てる養魚場の見学もでき、また金魚にまつわる菓子、きんちゃんグッズ、昔ながらの伝統的な弥富の食材、そして地産地消という形の中で野菜・果物・花卉等の販売を行い、さらには防災広場を兼ねるような駐車場を造成し、防災機能をあわせ持つ道の駅「きんちゃんロードステーション」を提案しますが、どのように考えられるか伺います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、道の駅につきまして御説明させていただきます。

道の駅につきましては、国土交通省の登録を受けるためには、基本的に国道もしくは県道の沿線に設置することになっております。また、道の駅といたしまして登録要件として、24時間利用可能な駐車場、トイレ、情報提供施設、地域振興施設を備えていなければなりません。また、市内におきましてはスーパーが何店舗かございまして、特に中央幹線沿いでは、鍋平地内にございます農産物の直売をしていただいております農協さんの「菜々耕房」もございます。新たに道の駅を設置し、農産物等を販売していくことになると、競合することは避けられません。道の駅を設置するからには、設置後の管理運営や採算も考慮が必要となります。どこに設置するのか、どこが管理運営をしていくのか、既存の施設を活用できないかなど熟慮しているところでございます。

議員より貴重な御意見をいただいております。大変ありがとうございます。今後の参考にさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 今回の県の被害想定では、河川堤の破堤による浸水ということが強く言われておりまして、こういったことも考慮して。高い防災広場を兼ね備えた道の駅をつくってはどうかということで提案をさせていただきましたので、検討のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） ちょっと追加答弁させていただきますけれども、今、海部地域4市2町1村という状況の中で、観光を掘り起こしていこうというような動きをさせていただいて

いるところがございます。一つ一つの自治体が集まれば、もっと大きな力になるという形の中で、なかなか1つの自治体でいろんなことをやるにも限界があるわけがございますけれども、それぞれの自治体の特性を生かしながら、例えば避難所を兼ねた観光物産の提供の場所をこれから考えていこうと。これは県の新しい森岡副知事にも御賛同いただきながら、今これから進めていこうというふうになっております。

そうした意味では、道の駅ということではなくて、海部地域の観光の物産の、海部地域だけじゃないんですけれども、そういうような形、あるいはレストランを兼ね備えていこうと。この構想が今持ち上がっております。そういった意味の中において、いわゆる一時避難の避難場所も設置していくという構想もあることをまた関連として申し述べておきます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） 続いて3点目ですが、近鉄弥富駅南口について質問いたします。

弥富市の表玄関といえば、近鉄弥富駅南口であると思います。弥富市の庁舎、海南病院、十四山支所、春まつり、芝桜まつり、藤まつりの会場、西部臨海工業地帯、平島住宅等へのアクセスは、全て近鉄弥富駅南口がメインであります。その南口にタクシー乗り場がない、これは不思議なことだと思うんですが、何か特別な理由があって乗り場がないのか伺います。

南へ向かうのに、わざわざ北口でおり、踏切を渡って南へ行くという不便さはいかかなものかと思えます。支障がないのであれば、ぜひ南口にタクシー乗り場を設置すべきだと思いますが、どのように考えてみえるのか伺います。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 現在、南口広場におきましては、バスの乗降バースとバスの駐車バース、それぞれ1バースずつございます。身障者向けの駐車バースを1バース確保している状況でございます。その他につきましては、朝夕の通勤・通学時間帯における一般車の送迎車数がかかなり多いことから、一般用のバースとして使っております。また、南口広場の形状が三角形となっており大変狭く、現状の区域の中でタクシーバース、特に待機バースを確保することは難しい状況となっておりますので、御理解いただきたいと思います。

それから、タクシー乗り場を設置という御質問でございますが、現時点では計画はしておりませんが、北口には2つのタクシー事業者がございまして、このような状況での各事業者の意向確認や隣接するポケットパークを含め、このような場所での一般車、バス、タクシーバースの配置について関係者と協議をしてみたいというふうに思っておりますので、御理解よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 平野議員。

○7番（平野広行君） ぜひ前向きに御検討をいただきたいと思います。

きょうは主に減災対策について質問してきましたが、この減災対策は行政だけではだめな

んですよね。市民と一体となって取り組まなければだめです。それには自主防災会の充実が大事だと思います。市内全自治体の自主防災会の設立を目指す。そして、弥富市は南北に長い地形ですから、各地域において減災対策も違ったものが出てくると思います。その地域に合った自主防災会をすること、それにはまず各コミュニティ単位で自主防災会を100%設立することだと思います。

きょうは、地震について減災対策について質問しましたが、災害は地震だけではありません。最近では毎年、大雨による被害が全国各地で発生しております。幸い弥富市においては、ここ数年大雨は降っておりません。鍋田南部排水機場の雨量計によるデータですが、平成18年から25年までの8年間で、1カ月の降水量として最大の降水量は平成19年7月の330ミリであります。1日雨量では、最高は126.5ミリ。ことし8月の台風11号のときは、雨の降り出しからやむまで32時間で総雨量が115ミリであり、24時間雨量に換算しますと83.6ミリであります。また、最も激しく降っていたときでも時間雨量にしますと8.5ミリということで、それが6時間ほど継続して降りました。

このように、本市においては非常に少ない降水量で今までは過ぎてきておりますが、最近の集中豪雨は、日本全国いっどこで起きてもおかしくない状況にあります。本市においても、いつこのような状況になるかわかりません。これらの災害に対して、市民と行政が一体となり、災害対策に常日ごろから取り組んでいくことが大事であることを申し上げ、きょうの質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 次に那須英二議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 4番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、弥富市の今後の保育行政についてということで質問させていただきます。

3月議会においても似たような御質問をさせていただいておりますが、再度質問させていただくのは、市長がその際に発した「民間活力も視野に入れ」とか、また「財政が」というような言葉がどうしてもひっかかるということで、私としては再度質問させていただきたいということでございます。

そして、今ちょうど国から、子ども・子育てに関する法の改正が市町村におりてきまして、弥富市も今議会において提案されております。そのことで、より一層今後、市町村がしっかりとした方向性を持たなければならないという状況になっております。要するに、保育をよくするのも悪くするのも市町村次第という裁量が大きくなってきているということでございます。

この弥富市は、「子育てするなら弥富で」という言葉に恥じない運営をしてきたと思っております。この少子・高齢化の時代にあつて、近隣市町村が1割、2割と子供の人口が減っていく中で、弥富市だけはほぼ横ばいということで、近隣から見ても大きく差をつけてきた。

誰の目から見ても、それは明らかになっているんじゃないかなと。これが子育てに対して、ここまで弥富市が力を入れてきた結果になっていると私は思っております。

また、この弥富市に、親御さんから、子供が結婚して名古屋のほうとかに出ていったんですけども、子供ができたら戻ってくるというケースも伺っております。そういった意味で、この弥富市の子育てというのは大きな力となっているんじゃないかなあと思っております。

しかし、これが一朝一夕でぽっとでき上がったものじゃなくて、弥富市の市民の方々が運動を起こして、その要求に対して市が真摯に応えてきたことで、今の保育ができ上がってきたものだとは考えております。

例えば、保育所は全て公立保育所で待機児童がないと、そして安心して預けられる。また、保育料においても、18年間据え置いたことによって、近隣市町村や、もしくは愛知県内においても、かなり負担の少ない保育料になっているということで、市民の皆さんと市と一緒になって作り上げてきた宝とも呼べるような保育事業ではないかと私は感じております。

このことは今の時代に最も求められているもので、これが弥富の魅力になって、多くの子育ての世代の人たちがこの弥富市に移り住んで、他の市町村が子供を減らして大変頭を悩ましている、または税収においても頭を悩ませている中で、この弥富市は人口においても市税においても更新しているというような状況でございます。いわば市民と市がつくってきたこの子育て政策が、弥富の土台、基盤となっているということが言えるんじゃないでしょうか。ここを絶対に崩さない、守っていくことこそが改めて大切だなあと私は実感しております。なので、再三にわたって市長に質問させていただいているわけでございます。

今後、子ども・子育てに関する今の法整備は、主に待機児童をなくすという趣旨から端を発しまして制度がおりにきているんですけども、この弥富市自体は待機児童が現在ないと、安心して預けられる環境が整っているということなので、弥富市としては現行の保育をしっかりと守って、さらなる市民要求に応え発展させていくことが必要になってくるかと思っております。

例えば、これがほかのところのように民営化をしていくと、今度、上乘せ徴収ということもできるようになることが予想されております。そうすると、保育料が高くなって、子ども・子育てに携わっている人たちの負担が大きくなってしまうということも懸念されますので、しっかりと今のある公立保育で安心して預けられ、そして可能な限り負担の少ない保育料で、今後も市民と向き合って弥富の土台としての保育を守ってほしいという願いでございます。

市長は、今度の市長選挙も出馬されるということでございますので、今ぜひはっきりと保育に対する考え方を示していただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。



○市長（服部彰文君） 那須議員にお答え申し上げます。

保育全般についての御質問ということでございますけれども、いつも申し上げております。「子育てするなら弥富市へ」ということをスローガンに掲げ、保育行政を含めた子育て支援の施策を市の重要政策の一つとして我々は進めてまいりました。これからもできる限り、いろんな子育て支援ということについて継続してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

しかしながら一方では、議員各位にもお示しをさせていただいておりますように、中期財政計画、財政の健全化政策、あるいは第3次の行政改革大綱ということをお示しさせていただき、本市を取り巻く財政状況は将来的には決して楽なものではないということを皆様方にも周知させていただいております。

今、平成26年度の保育所運営につきましては、当初の予算書を見ていただければわかりますけれども、今、9つの保育所があります。年間12億かかっております。約1,000人の児童、子供さんをお預かりしているということでございます。1人当たり幾らになるかということが、計算していただければわかるわけでございます。

そうした形の中で、保育料等においても18年間改正せずにやってきたわけでございます。そうした状況の中で、消費税の増税ということがこの4月から言われ、5%から8%へ、そしてこの年末までには8%からさらに2%の上乗せというものが決定されるという状況でございます。社会保障と税一体改革の中での消費税の増税でございます。この消費税の増税分は社会保障、いわゆる子育て支援ということも含めた形の中で、これを制度として生かしていくということが国の基本のはずではあります。そうした状況の中において、その財源をもとにした子ども・子育て会議というのが発信され、新しい制度をどうしていくんだということが、今、いろんな形で検討されておるわけでございます。

しかしながら、我々はこの財源を期待しているわけでございますけれども、保育に関してはどうもうまくいってないなあというふうにも、今の中間というか、そういった状況の中では理解をしているわけです。保育の必要性の認定、あるいは保育の標準時間、これは11時間としておりますけれども、また保育の短時間の区分がされるなど制度が改正されております。そしてその結果、私たちの思いとは違うような形で、保護者、国民の負担がふえてくるのではないかというようなことの心配もしているわけでございます。いましばらく、しっかりと注視していかなきゃならないというふうに思っております。

18年間の保育料につきましては、子育て支援という状況の中で、議員がおっしゃるように、弥富市は頑張ってまいりました。これは弥富市の最大の売りの一つであるというふうにも思っております。そうした状況の中において来年度につきましては、今現在いろいろと検討しておりますところではございますけれども、基本的には保護者の負担がふえないように保育料を

設定していきたいというふうに考えておるところでございます。

しかし、先ほども言いましたように、新しい制度についてもしっかりと学んでいかなきゃならないというふうに思っております。ただ、保育所のところにつきましては、単に保育料の問題だけじゃなくて、保育全体をどのように進めていくかということの大きな視野に立って考えていかなきゃならないというふうに今思っているところでございます。そうした意味において、市内の私立の幼稚園が認定こども園に移行するにおいても、市としては積極的に支援をしていきたいというふうに思っております。

そしてまた、保育行政につきましては、今、ほかの自治体でも考えてみえるように、保育所の民営化の問題も含めて研究していかなきゃならないというふうに思っております。保護者の皆様に、公立の保育所と民間の保育所、民営の保育所ということに対して一度しっかりとした提案をしていく、そのことが必要ではないかなというふうに思っております。

那須議員には大変失礼ですけれども、民営の保育所に対する決めつけ方が少しあろうかなというふうに思っております。今、私たちは、民営の保育所についてのいろんな例を学んでいるところでございます。一度、保護者の方にも、民営の保育所のあり方ということについては提案をしていきたいということでございます。そして、全体的に保育のあり方ということについて検討をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 最初のほうで市長が、負担のふえない保育料で来年度はいきたいということで言葉をいただいて、あつよかったなと思ったら、その後に民営化の話が出てきたわけでございますが、さまざまな保育を取り巻く環境があると思います。それはもちろん、民営化でうまくやっているといるところもある。しかしながら、民営化されたところが事故が多いというのも事実でございますし、経費においても負担がふえていくということは否めないんじゃないかなと思っております。

例えば、今、市長がくしくも言ったんですけれども、年間12億、9園でかかるということで、大変費用がかかっているという状況の中で、これを民営化して、じゃあ民間企業がうまくやりくりできるのかといった場合においては、なかなかそうはいかないと思うんです。だから、こうした部分はしっかりと公的なところが守っておいてこそ、うまく機能していくものだと私は感じておりますし、それに今回、この法改正において保育の義務が市町村に残されたこと、この意味も大きいと思います。そういった部分も含めた上で、安易に民営化の方向に踏み切らないように、ぜひとも慎重に御検討いただきたいなと思っております。

これをもう一回聞きますと、また同じような答弁が返ってくるんじゃないかなと思いますので、あえて回答は求めませんが、ぜひとも市長においても、お金の問題だけではなくて、子育てをする環境が、今、弥富市においては本当にすばらしいもので運営されている。

しかもこれは、市民と市が一体になってつくり上げてきた財産ということでもありますので、そういった部分も含めながら慎重に対応していただきたいなと思っております。それで、これからも引き続いての保育や子育て行政について努力していただきたいなと思っております。

話は変えて、今度は新制度の内容、いただいたこのパンフレットにも書いてあるんですけども、この中に弥富市でまだ行われていないことがある。要するに、さらに保育を前進していきたいなというところがあると思うんですけども、例えば、ふだん利用されていない子供であっても一時的に利用できるようになる一時保育であったり、また病気のときでも安心して子供を預けることができる病児保育などがこれに該当するかなと思っておりますが、市で昨年行ったアンケートの結果報告にも載っておるんですけども、例えば病児保育でいえば、病気になったときに利用できなかった方が55%いらっしやったと。その中で利用したいと思った方が46.8%、およそ半数ずついるわけでございます。そういった結果をもとに、今後の計画としてどのように考えているか、聞かせていただきたいなと思います。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 来年度からスタートが予定されております子ども・子育て支援新制度につきましては、基本的に、保育所、幼稚園、認定こども園だけではなく、地域の子育ての支援を充実させることも目標の一つでございます。こうした中で、地域子育て支援の拠点である子育て支援センターの機能強化や、一時預かり、病児・病後児保育の実施、これは先ほど御質問があったことでございますけど、そういったことを図っていくものでございます。細かい内容につきましては、現在策定中の子ども・子育て支援事業の中で、それらの事業の実施を計画していきたいと思っております。

また、一時預かりにつきましては、今のところ、現在建設中の新白鳥保育所で来年4月から実施ができないかということで計画しております。

また、病児・病後児保育につきましては、保育所、その他施設でお預かりする場合や、現在運営しておりますファミリー・サポート・センターを利用する場合がありますが、これらを含めまして、現在策定中の子ども・子育て支援事業の計画の中で計画をしていきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今示されたところでございますが、一時預かりについては新しいところで4月からやると。前回の鈴木議員の質問の回答にもあったかと思うので、これはそのまま進んでいくんじゃないかなと思っておりますし、病児についてはまだ、やはりちょっと難しいところもあると思うんです。だから、しっかりと今後の見通しの計画を立てて行っていただきたいなと。ファミリーサポートでどこまで対応できるかとかもありますし、ここ

のアンケートの中にあつたのは、小児科と併設したような形でのところを希望されている方が多い。そのほうがやはり安心ですので、そういったことも視野に入れながら今後検討していただきたいなと思っております。ぜひ引き続いて、市民の要求に応えたよりよい保育が行われるようなことを願ひまして、次の質問に移ってまいりたいと思います。

2番目は、児童クラブについてでございます。

児童クラブは、学校とは違った環境で生活習慣や、また横だけではなく、ふだん学校の中にいるとクラスの人たち、要は同じ学年の子たちと遊ぶ機会が多いと思いますが、この児童クラブは、今のところは1年から3年ということで、こういった縦の関係も構築していくことができるというところで、本当によい場所だなと思っております。私が見た中では、3年生の子が1年生に対して「はい、こっちだよ」とか、「今からおやつの時間だから片づけてね」とかいう形で誘導していた光景がすごく目に焼きついておりますので、そういった光景があることによって、こうした縦の関係も構築されていくんだなというふう実感した次第でございます。

そこでまず、利用人数を伺いたいと思います。ここ最近の利用状況はどうなっていますでしょうか、お答えください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 昨年度8月が332人の利用でございましたが、本年度は351人で19名増加をしております。

各クラブごとの人数でございますけれども、弥生児童クラブにつきましては66名が64名で2名の減、桜児童クラブが53名から54名で1名の増、大藤が32名から28名で4名の減、栄南が13名から16名で3名の増、白鳥につきましては45名が45名で増減なしです。また、十四山東部につきましては29から29で増減なし。十四山西部児童クラブにつきましては、43人が31人で12名の減になっておりますが、こちらのほうは、日の出クラブのほうから通っております方が、日の出が第1・第2に分かれたということで戻っていらっしゃったということで12名の減になっております。あと、日の出の第1・第2につきましては、51名が84名ということで33名の増ということになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） これは夏期の利用の比較だと思うんですけども、夏期以外の通常時の比較というのはどうなっておりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えいたします。

通常の比較ということでございますので、7月1日ということで比較をさせていただきたいと思ひます。

まず、弥生児童クラブにつきましては、昨年7月1日、66人であった数字でございますが、本年度の7月1日については52人、14人の減でございます。桜児童クラブにつきましては、昨年度49人が本年度は51人で2名増加しております。大藤児童クラブにつきましては、昨年度18人が本年度17人で1名の減でございます。栄南児童クラブは、昨年度7名、本年度も7名で増減はございません。次に白鳥児童クラブにつきましては、昨年42人、本年度が36人で6名の減でございます。十四山東部児童クラブにつきましては、昨年度21人が本年度18人で3名の減でございます。十四山西部児童クラブにつきましては、昨年度6名が本年度13名、7名の増でございます。日の出第1・第2児童クラブにつきましては、昨年度は1つの日の出児童クラブでございましたが、本年度は2つに分かれまして58名、8名の増でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） これをちょっと見させていただくと、夏期の児童クラブの利用に関してはさほど違いがないかなというふうに感じるんですけども、一部、第2日の出ができたことによって移動はあるにせよ。ただ、通常の運営に関すると、例えば弥生児童クラブでいうと14名という形で大きく減少しているんですけども、この原因というのはいかがいかわかりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） この弥生児童クラブでございますが、これにつきましては年度ごとに移動がございます。特に大きな要因は考えておりません。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、大きな原因がないということであったので、どういう原因が考えられるか今後調査もしていただきたいなと思いますけれども、要するに、空間がちょっとごみごみし過ぎていて子供たちがけんかするようなことも聞いて、利用を控えるということもあったみたいなので、そういったところもぜひ調査していただきたいなと思っております。

そういった意味において、今、ゆとりある場所と、逆にほぼ定員が満員で全然ゆとりがないよという場所があると思うんですけども、さらに来年度からは4年生から6年生までも受け入れるようなことになっているはずなので、そういった部分において、今、まずほぼ満員という箇所はどの児童クラブになるのでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） お答えをいたします。

現在、日の出児童クラブにつきましても2つの児童クラブに分かれておりますので、余裕を持った状態でございます。現在につきましては、弥生児童クラブが定員に近づいておりますので、ここが若干定員に近づいておるということでございます。あと十四山東部児童クラ

ブ、こちらにつきましても定員にいっぱいのところがございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） そういったことでありますので、来年度4月から4年生からも受け入れるということなので、この対策というか、満員のところをどのように対応していくのか、プランがあればお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 渡辺児童課長。

○民生部次長兼児童課長（渡辺秀樹君） 現在定員にいっぱいのところがございます、御指摘のとおり、来年度から4年生以上の児童も受け入れをさせていただいております。昨年度につきましては日の出児童クラブの移転改築をさせていただきまして、定員も50名から2倍の100人に増員をさせていただいたところがございます。今後は、年齢拡大も踏まえて児童クラブの環境整備を進めていかなければならないと考えております。本年度におきましては、それぞれ定員いっぱいにつきましても、施設の改修等で定員の増を考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、満員のところに関して、そういった対応をしていただくとか、要するに利用したい方が、混雑しておるからちょっと控えようかなというような形で遠慮しないで受け入れられるようなキャパを、ぜひとも確保していただきたいと思っております。

冒頭申し上げたとおり、子供の生活の環境としましても、僕自身が実は子供のころ家に帰ったら、両親が共働きなので家に1人でいたことがあるんですけども、こうした児童クラブなどがあると、生活環境としてリズムがつかれるし、人とのコミュニケーションの場としても有効に活用できるし、それが人格形成につながっていくということで、しっかりとした教育にもなっていくと思うんです。

だから、ぜひそういったことも踏まえながら、利用したい方が遠慮しないで受け入れられるようなキャパを確保していただきたいなと思っております。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開を午後1時とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時57分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き那須英治議員、お願いします。

○4番（那須英二君） 午前中に引き続いて、午前中の終わりには児童クラブの件で、必要な方が利用できるようなキャパを確保してほしいということで、ぜひ対応していただきたいと

いうことでもございました。

それで、その続きでございますけれども、今度は児童クラブの利用料金が結構高額であるので、利用したいけれども、なかなか利用できないという声も耳にしております。ぜひとも利用料金を引き下げたり、また軽減や減免などを積極的に行っていただきたいなと思っております。

今、本市においても減免制度がございますけれども、どのような基準になっておって、どれだけの人が受けているか、お聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えいたします。

児童クラブの利用の減免につきましては、一応4つのものがございます。1つとして、生活保護世帯については全額でございます。対象者としましては4名です。それから、前年度分の市民税非課税世帯、これも全額でございます。対象者としましては10名でございます。それから、遺児手当の受給世帯等ということで半額になっております。こちらのほうは8名でございます。また、25年度よりになりますけれども、就学援助の受給世帯半額が新たに設置されております。こちらの対象は2名ということで、合計24名になっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） 今、生活保護世帯であるとか、非課税世帯、または遺児手当、要するに母子家庭と父子家庭というところや、あと新たに就学援助の受給世帯ということでふえたということで、これはたしか私が質問させていただいたところになると思うんですけども、実は私自身、恥ずかしながら先日まで余り知らなかったんですけども、今、25年度から開始ということで、ところが受けてみえる方は今聞いたところ2名という状況でございます。これはもっと周知が今後必要になってくるんじゃないかなと思っております。

もともと就学援助自体がなかなか、弥富市ではもっとたくさんの方が受けられると思っておるんですけども、その周知とあわせて、教育委員会とも連携しながら、そのPRにも努めていただきたいと思いますと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 周知の仕方はなかなか難しい面もあるかと思えます。就学援助の関係につきましても、以前、那須議員からいろいろと御提案いただいたことがあると思っておりますけれども、そのときでもなかなかこれはという解決策はなかったように私覚えております。いかに周知していくかということにつきましては、また研究させていただきます。

○議長（佐藤高清君） 那須議員。

○4番（那須英二君） それと就学援助と、この弥富市の基準というのは結構、他の市町村と比べてもかなり高い水準になっており、受けやすいものとなっておりますので、難しいと言われましたけれども、具体的なところも、今、多分示していただいていると思うんですけれども、まだまだ受けられる方が、対象者はいるんだけれども、実際受けている方はなかなかいっしょらないという状況だし、今の児童クラブの就学援助受給世帯を見ても2人ということなので、ここは周知されていない今の部分だと思います。また、新しく25年度から始まったということで余計にだと思っんです。だから、そういったことも含めて、ぜひPRに努めていただきたいと思いますと思っております。

そして、今後も子育てしやすいまちとして、さらなる弥富市の発展を願って質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（佐藤高次君） 次に三浦義光議員、お願いします。

○8番（三浦義光君） 8番 三浦義光です。

通告に従いまして、今回は2点質問いたします。

質問を前にいたしまして、ことしの夏は天候不良が続きました。特に8月においては、平年の半分ぐらいの日照量だったということです。また、特筆されるべきは、やはり広島県広島市で起きました局地的に短時間の大雨による土砂災害、甚大な被害が出ております。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興を願うものでございます。我が弥富市においてもマイナスゼロメートル地帯、9月においても局地的な大雨が多い季節でございます。十分な浸水被害など、災害に対して準備でき得る対策は講じていきたいものでございます。

それでは1点目、地域、行政が連携した防犯対策及び危機管理について質問をいたします。

防災の面では、自助・共助という言葉が今日では市民の皆様にも浸透してきたと思われまます。昨年度末、そして今年度に入りまして、自治会から防犯カメラの設置並びにAEDに対するの問い合わせが相次ぎました。防災以外でも、行政任せということではなく、自分自身、または町内で対処していこうという動きが感じられます。まずは防犯カメラについてお尋ねをいたします。

近年、ひったくりや空き巣などの犯罪が増加傾向の中、犯罪の最も効果的な対処法として、自治会の皆様同士がお互いに助け合う地域づくり、そこから醸成される地域の見守り合いを基本として犯罪の起きにくい安全・安心なまちづくりを目指しています。そして、地域の見守りの行き届かないところに対し、防犯カメラを設置することが犯罪の抑止に有効と考えられております。

防犯カメラとは、改めて言いますと、施設の利用状況、混雑程度の把握を主目的とし、犯罪の防止を副次的とする場合を含む設置主体が管理する市の公の施設、また防犯上必要性が



生じた市道など道路上の犯罪の予防を目的として、不特定または多数の者が出入りする場所に固定して常設された撮影装置で、映像表示、または映像記録の機能を有するものでございます。

しかしながら、カメラの設置で本人の意思にかかわらず撮影され、カメラに監視されるという状況を危惧する方もおります。このプライバシーに関する権利は、明文規定はないものの、憲法13条により保障されていると解されております。被写体となる個人のプライバシーを侵害することがないように、十分留意することが必要でございます。

したがって、設置に当たっては、本人の知らないうちに撮影させること、いわゆる隠し撮りとならないよう、わかりやすく表示することが必要です。さらに、可能であれば、撮影区域内だけではなく、撮影区域に立ち入る前の場所にも表示するなど、撮影区域であることを認識させることにより犯罪の予防を高めることができます。また、表示により、被撮影者に対して撮影区域に入らないという選択の機会を与えることも必要でございます。

このように、その運用を誤らないよう、適切な画像の取り扱い、情報の漏えい防止、画像の適切な保管などに配慮するために、管理責任者を指定するとともに、機器の操作や画像データの視聴ができる方を限定し、操作を行う担当者を指定し、担当者以外の操作を禁止することが望ましいと思われまます。

そして、この管理責任者は、画像データの必要最小限度の保存期間を決め、不必要な保存はやめ、データを記録した記録媒体、ビデオテープ、DVDなどについての不必要な複製や加工を行わないこと、また管理責任者や操作担当者以外の視聴や、盗難防止のため事務室などの施錠でき得る室内または設備の中で、かつ関係者以外の立ち入り、使用制限をするなど厳重に管理し、外部への持ち出しを禁止するようにしなければなりません。データの消去に関しても、復元不能となるよう確実に消去し、媒体を破棄する場合も破砕するなど、画像が読み取れないようにしなければなりません。

自治会など地縁組織が管理する市有財産上においても、防犯カメラを設置しようとするときは適切に運用していくため、利用目的や利用形態に合わせ管理運用規則を定め留意していかねばならないと思います。

弥富市として、自治会から防犯カメラ設置について問い合わせがあった際、これまで述べた事柄について、せっかく設置するのであれば長期間使用していただきたいと思います。後に問題が発生しないような説明・指導はされておりますか。

また、カメラ、記録媒体を含め、画像のよしあしで購入金額には差が出ますが、ある程度の画像を求めるのであれば、多額の出費となると聞いております。ましてや規模によって複数台を希望している自治会もございます。市として、購入に対し助成を行っておりますか、お聞きいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、設置について問い合わせがあった場合、問題が発生しないような説明・指導はされているかという御質問に対する答弁でございますが、防犯カメラは犯罪の防止を目的として継続的に設置することにより効果が期待されます。不特定かつ多数の人を撮影しますので、防犯カメラの設置及び運用に関して配慮すべき事項があります。愛知県において、防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインが策定されております。その中で防犯カメラの設置目的を明確に定め、目的を逸脱した利用を行わないことや、設置の表示、秘密の保持、撮影された画像の適正な管理、画像の閲覧・提供の制限などが示されております。設置に関して相談をいただいた場合は、このガイドラインに基づいて説明・指導を行い、あわせて蟹江警察署にも相談・指導を行っていただいております。

続きまして、市として、この防犯カメラの購入に対して助成は行っているかという御質問でございますが、現在はその助成制度はございません。

防犯カメラの補助制度につきましては、愛知県内に防犯カメラの補助制度を設けている市が幾つかあります。どういった地区を対象とするかにつきまして、住宅地を対象にするところもあれば、駐車場のところもあります。対象地区について、それぞれの市で考え方がいろいろあります。

また、補助金の率でございますが、2分の1のところが多いですが、別の率にしているところもあります。さらに補助金の限度額ですが、50万円のところが多いですが、その他のところもあります。いろいろな市におきまして制度をつくっておりますが、細かい違いがありますので、県内の市の状況を今調べております。その上で、弥富市でどういった制度が好ましいか、今年度、調査・研究し、来年度当初から補助制度をつくっていけないか検討しているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 愛知県における防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン、こちらは私も読ませていただきました。自治会の自己防衛として有効なカメラではありますが、プライバシーの保護など十分留意し、警察とも連携をして、市として自治会に指導を行ってください。これらを守らないようでしたら、設置を計画している自治会は多くの住民の方々の賛同を得られずに設置実現にならないおそれもございます。

そして、市の助成ですが、白鳥学区内の自治会の公園におきまして昨年度既に全額自治会予算で数台のカメラを防犯並びに浸水被害を予見する防災目的で設置されております。また、それに伴いまして、近隣自治会がその情報を得て今年度、公民館、公園などに防犯カメラの設置を計画しております。こういった地元の動きをお聞きしまして、ことし、市主催で行われました出前講座、また議員の中でも昨年の小坂井議員、ことしに入って平野議員と相次い

で同様な質問がなされておりますが、あえて再度質問をさせていただきました。

何はともあれ、冒頭で述べましたが、各自治会の自主防災意識が強まったことに比例して、防犯に関しても自助・共助が芽生えてきているようで、助成なしで設置、または計画される動きが見られております。何とぞ早急な助成の決断をお願いいたします。

愛知県下の市町の助成、こちらも私調べさせてもらって十分把握はしておりますが、今回の質問であえて幾らではなくて、助成がつけていただけるかつけていただけないかを重視いたしました。

それでは、次に懸念されることなのですが、どこに防犯カメラを設置するのか、どこに記録媒体を置くのか、カメラから記録媒体までの配線はどうするのかといったことです。

電柱へのカメラの設置は許可してもらえますが、それ以外の記録媒体などの設置は許可してもらえないということです。また、NTTの柱にはカメラの設置さえ許可してもらえないそうです。ですので、カメラを設置した電柱のすぐそばの家に御協力いただいて、家の中に記録媒体を置かせてもらうのか、また自治会集会所など施設に記録媒体を置いたとしても、電柱からカメラまでの配線をどうするのか、これらが問題になってきます。電柱を利用して配線することは可能ですが、申請して許可がおりるまで数カ月かかるとのこと、期間にゆとりがないと電柱を利用したシステムは組めません。その上、配線で利用した電柱の数だけ使用料が発生し、ここに経費がかかるそうです。

それなら、新たにポールを立てて電力を供給してもらい、カメラとキャビネットを設置、そのキャビネットの中に記録媒体など必要機器を入れる方法もございます。そうすれば、カメラの設置の許可申請や電柱を使用させてもらうための共架の許可申請をしなくても済み、設置までの期間が短くなります。煩雑な申請手続がかなり軽減されます。ただし、ポールを立てるのに関しては、市道であれば市役所に道路占用許可申請、立てる工事での道路使用に対し、警察署へ道路使用許可申請などと、電柱からポールへの電力供給の申請を中部電力にする必要がございます。電力供給の申請は、電気会社の方ならお手の物で任せれば大丈夫でございますし、ただポールを立てるのには業者が申請しても許可がおりません。あくまでも自治会が申請者となって、役員の方と業者と一緒に市役所に出向き手続をしなければ、スムーズに事が運ばないということでございます。

これは関西のとある市の事例を調べたものでございますが、最近の防犯カメラの需要の増加で申請の手間が軽減されてはいないのでしょうか。また、自治会からの設置相談で、弥富市はアドバイスなどしてもらえるのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 設置に関しては、設置場所の承諾や工事に際しての道路使用許可申請を必要とする案件がありますので、自治会、関係機関と相談させていただきながら進め

てまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） カメラ・記録媒体とも、とても高価なものでございます。その他許可申請に必要なになってくる備品に関して、でき得る限り経費のかからないよう、市の指導をお願いいたします。

全ての問題がクリアして、見事に防犯カメラが設置できたといいたします。最初に述べたように、撮影された画像に対しては、プライバシーなどの人権が侵害されることがないように十分に取り扱いに注意しなければなりません。しかしながら、法令に基づく場合、これは裁判官が発する令状に基づく場合や捜査機関からの照会、弁護士からの照会に基づく場合、そしてもう1点、個人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ない必要性がある場合、これは事件発生直後における緊急の犯罪捜査や行方不明者の安否確認、災害発生時に被害状況を提供する場合などが想定されます。これら2点のように、事件捜査のため、警察などに画像データを提供できるよう、弥富市は自治会などの組織内の提供ルールの基準を定め、適正運用できるように指導していただきたいですし、どの自治会に、どの箇所に幾つあるか把握していただきたいと思います。

また、各学区で活躍されております青色防犯パトロールの方々に、カメラの設置場所の開示などを行っているのでしょうか。これをあわせて市の考えを聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 防犯カメラの設置につきましては、商業施設や金融機関、駐車場等において設置が進んでいるようではありますが、どこに何台設置されているかなどの把握はしていないのが現状でございます。蟹江警察署においても、犯罪抑止対策として防犯カメラの設置促進は課題と考えられておりますので、防犯カメラの設置状況の把握や取り扱い等について協議してまいります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） もちろん青色防犯パトロール隊への開示ということは、市の把握している箇所で構わないと思いますし、カメラとパトロール隊をうまく連携させて地域の防犯に生かしていけたらいいと思っております。

警察署からの指導、これは設置する際の設置箇所の選定から始まり、多くの問題点でお願いしたいと思っております。また、設置後の協力についても、警察署と連携をして防犯カメラを自治会として有効に活用していただきたいと思います。

次に、自治会自体で保有を目指しておりますAEDについて質問いたします。

AED、自動体外式除細動器は、2004年7月から、医師などの医療従事者しか使用できなかったものが一般の方々に使用が認められ、現在では周知されてきております。改めて、A

E Dの仕組み、役割、効果を今回述べることは必要ないと思っておりますが、今日、自治会単位でA E Dの取扱訓練が頻繁に行われている状況だと思えます。

A E D自体の操作は、アナウンスどおり行えば比較的容易なものでございますが、救命の連鎖は御存じでしょうか。突然心肺停止された方に、まず早期119番通報、次に早期心肺蘇生法、そしてA E Dを使用して心臓の震えを取り除く、最後に早期二次救命処置、救急隊や病院でより高度な医療処置を行う、これらの救命の連鎖、チェーン・オブ・サバイバルが一つとして欠けることがないよう、しっかりとつながることが何よりも大切だと考えられております。

A E D実施訓練だけではなく、この一連の救急救命訓練がより一層重要視されております。自治会でも昨今、盛んに訓練がとり行われていると思えます。現状、どれぐらいの自治会が、どれぐらいの頻度で行われているのか、市は把握しておりますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） A E Dの訓練の状況であります。海部南部消防署に問い合わせをいたしました。

海部南部消防署管内でA E Dの講習実績につきましては、昨年度の実績で52件ありまして、弥富市内の方においては26件実施されております。また、自主防災会においても11団体がA E Dを取り入れた訓練を実施していただいております。

なお、海部南部消防署において年間4回の一般公募による普通救命講習会が実施されておりますので、受講していただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 意外と、自治会主催のA E D講習を含めた救急救命訓練は少ないような気がいたしますが、もちろん学校P T A並びにサークルなどの団体での訓練を含めれば、より多くなると思えます。何にいたしましても、緊急のとき実践できるよう、自治会など、1回と言わずに2回、3回と繰り返し訓練実施を行っていただきたいと思えます。

次に、厚生労働科学研究によれば、平成24年12月の時点で我が国のA E D販売累計台数は45万台に迫ろうとしております。医療機関、消防機関を除く公共施設など、一般市民の方が使用できるとされているA E Dは35万台強となっております。P A D、一般市民が使用できるA E Dの設置数都道府県別ベストテンは、平成23年12月時点では、もちろん東京都が1位でございますが、愛知県は3位とまずまずの設置数でございます。しかしながら、これを人口10万人に対してのP A D設置数で見ますと、東京都は3位にランクされておるのですが、愛知県はベストテンから外れランク外になっております。県下ではまだまだ必要十分な数とは言えず、いざというときに役立たせていないのが現状だと思っております。

こういった中、自治会でA E Dを所有・管理しようという動きが見られております。ただ

し諸問題があり、実現に至らないというのが実情でございます。

まず、設置場所なのですが、集会所の屋外に設置した場合、常に人がいるわけではございません。無人の際には集会所は施錠されておりまして。区長さんなどの役員さん宅に行き、鍵を借りて、ようやくあけて持ち出すといったこととなります。しかしながら、そんなことをやっていけば、5分、10分かかってしまい、AEDを設置した意味がございません。逆に屋外に設置すれば、いざというときには使用できますが、盗難の心配がございます。今どきはどんな大きな音がしても、ATMさえ盗まれる時代でございます。屋内設置において、いざというときはガラス1枚割って入れればいいじゃないかという意見もございますが、これに対しては余りに乱暴なやり方ではございます。

1つ例として、自治会のちょうど真ん中あたりの常に家に在宅されている方に置かせていただく方法は、安全ではありますが、役員でもない方に責任を押しつけるのも問題でございます。

京都での事例でございますが、個人宅の軒下に収納ボックスを設置し、ダイヤル錠を取りつけているという事例がございます。番号については、町内の人全員に伝えられて、すぐ対応できるようになっておりますが、防犯上、余りにも多数の方が番号を知り得るのはいかかなものかと思えます。

これは私自身の考えではございますが、消防署にAED設置について報告するとともに、ダイヤル番号を伝え、119番通報時、ダイヤル番号を教えてもらうようにすれば、こういった対応にも対処できるのではないかと考えておりますが、自治会と消防署の連携が可能なかどうか、弥富市の考えを聞かせてください。

また、盗難についてですが、リースかレンタルで、屋外鍵つきボックス管理で動産保険が適用できるのか。可能であれば、リース・レンタルの対応も選択肢に加えられると思えます。こちらについてもあわせて市の考えを聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 最初に、自治会と消防署の連携は可能かの御質問に対する答弁でございますが、119番通報時に救命措置が必要な場合、AEDの指示をすることもあるとお聞きしております。AEDの設置場所について消防署との連携をとることは大切ですので、設置場所の情報の共有も進めてまいりたいと考えております。

次に、鍵つきボックス管理で動産保険の対象となるのかの質問に対する答弁でございますが、JA弥富に確認したところ、動産保険の適用は可能であり、実際に加入されているところもあるようです。

なお、注意点としては、リース契約時に保険を含めて契約する場合があるので、よく確認をしてくださいとのことでした。

また、AEDの設置に関しまして、自主防災会の資機材の整備に必要な経費の補助といたしまして、資機材の購入費の85%、限度額は50万円でございますが、その補助を行っておりますので、活用していただければと考えております。

なお、AEDにつきましては、心臓発作などで心肺停止状態になった際に電気ショックを与えて蘇生させる医療機器であり、医師免許がない市民の皆様も使うことができます。市におきましては、このAEDを公共施設に設置を進めておりますが、公共施設が開いていない夜間や休日などは利用できない状況であります。そこで、夜間も開いているコンビニエンスストアに設置すれば、市民の皆様方が24時間AEDを借りられることが可能になりますので、コンビニエンスストアに協力いただいて設置できないか、今後協議を進めていこうと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） AEDの自治会設置には幾つもの問題点がございしますが、市と消防署が連携をしていただき、自治会からの相談があれば、よき指導を市には望みたいと思っております。また、リース・レンタルに関しても、保険の問題などを含め、より有効的な設置方法を指導してくださるようお願いいたします。

また、先ほど述べました一般市民が使用できるAED（PAD）の普及という観点においては、コンビニエンスストア、また個人の医院、また歯科医院などに設置をしていただいて、近隣自治会と協力していただくということも非常に重要なことではないかと思っております。

最後に、先ほどの防犯カメラ並びにこのAEDの設置に対しての自治会要望を総括して、市長に少しお尋ねをいたします。お願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員に御答弁申し上げます。

AEDの設置ということが、近年、高齢化社会も迎えて大変重要な道具というか機械だろうというふうに思っております。私どもも先進市町の例をいろいろと研究させていただきながら、その設置方法を市民が周知できるような方法がないだろうかという形の中で、先ほど総務部長が答弁しましたように、公共の施設はもちろん置いてあるわけでございますけれども、夜間であったり、あるいは早朝であったりというような状況の中において、このAEDはコンビニにあると、コンビニエンスストアにあるということを市民の方に知っていただくことにおいて、そこから広がっていくと。そしてまた、命が救えるというような状況になるのかなあというふうに思っております。今後は、AEDイコールコンビニエンスストアということ強く市民に訴えていきたいと思っております。

また、それぞれの今、学区・地域におきまして、防災計画、防災訓練をやっけていただいております。そうした状況の中で、消防団が海部南部消防の指導を受けながら、このAEDの

使い方については指導を受けております。そういう形の中では、地元の消防団に対して自治会と連動していただいて、その使い方については周知をしていただきたいというふうにも思っておりますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 早期の実現をお願いいたします。

それでは、2点目の質問に移らせていただきます。

平成26年に新施行されました農業施策に対しての農家の対応についてでございます。

平成24年度から開始しました各市町村における地域の農業者の徹底した話し合いにより人・農地問題の解決方向や地域農業の将来のあり方を明確にしていく人・農地プランの作成プロセスなどにおいて、信頼できる農地の中間的受け皿があると人・農地問題の解決を進めやすいとの指摘があったことを踏まえ整備したのが、農地中間管理機構であると述べられておりますが、具体的な内容について説明をお願いいたします。

また、この機構に関する市町村の役割、そして農業委員会の役割、それぞれ明確にお聞かせください。

そして、農地中間管理機構と従来の農地保有合理化法人との違いは何でしょうか、それもあわせてお聞きをいたします。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、答弁させていただきます。

最初に、農地中間管理機構の内容でございますが、昨年6月に閣議決定されました日本再興戦略の中で、10年後の日本の農業の目指す姿の実現に向けた目標として、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地面積の8割を占める農業構造を実現」が示されました。この目標実現に向けまして、農用地等の効率的な利用と有効利用を進めるために、農地中間管理事業の推進に関する法律が本年の3月1日に施行されまして、また本年4月1日に農地中間管理事業の引受先といたしまして、愛知県農地中間管理機構が設立されました。

この愛知県農地中間管理機構が農地の貸し手の中間的な受け皿となりますので、農地の所有者は安心して農地を貸し出すことができます。農地を借り受ける担い手は、農地の集約や規模拡大を進めることができると考えております。また、農地中間管理事業を利用することによりまして、交付要件が合えば、地域や個々の出し手に対しての協力金が交付されます。

この事業につきましては、農業経営の規模の拡大や耕作の事業に供される農用地の集団化を進め、農用地の利用の効率化と高度化の促進を図ることができます。農業の生産性の向上に資することを目的といたしまして実施されるわけでございますが、業務の一部が市や農協さんへ委託されるようになっております。



次の御質問でございますが、市町村農業委員会の役割でございますが、市といたしましては農協と協力しまして、農地の出し手の掘り起こし業務や担い手の公募、台帳作成業務などの事務を進めてまいりたいと考えております。農業委員会におきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律において、市町村は、必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聞くことになっております。農用地利用配分計画などを審議していただくよう、事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、農地中間管理機構と従来の農地保有合理化法人の違いでございますが、農地保有合理化法人につきましては、従来、農地保有合理化事業により農地の借り受けや貸し付け、買入れや売り渡しを行ってございましたが、今回の農地中間管理事業におきましては、農地保有合理化法人制度は廃止されることになりまして、これまで行ってきました事業、農地中間管理機構が請け負っております農地中間管理事業の特例事業といたしまして引き継がれることになっております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 何かと非常に難しい施策ではございます。農地の中間的受け皿としての機能、これからの推移を見守っていきたいと思っております。

次に、この農地中間管理事業の活用メリット、支援について質問をいたします。

これは、みずほ総合研究所の所感ではございますが、農地中間管理機構の事業としてのメリット、評価すべき点は、1つに機構が必要に応じて基盤整備を行うことができ、これにより農業者が規模拡大に際して好条件の農地を確保でき得る機会がふえると見込まれております。それにもう1つ、機構の設置に合わせ、弥富市には該当しませんが、所有者不明の耕作放棄地を借り受ける手続の簡素化や農地台帳の法定化に踏み切れることでございます。これらは、これまで多くの有識者が求めてきた重要な対策であると聞いております。

一方、今後の課題といたしまして、農地所有者に対しての機構への貸し付けを促す対策の実施が上げられます。このままでは機構が取扱面積をふやすのは困難であるということが上げられます。対策を考えていかなきゃならないと思っております。ということはこの研究所は評しております。

これを踏まえ、今回の農地中間管理機構への出し手に対する支援の地域に対する支援、地域集積協力金と、個々の出し手に対する支援、経営転換協力金及び耕作者集積協力金についての説明、そしてメリットを聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 地域に対する支援でございますが、地域集積協力金は、地域の話し合いによりまして担い手に農地を貸し付けるために機構に農地を貸し付ける場合につきまして、地域内の全農地のうち、機構に貸し付けた割合に応じた単価に機構に貸し付けた面積

を乗じた金額が市町村より交付されます。交付単価といたしましては、2割を超え5割以下につきましては10アール当たり2万円、5割を超え8割以下につきましては10アール当たり2万8,000円、8割を超える場合につきましては10アール当たり3万6,000円でございます。

個々の出し手に対する支援のうち経営転換協力金は、経営転換やリタイアをする農業者、農地の相続人で農業経営を行わない者については、機構に10年以上農地を貸し付け、機構から担い手に貸し付けられた段階で経営転換協力金が市町村から交付されます。この単価につきましては、0.5ヘクタール以下につきましては1戸当たり30万円、0.5ヘクタールを超え2ヘクタール以下につきましては1戸当たり50万円、2ヘクタールを超える場合につきましては1戸当たり70万円でございます。

また、耕作者集積協力金につきましては、機構が借り受けている農地に隣接する農地等を機構に10年以上貸し付けて、機構から担い手に貸し付けられる段階で耕作者集積協力金が市町村から交付されます。この単価につきましては、10アール当たり2万円でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 新しい農地中間管理機構について、このような支援、メリットがあるということですが、支部長を通じて各集落へこれらの説明会を行っていると思いますが、個々の農家さん、集落の反応があったのであれば聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 農地中間管理事業についての説明でございますが、市、農協、農地中間管理機構によりまして、7月の支部長会において説明をさせていただきました。また、要望をいただきました集落に対しては、個別に説明をさせていただいております。

説明をしました集落の中でまだ、農地中間管理事業とは何かという質問もございますし、事業内容をまず理解していただく段階の方がまだほとんどでございますが、中には積極的に集落内の農地を集積していく意向をお持ちの方もございますので、今後も説明会を設けていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三浦議員にお答え申し上げます。

今、弥富市の水田・農地は1,600ヘクタールございます。そして、その40%が利用権設定をされて、オペレーターが管理をさせていただいていると言っても過言ではないと思います。また、全体の20%は委託をされた形の中で、地権者から手が離れているという状況で、1,600ヘクタールの約60%がそのような形で、今、農地が維持管理されているという状況でございます。そして、この中間管理機構における農地の集約化は、これを80%まで持つていくというような状況でございます。

そうした形の中で、今、開発部長がいろいろとこの施策につきまして答弁をさせていただいたわけですが、大変難しい。JAさんであるとか東海農政局が、今、一生懸命説明をしておりますけれども、地権者の中には、まだまだ理解をしがたいというような状況があらうかなというふうに思っております。また、制約条件もいろいろと課せられてくるわけですので、細かい形の中で、それこそ農協だとか東海農政局、そして私どもも一緒になって、いわゆる出前講座をするぐらいの気持ちがないと、これは浸透していかないだろうというふうに思っております。

そうした形の中で、農地の利用・活用ということにつきましては大変重要な問題でございますので、そんなことを私どもといたしましてもJAさんにもお願いをしていきたいというふうに思っております。お金のかかってくる問題でもございますので、その辺の理解の度合いが非常に重要になってくるだろうというふうに思っております。

また、集会等において積極的な農家の方にも参加をしていただいて、この制度と同時に、自分たちはどう判断していくかということが求められてくるわけですので、そういう意思表示を支部長さん中心に、また個々に協議をしていかなきゃならないだろうというふうに思っております。

いずれにいたしましても、中間管理機構、10年後の日本の農業行政のあり方と言われますけれども、国も、この農業政策についてしっかりと我々に対して援助をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 集落により周知に差はあると思います。農地中間管理事業に対してよく勉強されている農家の方が多い集落に関しては何も心配する必要ございませんが、しかしながら先ほど部長が言われたように、まだまだ理解不足の方々が数多くお見えになります。支援を受けられる条件を満たしている集落でありながら、農家が理解できなかったから申請しなかった、こんな事例がないよう、要請があれば市からの十分な説明をお願いいたします。

事業本体の問題に関しましては、本格運営されてからの話になります。来年度以降、また何かしら再度質問をさせていただきます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

昨年の6月議会に、農地・水保全管理支払交付金については質問をいたしましたが、今年度からまた、またと言っていいのでしょうか、多面的機能支払交付金に組みかえられ拡充し、より利用しやすくなったと言われる事業に対して質問をいたしたいと思っております。

改めて、この事業の概要を述べますと、農村地域の少子・高齢化及び過疎化などにより、これらの地域の共同作業が困難となり、農業に係る共用の設備の維持管理に支障が生じ始めてきております。また、そうした共同作業が困難になることにより、農家の負担が増加

することも懸念されています。このため、従来から行われている農業者などのその種の共同作業に対して、国及び県が資金を援助するものでございます。こうして農業者及び地域住民は活動組織をつくり、活動計画書を決定します。活動組織は、それをもとに市と協定を結び共同作業を行います。それらの作業に対して協定で定められた農用地の面積に応じて、国・県及び市からの交付金が支払われるということになります。一方で行政においては、国の支援及び指導のもと、県が基本方針を決定し、市は住民側と協定を結ぶとともに、活動の実施状況の確認を行うというものでございます。これが一連の流れでございます。従来の農地・水保全管理支払交付金と比べて事務手続は簡素化されたとは聞いておりますが、具体的な内容をお聞かせください。

そして、多面的機能支払交付金には、農地維持支払と資源向上支払とがありますが、これは別々に申請を行わなければいけませんか。会計も区分する必要がございますか。また、市街化区域内の農用地や農振白地農用地は交付金の対象となるのでしょうか。あわせて聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） それでは、多面的機能支払交付金につきまして御説明させていただきます。

最初に、多面的機能支払は、農業生産を営む上に不可欠な基礎的な保全活動を支援する農地維持支払と地域資源の質的向上を図る共同活動を支援いたします資源向上支払で構成をされております。具体的には、農地維持支払につきましては、今回新たに創設されました制度で、農地ののり面の草刈りや水路の泥上げ、農道の路面維持などの地域資源の基礎的な保全活動や推進活動を行う地域の活動組織を支援するものでございます。

また、資源向上支払につきましては、従来の農地・水保全管理支払を組みかえまして名称変更したものでございます。水路や農道の軽微な補修や施設の長寿命化などの地域資源の質的向上を図る活動を行う地域の活動組織を支援するものでございます。

次の御質問でございますが、それぞれの支払いにつきまして別々に申請し、会計も区分することができますかという御質問でございますが、農地維持支払と資源向上支払のうちの共同活動につきましては申請も会計も一緒にできますが、資源向上支払のうちの長寿命化につきましては、申請も会計も別々にしていただく必要がございますので、よろしく願いいたします。

続きまして、3問目の農振農用地、白地でございますが、交付金の対象となりますかとの御質問でございますが、市街化区域内の農地や農振白地の農用地は交付金の対象としておりません。市街化調整区域内の農振の青地の農用地のみを対象としておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） このような地元からの質問もございましたので、あえてお聞きをいたしました。

確かに多面的機能支払交付金では、従来に比べて交付額は多少増額にはなつたと聞いております。もう一作業、これまでやれずにいた箇所に入ることが出てきました。しかしながら、事務手続に関しては、これまで同様、複雑な面は変わらずと、実際携わっております活動組織の役員さんの感想ではございました。

次に、これまでの農地・水保全管理支払交付金制度から引き継ぎの取り組みは可能なのでしょうか。新規加入はありますか。新制度導入後の加入状況をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 農地・水保全管理支払交付金の実施要綱に基づきまして採択されております活動につきましては、経過措置といたしまして、多面的機能支払交付金によりまして、平成26年度末までに農地・水保全管理支払と同等の活動が実施できます。また、平成27年度には、多面的機能支払交付金が法制化される予定でございますので、平成27年度以降も引き続き活動できる予定となっております。市内では14の活動組織に引き続き活動していただいております。また、その中で1つの活動組織でございますが、今まで取り組まれていなかった資源向上支払の中の施設の長寿命化に新たに取り組みをいただいておりますが、今のところ新規の活動組織の御加入はございませんので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） もともと共同活動に関心があり、積極的な農地保全や管理がなされている集落に関しては、新しい制度にも柔軟に対応され、活動されているのではないのでしょうか。しかしながら、せんだって弥富土地改良区管内の加入状況ということで、非常に少ないとのこと。6月に管内の役員への新規加入推進説明会で、新しく手を挙げられた集落、組織はなかったと聞いております。次年度に向けての加入はもうできないのでしょうか。まだ間に合うのであれば、今後も推進ということの状況をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 市内には活動組織がない地域もございますが、ことしの6月に説明会を実施させていただきました。今後も活動組織を立ち上げていただけるよう、説明会を設けていきたいというふうに考えております。次年度に向けた加入は可能ですが、次年度の予算措置が必要となりますので、年内に相談または御報告をいただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） 一様に不参加の集落は、農家のリーダーさんの方々の高齢化が進んでおり、若手役員の登用は必至でございます。今回の多面的機能支払交付金の重要な役割の一つであると思います。公共事業で早期に農用地の整備を望むというよりも、交付金を使っていただいて、集落の老若問わず共同作業で農道・農水路を整備していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

6次産業化については、平成24年12月議会で農村助成事業の観点から質問をいたしておりますが、今回は、ことし4月に愛知県6次産業化サポートセンターが設置されました。ですので、改めて質問をさせていただきます。

説明するまでもございませんが、農業や水産業などの第1次産業が、食品加工、流通販売にも業務展開をしている経営形態をあらゆる造語でございます。このような経営の多角化を6次産業化と呼んでおるそうです。全国的なアンケートでは、ほとんどが所得の向上、続いて生産の拡大、企業経営の確立、社員のやりがい向上が6次産業化のメリットとされております。直接販売に伴い、価格決定も主導的に行えることで利益率が向上し、市場流通の需要関係に左右されずに済むからでございます。今後の経営展開については、規模拡大がほとんどで、6次産業化への取り組みが定着してきたことがうかがえます。

農業者の営業類型は野菜が最も最多でございます。続いて果樹、酪農でして、販売形態は自社店舗での直売、スーパーなどでの産直、インターネット販売や通信販売、そして道の駅などの直売所への委託販売でありました。課題として重要なのは、商品の差別化、ブランド化が半数以上に上り、円滑な資金調達、マーケティングに基づく商品開発、販路拡大に向けた営業努力であり、1次産業の農業生産技術以外に6次化への鍵を握る農産加工や接客・営業・会計などの知識、さらに経営人材の確保を重視しています。また、経営を軌道に乗せるには綿密で無理のない長期的資金計画、粘り強い取り組みが必要という声が多かったということです。

以上がアンケートの結果ではございますが、弥富市として6次産業化について前回の質問から何らか進捗しておりますか。また、市の考えをあわせて聞かせてください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 前回の質問からでございますが、6次産業化に取り組まれた農家の方は個人で1件ございます。

6次産業化に関することでメリットといたしましては、生産した農産物の直接加工や販売を行うことによりまして、中間コストを削減できます。また、農産物を市場に卸す場合、不作や豊作による値段の変動がございますが、収入も安定しませんが、加工品であれば、市場への卸価格に左右されることなく安定した収入が得られると考えております。

また、デメリットでございますが、農作業だけでなく、加工品の品質管理や製造・販売のための人材が必要となり、従業員を雇用しなければならなくなりまして、そのためには法人化も考えていかなければなりません。また、経営資金や設備投資費用などの多額の資金が必要となってくるわけでございます。いずれにしましても、長期的な資金計画等が必要であると思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） メリット・デメリットがそれぞれ数多くあると思いますが、これを踏まえ、愛知県6次産業化サポートセンターが愛知県から業務委託され、愛知県食品産業協議会において個別相談業務などを行っております。業務内容は、6次産業化に取り組む意向のある農業者や認定事業計画者などを対象に、経営管理能力向上研修会などを開催、農林漁業者と商工業者との商談会の開催、農林漁業者の要請に基づき6次産業化プランナー派遣というような個別相談を実施しておるといことでございますが、弥富市と、このサポートセンターの連携は行っておりますか。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 愛知県の6次産業化サポートセンターにつきましては、6次産業化に取り組もうとする農林漁業者への6次産業化プランナーを派遣しております。内容といたしましては、事業計画の策定支援、新商品開発の助言、経営アドバイス、6次産業化に関する情報の提供などの計画づくりから事業化までの総合的なサポートをしております。

現在、市内では6次産業化に取り組んでいます農家が経営アドバイスを受けてみえますが、研修や相談窓口としてもサポートセンターを活用できます。市といたしましては、6次産業化に取り組んでいきたい農家の方へ、相談・助言の窓口といたしましてサポートセンターを紹介して、連携を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三浦議員。

○8番（三浦義光君） せっかく新設されたサポートセンターです。広く宣伝、紹介をしていただきたいと思えます。

それで、6次産業化サポートセンターでの認定事業、お隣の愛西市では平成23年度に1件、24年度に2件ございましたが、弥富市の認定事業が確認できませんでした。現在の市内の6次産業の状況をお聞かせください。

○議長（佐藤高清君） 石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 市内では4件の農家、法人が1社、個人3件が6次産業化に取り組んでいただいております。ホームページでも紹介しておりますが、みずからつくった農産物の加工・販売をしている農家が3件、消費者に直売している農家が1件ございます。以上でございます。

○議長（佐藤高次郎君） まとめてください。

○8番（三浦義光君） 農家自身が興味を持って市に問い合わせをいただかなければ、推進もサポートセンターへの紹介もできません。国また県において6次産業化を通してできる情報があれば、農業者に広く紹介をしていただきたいと思います。

最後の質問、こちらは要望だけですので、今回は割愛をさせていただきますが、これをもって質問を終わらせていただきます。

ここに来て国の農業施策は急激に進んでおります。先ほどの中間管理機構、国側、市側の説明に対して、国は農家をどうしていきたいんだというような質問も出ておりました。もちろん、弥富市がこれを答えるわけにもいかないし、質問された方も、はっきりした答えを市に求めておるわけではないと思います。これは農家の農業施策に不安を感じさせる一端だと思います。これからは農家に不安を感じさせないように、よろしく願いをいたします。これで終わらせていただきます。

○議長（佐藤高次郎君） ここで暫時休憩とします。再開を2時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時06分 休憩

午後2時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高次郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に大原功議員、お願いします。

○18番（大原 功君） 禁煙についてお伺いいたします。

服部彰文市長は、公共施設に対して全面たばこは禁止ということで、全員協議会で提案され、また全市民の皆さん方も公共施設では全面的に禁煙とされています。市民全員が市長の提案を守り、次の議員は市長の提案を無視しており、議員の権限、あるいは権力、力によって、公明党の堀岡敏喜議会運営委員長、小坂井実副議長、三浦義光建設経済委員長、早川公二議員、この4名は本庁3階のベランダでたばこを吸い、本庁3階は各家庭を見おろす場所でもあり、各家庭からは、自分の家、また洗濯物をのぞかれているのではないかと恐怖感と不安の家庭が見えるのではないかと。

新庁舎建設のために、2軒の住宅を市は購入をお願いしてみえるわけです。この3階からでは、購入住宅となる家、土地をあわせて、この4人が何か話してみえるんじゃないか、あるいはうちのことを話してみえるんじゃないかという不安も大きくあると思います。住民の方から、購入の価格が裁判によって訴訟されたりしておりますが、仮に市長がこの家にお住みになったら、恐怖感や不安、精神的打撃ははかり知れないものがあるのではないかと考えております。



本庁舎は、おおむね東向きに建っております。北側には駐車場があり、北側の出入り口には多くの住民の方が出入りしてみえます。中には親と子供さん、あるいは母親と小さな赤ちゃんを抱えて出入りをしてみえるわけでありまして。市役所は公共施設にして、市民の方はほっとして安心の場となっておる自分の出入り口の上に、公明党の堀岡議員、小坂井実副議長、あるいは三浦議員、早川議員がたばこを吸っているとは夢にも思わず出入りをしてみえるわけです。もしたばこの火がついたのを落としたなら、この住民は大変なことになるわけですから。議会議員として安全対策が本当にされているのか。

また、市民が一番市長を多く見てみえるわけでありまして、市長の安全対策、あるいは福祉対策、議員においても、市長の言われることを守り、議会基本条例、あるいは議会改革は議員みずから条例を改めてきたものであり、市長がつくった基本条例、あるいは改革ではありません。市民の方は税金を払って、その税金で議員の報酬を年間約600万以上払って見えます。市民の知る権利、あるいは公益、利益。市長は、こういうことを御存じだと思っております。議員の名前を出さないようにということでありましたが、議員は18人おります。どの議員がたばこを吸っていたのかということを知らせるのが、市民と議会とのきずなであると思っております。

また、中には、議会の動議を出すという人もいと聞いております。私は六法全書を持ってまいりました。これの中には、まず議長、それから局長にも中身を読んでもらったから、第3条、名誉に対する罪。第310条、真実の証明。公共の利害に関する事実にかかわる目的が専ら公益であるためにという真実の証明があります。まして公明党は、平和の党として国民の多くの皆さんから信頼を受けてみえるわけでありまして。私どもも個人的には、私の経営するアパートに住んでみえた方が参議院に立候補されました。我が家を挙げて応援もさせていただきました。また、公明党の方からも名簿をいただき、お願いをしますということで、約100人近い方のお願いもさせていただきました。また、公明党市議が、この後援会の紙は持ってみえるから、その方に聞いていただければよくわかると思っております。

他人にお願いをしたり、心から苦勞や悩みを聞かれる公明党の議員が、本当に議員として反省をされてみえるのか。また、副議長、議長、この3人は、議会の中の議会改革をする一番大事なことであります。中には、本会議で議長が停止ができるという話も聞きました。議会運営委員長は、今まで私は5回も議会運営委員長をやっております。また、協議会の中には議長も3回やらせていただきました。また、弥富市の初代議長ということでやらせていただきました。中身の条例、規則、これはおおむね私は覚えておるはずでございます。

そしてまた、このような年間650万近くの報酬をいただいておって、私は昭和58年に初に町議会に当選をさせていただきました。それから約30年がたっております。この手帳は、32冊近く私は持っております。議員の中でも、全国ではこのぐらい持っている人は数少ないと思

っております。年間に出る議会は約35回から38回、時間的には約120時間程度であります。本当にこの議員が議会活動のための六百何万の税金をいただき活動しておるかといえば、まるでこの4人は市民を恐怖に陥れる、不安、こういうのを市民からもお聞きしております。

また、福島県の矢祭町は、1日3万円という日当で年間約100万ということであります。この矢祭町の報酬審議会の役員は大変勉強されており、また町民の方も農業や自営業をしておるので、みずからこの報酬をとということで、議員が年間30回程度ということと言われております。弥富市も、服部市長のお話を聞けば、約1万2,000人の方の高齢者が見えるわけがあります。今一番大事なのは、高齢者がきちっとして、議会の報酬の見直し、こういうのをさせていただくことが、高齢者が、子供さん、お孫さんを安全に守り、そしてまたこの弥富市に、あるいは服部市長のもとで住みたい、住ませていただきたい、こういう願いは市民の願いであります。

この中にも、年金で生活してみえる多くの方が見えます。全国の厚生年金の平均は186万と聞いております。弥富市でも高齢者の中で厚生年金は、恐らく8,000人近くの方が見えるのではないかと考えております。ここの中で介護保険、あるいは国民健康保険を払えば、残りはあと150万前後ということ聞いております。そのためにこの家族は、少しでもアルバイトをして100万程度の年間の所得を上げる、そして子供さんには自転車、あるいはお孫さんには靴、あるいはお洋服というふうになんかものを買うために、その足ししてみえるわけであります。

市長は、市民の税金を徴収する責任があります。市民に説明責任というのはいかにされるのか。あるいは、施設管理者としてどのようにされるのか。市民全員の施設であり、あるいは財産であります。この4人の権力や職権によって規則を守らない議員は、できることなら辞職をしていただきたい。また、4人だけということは、議員全員の責任でもあり、市長の権限で議会を解散して市民に説明の責任をきちっとさせる、それが服部彰文市長が7年半前に市長になられた、税金を無駄に使わない、あるいはパブリックコメント、市民の意見をよく聞くということでやられ、今ではこの言葉が、あるいは政策が少し忘れられたんじゃないかなという気持ちもします。

これらのことを私に言われた人があります。あなたは市長の選挙も応援したから、そして市長と仲間だから、あなた言ったらどうですかと言ったら、わしが言うと怒られるでよと言わした。そしたら、わしが言ったら怒られるわと言ったら、大原さんは市長に嫌われておるから怒られてもいいんだという話だった。これは本当の話ですよ。市長がマスタープランやいろんなものを立てられた中で、本当に市民の皆さんが安心して生活できることが一番大事であります。

また、世界で一番貧しい国はインドであります。インドは約12億の人口です。その中でも

貧しい方は約8億、電気も明かりもない生活をしてみえる方は約4億と。平均年齢につきましても25歳。日本の場合は38歳ぐらいかなあとと思いますけれども、国民生産につきましても、ここはインドですからルピーになるかな。日本円で計算しますと約180兆円、日本の約3分の1です。この国は法人税は無料です。

今、弥富にも生活の苦しい方が多く見えます。こういう中で、市長もこの三、四人の方には推薦を出されて、弥富市のために頑張れということをされたと思います。推薦をする以上、国でいう任命責任というのがあると思います。これらのことについても……。市長、笑い事じゃないよ、これは市民が言っておることだから。私は市民が言ったことを言いながら、だから市長に、先ほども言ったように嫌われておる中でも、この人の言われたことを本会議や全協でも言って、多くの仕事をやっていただいております。平島町につきましても、日の出小学校という莫大な事業をかけて、そして平島町は、当時は約8,000人ぐらい住んでみえた。児童も580人ぐらいと思っております。こういうところでも市長が、私を嫌っておっても、皆さんのために小学校をつくってやるという思いをしてくれたことは、私も感謝をしております。

こういう言葉が1つあります。「馬の前に荷車をつなぐな」という話がありますけれども、これは国際社会の中で、アメリカのオバマ大統領がよく使う言葉です。総務部長、わかりますか、あなた。市長は知ってみえると思うけど。これは前後の見境がつかない。こういうことでありますので、市長、重ねて全部言いましたから、わかるところだけでいいから、反省するところは反省する、市民にきちっと説明できるところは説明するということで、ひとつ答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員にお答え申し上げます。

禁煙について、あるいは3階のベランダで喫煙をしているということに対する隣地に対する御迷惑、あるいは議員のあり方というようなことについて、また、ほかいろいろと御質問をいただきました。私の思うところを述べさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

御承知のように弥富市は、敷地内で全面禁煙をお願いしている施設は、児童福祉施設と小・中学校全校でございます。そして、そのほかの公の施設におきましては、建物の中で喫煙をしていただくことは御遠慮いただきたい、建物の外で喫煙をしていただきたいということをお願いしているわけでございます。これは条例とか規則で定めているわけではございませんけれども、我々としては今現在の時代の要請ということも踏まえながら、このような方向で努めさせていただいております。

議会の議員の方が3階のベランダで喫煙をしてみえることは、私も存じ上げております。

決して好ましいことではないというふうに思っております。議員の方々には禁煙をしていただくか、もしくは建物の外で喫煙をしていただくようお願いを申し上げていきたいというふうに思っております。この際、改善をしていただければというふうに思うところでございます。

また、隣地に対する御迷惑、こういうようなことはないというふうに思っておりますけれども、これにつきまして、あるいは議員のあり方につきましては、一応、議会改革協議会等もございまして、そちらで御協議いただいて、議員同士のルール・マナーというものを決めただければというふうに思うところでございます。あえて私がコメントすることでもないだろうと思っておりますので、御容赦いただきたいと思います。

先ほど実名を上げられました方に対するさまざまな推薦であるとか、あるいは私との関係につきまして議員がおっしゃっているわけでございますけれども、推薦はほかの多くの方にもさせていただいておるところでございます、それは任命権とは違うというふうに思っておりますので、御理解していただきたいと思います。

いずれにいたしましても、健康を害するたばこの喫煙という問題につきましては、私どもとしては健康増進計画という状況の中で、弥富市としてはその項目もしっかりと明記しておりますので、また議員各位も御講読いただければというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 総務部長は財産を管理する中でもある、管理者ではありませんけど。ベランダというのは、室内になるのか、屋外になるのか、どっちなんですか。建物の中ということにみなされれば、当然これは室内の中で吸っておることになるんですけども、事務局に聞いたら、ベランダについても建物の室内になるというふうであります。だから、この辺のところは市長、よく理解していただかないと。ただ風が通るからベランダは室内じゃないというふうになれば、各家庭のいわゆる今の家屋税は全部引かなきゃいから、そうでしょう。

だから、私が思うには、今言ったように本当に年金で苦しい、あるいは今の弥富市も、市長のお話の中では認知症の方も約700人近く見える、ひとり暮らしも約1,100人、生活保護者は260人前後見える。この間もらった今の市の財政のことにつきましては、固定資産税は1人当たり約10万円、市税は6万円というふうに聞いております。そういうのを含めて、先ほど三浦議員が言われたように、お互いに助け合っていく。自分がこういう悪いことをしたら、助け合いというのは本当に全くできんことだと思うけれども、一番初めに言われたことが助け合いと。お互いに助け合いっこするという話。それは当然のこと。

だから、議員がこれだけの金をいただいて、中には本当に生活がえらいんです。払える人

がない人を見てあげる、これも大事なこと。また、平島町なんかだと、今までは市がある一定の宅地並み課税についても負担をいただきました。今はもう終わり時分だから、大体本人が2万7,000円の市のほうが9万幾らと。大体1,000平米あたりで12万程度だったね、当時は。こういうふうになっています。宅地並み課税が今度、28年かね、これに変わってくるわけ。そういう中で、本当に自分たちが払う税金が払えないという農家もあるわけ。でも、この農家の土地は、売れば当然、先祖の土地だからというので控えてみえるわけ。でも、何とかして税金を払ってやりたい。こういうのが本当の農家の考え方。きのうも風呂で聞きました、農家の方に。我々は農家において、約33度から34度のところで畑仕事をやって、1年間やっても100万にならん。なぜ議員が裕福であって、なぜ我々が本当につましい思いで生活をしなきゃいかん。こういうことは議員全体がもっと考えなきゃいかんこと。

だから、この3月のね、私が今の定数削減についても提案をさせていただきました。現在は18人です。だが次の選挙からは16人。2人減らすだけでも、恐らく今のこういう議案やらいろんなものをして職員が対応をすると、1人当たり1,000万ぐらいかかると思います、報酬を含めて。そうなってくると2,000万近くになる。

先ほど市長が那須議員のときに、保育所についても18年近く値上げをしてないよと。実際には9園の保育所で12億もかかっていますという話を聞きましたですけども、恐らく市でも今の保育に対する負担というのは、七、八千万ぐらいになるんじゃないかなあと思う。それでも市長は、子育て支援、あるいはみんなで安心できる弥富市の市長として、市民には大きな補助、あるいはいろんなことをやっていただきます。本当言うなら議員だって市長、今の市長からいただいております団体の補助金、これは全部、事業計画、あるいは補助金の使い方、これについては全部出されておるはずですよ。本当言うなら議員も、議員活動をやっているなら、自分の使った活動費ぐらいは、報酬ではあるけれども、報告するようにすれば、市民はもっとわかりやすい。

市長は若い市長であるということで、皆さんが服部彰文市長でなければ、前は川瀬さんだったけれども、76ではちょっとねえという話も聞きました。それは市長に対してすごく市民が期待をしておるわけ。こんな中、管理者として、このようにされておったら、市民は一体何の税金を払ったのか、何のためにこの人たちのために税金を払っておるのかというものが出てきたり何かしたときには、恐らく市民税や固定資産税やなんかは市単独で上げられるわけね。介護保険でもそうです。国保でもそうです。ほかの税金もありますけどね。国が取るものと、地方が財政が厳しくなればどんどんどんどん上げていくわけ。私どもがこうやって一般質問しておいて、するたびに市長が、この分をやってあげる、この部分をやってあげると言ったら、みんな金がかかるわけですね。

お互いに助け合いというのは、みずから自分の報酬を少なくして、そして弥富市約4万

5,000近くの方が安心して暮らせるまちづくりをするのが市長の本当の考えじゃないかと思いますが、市長どうですか。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） いろいろと今、日本経済も再生・復興の状況にあることは事実かなというふうにも思いますけれども、一方では格差社会というのがますます広がってきていることも事実だろうというふうに思っております。そうした形の中で私たちは行政をつかさどり、また議会の議員の皆様方は我々の執行に対してチェックをしていただく、あるいは議会議員として市民の声をしっかりと聞いていただく、そういう形の中で本当に安心して安全なまちづくりが私はできるだろうというふうに思っております。お互いがしっかりと襟を正して、しっかりと弥富市の行政に対して議会活動の中において、これからもすばらしい弥富のまちづくりに努めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長がそうやって言われるのだから、愛知県なんかは、前にも言いましたけれども、約37兆円ぐらいの工業生産をしておるわけです。今、愛知県、あるいは日本からは各企業が、先ほど言ったように、インドのほうへどんどんどんどん行っちゃうんですね。この間、新聞を見ておったら日本電産、ここなんかは、今、中国に3つ持っておるんです、会社をね。だが今度は新たにインドへ2つ作る。中国にあるやつをまたインドへ持っていくという話を新聞で見ました。

今、月に何件かの大企業がどんどんどんどん出ていってしまう。残った人は給料は上がるようになっていいというふうに考える方もあります。だけど、外国からもうけたやつをこっちへ出すだけであって、実際に日本でもうけた給料で上がるわけじゃないんですね、企業は。銀行でもそうですね。日本の銀行は金利が安いから、海外の銀行で利息をようけ取っておいて、その分をこっちへ補うというのが今の社会情勢です。

市長が今言われたように、議員が襟を正すということは議員皆さんが肝に銘じて、市民のために頑張ってくださいことを私からも希望申し上げます。

それから次ですけれども、弥富には近鉄、あるいはJR、名鉄と、この3本の鉄道があります。この中でも近鉄なんかは弥富駅と佐古木駅、あるいはJRは弥富駅があります。この中で駅のホームに行かれる方が、今のスマートフォンとか、あるいは音楽を聞かれたり、あるいは中にはメールをされたりという方もあったり、先ほど言ったように高齢者が多い中、誤ってホームに落ちたりなんかしたら、特急なんかは100キロ以上で走るわけね。市長は道路管理者だから、ガードレールをつくっていただいたり、あるいはカーブミラーをつくっていただいたり、あるいは防犯灯をつくっていただいてやっているわけね。鉄道は本当に何もやらないという、鉄道みたいのはね。もうやりたい放題みたいな。

本当言うなら、そういう電車に乗っていただければ危険というのはあるんだから、当然そこに転倒防止をつけるとかいうことは大事なことだと思います。ただ、全国の首長が知恵がないということははっきり言えるわけね。もっと知恵があつたら、自分は道路管理をやっているんだから、鉄道だって100キロから通ると。普通は道路は40キロか50キロで通るところで、それでも市長はガードレールやそういうものをつくっておるわけね。あつちは100キロで走るんですよ。風速で本当に吸い込まれてまう。今から10年前は、弥富市でも若い人が誤ってホームに落ち亡くなられた。こういうことがありました。

できたら市長から、今の弥富駅と、そしてまた佐古木駅、あるいはJR。JRも結構もうけておりますでね。前、日本国有鉄道的时候は27兆円の損をしておったんですね。今はJRになったらめちゃくちゃもうかっておるわけだ。だから、つけられるはず。

そういうことも含めて、市長一遍、その辺のところは、市長が安全対策として鉄道業者に、どういふに言っていたらいいのか、少しだけそれをお聞きかせいただきたい。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員の御質問にお答え申し上げます。

鉄道駅のホームからの転落事故、あるいは列車との接触事故につきましては、日本各駅で大変後を絶たないというような状況で、痛ましい事故につながっていることも理解しております。そんなような状況の中で、国土交通省と鉄道事業者といろいろと検討会も回を重ねてやってみえるわけでございます。中間的な取りまとめといたしましては、駅の利用の多いところに、いわゆる防護柵を設けていこう、あるいはドアを設置していこうということを検討されているようでございます。その駅の利用の多いところというのは、一つのバーといたしましては、10万人以上の駅の乗降客が見込まれると。そしてもう1つは、視覚障害者団体からのさまざまな要望が高い駅というようなことも言われております。

大原議員おっしゃるように、駅のホームにおけるホームドア、あるいは転落防止の柵につきましては、非常に効果が高いだろうというふうに思っております。しかしながら、その設置につきましては非常に高価になる、いわゆる膨大な投資が必要になるということと、駅のホームに対して列車がとまるわけでございますが、列車の場合においても、特急のドアの位置と普通・急行のドアの位置が違うわけでございます。そういうような状況では、検討会では同じドアの位置にホームのところにとまるということを前提にしていかないと、ホームが大変混乱をしてしまうというようなことも言われているようでございます。

そうした形に対して、これからも国土交通省と鉄道業者でしっかりと御協議をいただきたいというふうに思うわけでございますが、またその設置につきましては、鉄道を利用する地域住民の福祉の増進に資するという項目がございまして、地方の自治体、駅の自治体はそれなりの負担金を出しなさいということになっております。例えば、エレベーターの設置につ

きましても、大変市民の皆様の中に協力をしていただいた方があるわけでございますけれども、このときもそうございましたが、鉄道業者3分の1、国の補助3分の1、自治体の補助、私たちの補助が3分の1で、あの弥富駅のエレベーターの設置をさせていただきました。このホームにおけるドア、あるいは柵においても、同じことが言えるということでございます。

そういうような状況の中で、我々自治体が大きな負担をしていかなきゃならないということもございます。近鉄に確認をさせていただきましたけれども、今のところ、今、近鉄電車の駅のホームについては、全駅そういう柵を設けていないということでございます。いずれにいたしましても、今後、高齢化社会、あるいはそういった形の中での駅での事故ということも大変心配をされますので、来月、私は近鉄に別件でお会いをするようになっておりますので、この辺のところにつきましてもお話、要望をしていきたいというふうに思っております。

また、仮に弥富の近鉄駅に柵を上下線とも設けた場合にどれぐらいの費用、投資がかかるかということにつきましても、一度試算を出してほしいということを要望してまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、みずからが十分駅のホームでも気をつけていただくことを前提にしていかなきゃならないわけでございます。そうしたことと同時に、ホームの中ではマナー・ルールをしっかりと守っていただき、事故につながらないような形で互いがお願いをしていきたいと。また、いろんな形で鉄道業者もアナウンスをされておるわけでございますが、それについては適切にアナウンスをしていただいて事故の防止を図っていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） ちょっとわからんで市長、聞くんだけど、あの鉄道が走っておるところは、固定資産税とかそういうのはかかっておるのかね。あれは無料かね。どっちなんだか。それを聞かんことには、金だけ出せって、無料で走っておれば当然これは取ってもらわないかん。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 税の担当について、伊藤次長から答弁させます。

○議長（佐藤高清君） 伊藤税務課長。

○総務部次長兼税務課長（伊藤好彦君） 大原議員の御質問でございますけど、鉄道の関係につきましても、償却資産分は国の配分をもとに土地、建物と合わせて鉄道事業者に課税をいたしております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。



○18番(大原 功君) 消防署なんかだと、市長は今やってみえるでわかるけれども、あれなんかだと1,000万とかそういう金額を、救急車を中に入れたりいろんなことがあってもらうわけね。駅だって救急車が来るときもあるわけね。そういうのがあるんだから、本当言うなら、それも市がもらうべきだと思うんですね。市の土地を走らせるわけだから。ただでやるということ自体が、これからは改革だから、もらうところはいただくと。やっていただくことはやっていただく、払うものは払います、だから今の転倒防止をつけてくれということをするれば、恐らく近鉄だって、それほど払うならつけさせてもらいたいということもあると思う。

それからもう1つは、認知症の方が家族の中で、市長もテレビを見られたと思います。その家族の方が寝ておる間に、鉄道のところへ行ってひかれて、それで今の裁判ということで、あれ360万ぐらいはたしか請求をされたというふうに思っています。その前のときの鉄道のときは、貨物列車に生徒がひかれていったときは、JRは金を全部払ったわけね。今回のときは、認知症の方がひかれたときは、今度は金を逆に払えというふうで裁判になったわけね。こういうのがあるわけ。

市長が言うさまざまな考えがあるかもわからんけれども、100キロ以上の今のスピードで走るなら、当然転倒防止はつけさせるということが、市民の市長が守ってくれる、そういう心強い施策だと思っております。またその点については、市長から鉄道会社をお願いをするということでもあります。

それからもう1点、最後になりますけれども、前にも市長に言ったように、日光線から向陽線、穂波線というふうの信号があつたりなんかしておりますね。向陽線の場合はスギ薬局のところかな。そして向こうの穂波線は、もう1つ、うちのほうからおりてくる、ゴールドさんのほうへ行く中央幹線のところ。こういうところを見ておると、かなりのトラック、ダンプがよく通るようになってきました。

こういうのに一つの対策として、本当は2信号というのはできんものか。2信号ができれば、速く走ろうと思うと、そこに信号がとめられれば時間がかかります。時間がかかれば、その道路は通らないようになると思う。こういう今の考え方はどうでしょうか。村瀬医院のところは2信号になっていますね。

そういうことも一つ考えれば、児童の方がはすかいに渡ることができますね、2信号だと。こういういい方法もあるんだけど、市長、する方法はないだろうか。

○議長(佐藤高次君) 佐藤総務部長。

○総務部長(佐藤勝義君) 歩車分離式信号機ということで質問してみえると思いますが、それにつきましては、車道の信号に加えて歩行者用の信号サイクルを入れることとなりますので、待ち時間がふえて交差点を通過する時間が長くなるとか、歩行者が通行しないときも赤信号で待っていただくということになるというような、車の通行にとっては、デメリットと

言っでは何ですが、ちょっとそういった部分もございます。

それで、この状態を解消するには、歩行者が通行するときに歩行者専用の信号サイクルを入れる押しボタン式の方法や、時間帯を決めて信号を制御する方法などもあると聞いております。いずれにしても、いい面もありますが、デメリットというふうに感じられる部分もございますので、その辺につきましては、自治会とか、警察とか、公安委員会等といろいろ検討しながら考えていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市街化というのは、総務部長、何もトラックやトレーラーに通ってもらわんでもいいわけだ。普通なら生活道路だから。自動車を通られる方は、それほど時間を待っても、そう苦にはならんわけだ。大変なメリットがあるわけだ。かえって逆に、トラックとかトレーラーが通れば逆メリットになる。デメリットになるわけだ。そういうのも考えると、これからの時代は大きな、国なんかでも、この間、グアムに行ってきましたけれども、あそこなんかでも多くのところが2信号になっている。だんだん外国を見ながら日本も、狭いながら道路の活用は、人の通らんとところにトラックに通っていただければいい。市街化に何も通ってもらわなくても、市街化は生活をするために区画整理事業をやったわけなんだね。あれは、大型自動車を通らせるために区画整理を平島は2つもやったわけじゃないんですね。

そういうこともこれから考えていただいて、児童がどんどんどんどんふえてきます、平島町は。恐らく近い将来には、1,000人という児童が出てくる。そういう中で、本当に今、旗振りをやってみえるシルバーの方もだんだん年をとってきて、私らが旗も振れんわという話も聞きます。そういう人も出てきているんだから、今までは元気であった。

そういう中を見ると、これからこの9月は交通安全週間か何かが始まりますので、そういうのを含めて、悪いところは悪い、いいところはいいということで、警察とか、また公安委員会、いろんなことがあります。そういうのを含めて、この時間帯には大型車は通行できないという方法ね、2信号がだめなら。そういうこともあると思いますから、できたら主要幹線は、十四山のほうをずっと通ってもらえば人が少ないから安全性もあるから、できたら平島町の中、日光線を通らずに向こうへ行っていただくように、市長からも努力をしていただきたいなと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 大原議員のおっしゃるとおり、道路ということについては、それを利用する人の利便性もあります。しかし、それを歩道ということにおいては、児童、あるいはお年寄りをしっかりと守っていくということについても、信号機等を設置していかなきゃならないということは強く思っているところでございます。2信号というか、先ほど総務部長

が答弁をしましたがけれども、重立った交差点につきましては、歩行者専用で市役所の前のようなスクランブル型の交差点ということに対しては今後も要望していきたいと思っております。そして、歩行者の安全ということについて、さらに検討を加えていきたいというふうに思っております。

また、六條の交差点から平島のほうへ入ってくるトレーラー、あるいは大型車につきましては、地元の区長さんと私も一緒になって蟹江警察へ要望してまいりました。そして、実態の交通調査をするということになっております。その結果についてはどうだという形で、この間も少し警察に聞いたわけでございますけれども、今しっかりとやっているということでございますので、もうしばらく待っていただきたいということでございます。

何とかして大型車に対する規制ということにつきましては、我々もその安全性を考えた場合においては必要だろうというふうに思っております。また、大型トレーラーにつきましては、いろんな関係機関に対して、この平島のほうについては御遠慮いただきたいという看板も設置しながら、これからも要望していききたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 大原議員。

○18番（大原 功君） 市長が言われることもよくわかります。ただ、南のほうから日の出橋を渡るんですね。渡ってくると、大型車は信号がわからん。いざ、橋へ来たときに初めてわかるぐらい。このぐらい下がっているわけね。そうすると、青だったらそのまま行っちゃうわけだ。そうすると、すぐ北のほうには、横断歩道はないんだけど、市長はわかる、私のところの本宅からこう出たところね。あそこなんかは横断歩道がないわけね。全く危なくて、前にも副市長に言ったけれども、これだけのスリップがあるよという話で、学校のときの帰りに見てくださいと言っておったと思います。そのくらいスリップがあるわけね。スリップがあるということは、タイヤの跡があるということは、誰かがおってブレーキでとめておるわけね。こういうのは現実ですから。

それともう1つは、私も市長と同じような考えで、弥富市に、服部彰文市長のもとで市民が住んでいただきたい、他町村の人も住んでいただきたい、こういうのが私の願いであって、また市長の願いだと思えます。これも含めて、当局とも一遍検討していただいて、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） ここで暫時休憩とします。再開は3時15分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時06分 休憩

午後3時15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

なお、次の質問者の三宮十五郎議員から資料の配付依頼があり、これを認め、各位のお手元に配付してありますので、よろしく願いをいたします。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

○5番（三宮十五郎君） 私は、5番 三宮十五郎でございますが、きょうは介護保険の問題を初めとする3つの問題で、市長を中心にお尋ねをさせていただきます。

さきの通常国会で、介護保険制度の根幹を揺るがす制度の大改悪が行われました。今回の制度の改正は、新年度から始まります6期計画終了までに、要支援1・2の人々の保険給付は介護保険給付から完全に切り離し、予算で事業計画を縛ることのできる市町村事業としていくこと。現在の専門的な介護認定を初め、ヘルパーさんやさまざまな国の有資格の人たちを中心にした専門的な介護サービス事業から切り離し、市町村事業とすることで、介護認定なしで将来的には介護1ぐらいの人たちまで取り込んでいくことができるようにする。そうしながら、団塊の世代が後期高齢期を迎えていく最大の費用負担が求められる時期に、その給付額は現状の要支援の介護給付の2分の1程度の割合に縮小していくという方向づけを持ったもので、政省令に基づきます方向づけが現在既に市町村にも示されております。

重大なことは、このような法案の実際の内容、それに基づく政省令による給付基準の方向などが、衆議院の採決が終わり、参議院の審議も大詰めの採決の間際になって、共産党の国会議員団らの追及によって初めて国会に明らかにされたことでございます。最近の国政の重要問題で相次いで、十分憲法やそれぞれの法律の趣旨に沿わずに、また必要な国会審議や国民への説明をせずに、本当にこんなことでいいだろうかと思うようなことがたくさんございますが、この問題もその一つであり、もともとこういう重要な法案、国民生活に重大な影響を及ぼすものの決定に当たりましては、それぞれの審議会をつくり、そこでも十分審議をし、方向性も示しながら政府は成案として国会に出しておりましたが、今回の主要部分につきましては、基本的に審議会の段階では一度も出されなかったことでもございます。

国の医療、介護給付は、この間、さまざまな制度改悪によりまして、既に老老介護に疲れての自殺や殺人、若い人が仕事をやめて親の介護につかなければならないとか、深刻な状態がつくり出され、保険診療の範囲で入院治療が受けられる病院がどんどん減らされて、高額な保険外負担が求められる病院などにやむなくお世話をいただいている事例も少なくございません。

国は既に、東京都内を初め幾つかの地方自治体で、介護サービスの大幅な切り下げや締め出しのモデル事業を実施しておりますが、少なくともこの6期計画の3年間は、住民と行政が求めれば現行の介護保険給付は認めることを国会答弁でも明らかにされております。医療と介護は互いに深くかかわり補完し合っておりますが、さきの小泉政権時代に高齢化等の進

行等によります自然増、毎年2,000億を超える部分を強制的に削減していくということが実際に実施をされましたが、そんなことをしたらとんでもないことに実際になりまして、国民の強い反対で途中で中断されましたが、今回の介護保険計画は、社会保障と税の一体改革ということで、民主党政権の末期に、民主党と自民党、公明党の3党が合意をいたしました消費税を初めとする増税と、そして改革ではなくてお金を削るという方向で国民へのサービスを切り下げていくということでありましたが、それが実際に今始まっております。

先日も海南病院と議会の懇談会が行われましたが、その席でも山本院長から、第2の医療崩壊に直面しているという懸念が示されておりますが、そうした中で、この間市長は、他の周辺の市町村とも協力しながら、介護保険等の市民サービスを後退させないように努力していくということを表明されましたが、この全体の計画が進んでいけば、本当に行政にとっても、あるいは住民にとっても大変な事態になりますので、少なくともこの3年間の間、要するに6期の介護保険事業計画が進められていく来年度からの3年間の間は、基本的に行政と住民が求めれば、現在の介護給付の水準は認めていくということが国会でも言われておりますので、今後の国民の増幅する医療と介護の中で、とりわけ介護部門の住民要求に応じていくために、この間市長が表明されました立場で、現在の弥富市が進めてまいりました介護関係の事業を、きちんと介護認定も行い、そして移行する時期にも市民サービス、あるいは全国的な課題としてどれほど必要かということをしちんと主張できる土台をつくっていただく時期にこの3年間はなると思いますが、ぜひこれまで市長が述べられた立場で、また今遭遇しているこういう重要な事態の中で、その立場を堅持し、国会でも認められた住民の要求があり、行政が求めれば現在の介護給付を続けていくということを実際守っていただくように御尽力いただきたいと思っておりますが、まずこの基本点で御答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

いよいよ第6期の介護事業計画を策定して、平成27年から向こう3年の計画を立てていかなきゃならないということでございます。一番問題は、今、弥富市には要支援・要介護の認定をいただいている方が約1,700名近くお見えになるわけでございますけれども、そのうちの要支援の方の通所介護、あるいは訪問介護ということに対する国の考え方と我々自治体の考え方をどのように整合させていくかということが一番大きな問題だろうというふうに思っております。

そういう状況の中において、介護の給付額は2桁に近い状態で伸びておることは事実でございますけれども、何とかその辺のところは、私どもの自治の責任を全うしていきたいというふうに思っております。介護の停滞はあってはならないという気持ちで、この第6期の事業計画を策定してまいります。それができるかどうかわかりませんが、3月議会の前

に素案というものができのならば、議会の議員の皆様、この事業計画に対して私は提案していてもいいのではないかなあというくらいなつもりでおります。

そうした形の中で、この高齢化社会を支えるために市として何をやっていかなきゃならないかということにつきましては、基本的にしっかりと考えていきたいということをお話をかりましてお話しさせていただきます。以上でございます。

○議長（佐藤高君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 実は今、皆さんの手元に配らせていただきました資料は、基本的にはあさっての議案質疑、決算の質疑で使うつもりでございましたが、特に先ほどの那須議員の質問の中でも、保育所なんかは早くから幼稚園・保育園、3歳以上については保育料は無料にするなどというような政権公約もされてきておって、非常に私どもも期待しておったわけですが、どうも先に消費税がそういうふうにならないのではないかと。しかも今後の計画は、消費税の10%への値上げを想定したものとされておまして、そういうことで、またなかなかそれが実際にはどうも、保育だけではなくて、いろんな分野で定まらない。国民健康保険なんかの問題につきましても、国の負担分が定まらないままで、ずっと実際の計画がストップをしておるといような状況がある中で、実際に本当に国民に約束されたように消費税が社会保障のために使われてきたのか。

あるいは6月議会でも、全国の地方自治体の法人税を全国の市町村の大変なところに支援をするために使う必要があるということで、交付税財源にするということで一定の引き上げが行われておりますが、実際に消費税が、今、一番表にあります大企業ほど法人税負担軽くというところの下に、消費税が導入されて以来2014年度までの、最後のところは予算であります、実際の収入と、この時期に、特に安倍総理が今力を入れております法人税の減税や法人税の税収の後退で、どれだけ皆さんが国に納めた消費税が日本の財源としては実は法人税の減税で消えていったかということをお表にしたものでございます。

各年度の収入額、それから下は法人税の減税額であります、トータルしますと282兆円の税収が国庫に入ることが想定され、その一方で法人税減税で255兆円消えていっております、お金に色はついておりませんから、社会保障に使うと言うんですが、この間の社会保障費の切り下げだとか、あるいは日本の財政問題の大部分が、こういう税収の大幅な後退によって、とりわけ本当はもうけている大企業や大資産家が税金を払わなくてもいい仕組みをどんどんつくってきた中で起こっているということをお全体で見たいと思っておりますし、特に最近の問題では、上の記事でございますが、これは国税庁に私どもの共産党議員団が国会で法人の負担割合を試算していただいて、それに基づいてつくった資料でございます、下から2段目の「下げる理由はない」と書いてあるその隣のところから、こういう記載があります。「また、外国子会社から受ける配当などの額の95%を非課税とする海外子会社配当

益金不算入の合計額は、3兆4,765億円に上りました。そのうち95%、3兆3,085億円が資本金10億円以上の大企業（連結納税グループ企業を含む）に適用されています」というふうに言っておりますが、トヨタ自動車が5年間、要するに所得による法人税を払っていなかったということが大きく報道されたことがございますが、その最大の理由は、1つはリーマンショックによる損害、減収が、当時から銀行などには早くから適用されておりましたが、後年度の利益で償却できる仕組みがつくられたことと、もう1つは、外国にトヨタを初めとして連結法人なんかは多額の出資、要するに社内留保をいっぱい抱えて、国内にはずっと働く人たちの収入が、中小企業が今元気がないことから国内市場が狭まった中で、どんどん外国に投資をします。そして、投資をした利益ですね、配当金は、5%税金を払えばいいというんですから、こんなおいしい話はなくて、そういうことができるところだけはどんどんもうけると。

資本金別に法人の税負担率を出しておりますが、1億円から5億円のところが一番高く、実効税率はそれでも27%、100億円を超えると19.6%、一番問題なのはトヨタ自動車を初めとする輸出大手のこういう法人なんです、わずか13.3%、数百万のサラリーマンの実効税率とほとんど変わらないか、場合によっては低いぐらいの状態で大企業優遇が行われておまして、実効税率は今、35%だったのを20%台にしたんですが、さらにそれを下げていくということが言われておりますが、実際には既にこういう状態になっておるのをさらに下げると。

こんなことをやったら、どれだけ国民が税金を払ったって社会保障のためには使えないことになっていきますので、こうした状況もしっかり見ながら、市長たちは地方自治体の長としていろんな議論に加わる機会がありますが、地方自治体が、こういう無謀なことは改めていかなければ日本の財政再建も社会保障制度も成り立たないということを、ぜひいろんな機会にしっかりと伝えていっていただきたいと思いますが、少しだけこのことについて市長の御見解を求めたいと思います。

○議長（佐藤高次郎） 服部市長。

○市長（服部彰文） 政権交代が行われまして、もう2年数カ月経過するわけでございますけれども、経済の再生、あるいはデフレからの脱却というような状況の中でさまざまな施策がとられたわけでございます。御承知のように、金融政策、あるいは財政政策、あるいは成長戦略の中で次々に矢が放たれ、そして日本の経済は少し持ち上げてきたかなあというような状況にあらうかなあと思っております。しかし、まだまだ我々地方に対する恩恵というのはほど遠いというような状況もあるわけでございます。

そうした中で、企業が少し元気になってきたということに対して、これをさらに下支えするのが法人税、あるいは大企業に対する税率というふうに理解をしておるところでございます。

す。日本の経済が世界のリーダー役として、これからもしっかりとその方向を定めていくためには、この法人税ということについてもしっかりと考えていかなきゃならない。世界と競争するグローバル社会でございますので、しっかりと考えていかなきゃならないのは当然であろうというふうに思っております。

一方では、社会保障・税一体改革というような状況の中において、私は8%からさらに2%ということにつきましては、本当にしっかりと審議していかないと国民の理解が得られないだろうと今現状としては思っておりますけれども、その税率、増税額について、社会保障の中で、その財源を利用していくということに対するバランスをしっかりと持っていていただきたいというふうに思っているわけでございます。

そうした意味においては、その法人税の低減において企業が元気になる、さらに雇用だとか、あるいは給与というような問題についていい好循環が生まれるということも一方では必要だろうというふうに思っておりますので、そのように理解をしているところでございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） この問題でやっておると、本題が荒れていきますので、きのうやきょうの報道を見ましても、実際には働く人たちの収入は下がっておって、物価上昇だけがあって、4・6月期の国内総生産は年率換算で7%を超えて後退すると、史上最高の後退だということが言われておるような状態でありまして、とても法人税減税が給与の改善には回らないということを申し上げて、あと具体的な質問に入っていきます。

まず、そういう状態もありますが、実際に庶民の暮らしは大変な状態でありますので、現行サービスを活用して、要介護や要支援の人々へのサービスを強化することについてお尋ねいたします。

まず、幾つかまとめてお尋ねをしますが、要支援1・2の人を介護認定による障がい者の税控除の対象とされることについてお尋ねいたします。

これは、弥富市は介護1からを対象にしておりますが、要支援といたって他人の介護がなければ日常生活ができない程度であります。身体障がい者と別の制度ですが、適用に当たってはなるべく身体障がい者の人たちと差のないような扱いをということが言われながら、市町村の裁量でこれはできることになっております。

例えば、親指が1本ないとか、人さし指を含めたほかの2本の指が御不自由だという場合は身体障害者手帳が出ますよね。その人に比べて、介護がなければ生活できないという人が軽いはずがありませんので、全体的にも、そんなに多くはないですが、幾つかのところでは実際に実施をしておりますので、これはぜひやっていただきたい。

とりわけ65歳以上になれば、以前は老年者控除ということで50万の控除もありましたが、こういうものは全くなくなっておりますので、そういう自分の生活に他人の介護が要るよう



な人につきましては、せめて、その人自身はそんなに、所得がある人もありますが、ない人も多いわけでありますが、扶養家族になっておれば、また障害者控除も受けられるわけですので、ぜひそういう方向に改めていただくことが、今非常にその人たちの暮らしを支える上で大事ではないかというふうに思いますので、御答弁いただきたい。

次に、重度・軽度の人も含めて、身体障害者手帳取得のサポートをもっと行っていただきたい。最近少し、各医療機関なども力を入れていただいておりますが、相変わらず実際に障害者手帳がとれるということについて、理解されていなかったり請求しない人がおりますので、ぜひケアマネジャーなんかケアプランの相談に乗るときに、あるいは弥富市としては福祉課と介護高齢課は隣同士であります、重度についてはリストのチェックをしておりますのでわかるわけでありますが、こうした資料があればもう少し手を伸ばしてぜひサポートしていただきたいし、以前は重度の人については訪問して審査をする仕組みもありましたが、最近予算だけ組まれているのか、予算もなくなったのか知りませんが、なくなっておりますので、これもぜひ復活をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

もう1つは、税金で重度障がい者対応の認定をされている人だとか、移動障がい3級相当以上のものに該当するというような方々には、ぜひタクシーチケットは48枚の支給を行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

さらに、新年度から保険料の改定がありますが、いろいろ事業計画も確定されることもありまして、またどこも保険料が上がるのが想定されますが、今年度末に想定されます基金及び繰越金は6期保険料の軽減に充てて、可能な限り引き上げ幅を少なくする御尽力をいただきたいと思います。

次に、他の市町に比べて制度的には弥富の介護保険制度、これは保険料も利用料もそうでございますが、実際には国は全額免除はだめだと言っておりますが、弥富の条例の中には免除と減額という2つの制度が盛り込まれております。もともと国民健康保険制度は、税と社会保障一体ということで減額や免除がある制度であります、介護保険のようなもっとお年寄り収入のない人も含むようなものなら、やはりそういうことが必要だということで、この審議の中で、当時の弥富町議会で議決をして、いまだにそのまま条例としては残っておりますし、それから現在決めております減額なんかの基準も、他の市町に比べて少しいものとなっておりますが、ほとんど利用されていないので、ぜひこの活用について力を尽くしていただきたいと思いますが、そういう具体的な問題について御答弁をお願いいたします。

○議長（佐藤高君） 八木介護高齢課長。

○民生部次長兼介護高齢課長（八木春美君） それでは、一つ一つお答えさせていただきます。

まず、要支援の方に対しても障がい者の対象者認定書の交付という御質問でございますが、市では現在、要介護認定高齢者の障がい者対象の認定書の交付につきましては、要介護1か

ら5の認定を受けてみえる方について、障がい高齢者の日常生活の自立度、いわゆる寝たきり度の判定基準や、認知症高齢者の自立度判定基準をもとに、該当すると思われる方へ通知をお出しし、申請に基づき交付をさせていただいております。ただし、その中で障害者手帳を持ってみえる方は除きますけれども、今後につきましては、介護度にかかわらず要支援の方も自立度判定基準を考慮して認定させていただきます。

2点目でございますが、身体障害者手帳のサポートということで、要介護認定を受けてみえる方で身体障害者手帳を取得してみえない方に対してのサポートでございますが、要介護認定と障がい認定は、そもそもその判断基準が異なるものであり、また介護認定を受けられるに当たっては、必要な主治医の意見書、これは医師であれば作成可能でございますが、身体障害者手帳の交付のための診断者は指定医がでございます。そのような仕組みの相違はございますけれども、担当課としましては、介護認定を受けられるに当たっての主治医の意見書を参考に、窓口において手帳取得の可能性をお伝えするなどしていきたいと考えております。

また、要介護認定者の方へ定期的に訪問するなどしているケアマネジャーに対し、障がい名や等級、取得の手続などを説明した資料を配付して協力していただくようにしていきたいと思っております。

次に、税で重度と認定されている方に対しての3級障がいより重い移動障がいのある方についてタクシーチケットを48枚支給してはどうかという御質問でございますが、介護認定を受けてみえる方に対してタクシー料金助成のチケットについては、現在、年間24枚交付させていただいております。一方、身体障害者手帳をお持ちの方、1級から3級の方については48枚交付であります。介護認定を受けてみえる方のチケットの利用率を確認しましたところ、平成24年度は42.1%、平成25年度は41.2%でありました。利用される方は24枚使い切ってしまうと、不足するというケースはもちろんあると思われまますけれども、全体として5割にも満たない利用率に鑑み、現行どおりとしていきたいと考えております。

次に、保険料改定に当たって、年度末に想定される基金、繰越金など、新年度の保険料収入の軽減のために使ってはどうかという御質問でございます。

介護保険につきましては、3年間の計画期間ごとに、その期間を通じて同一の保険料を介護サービスの見込み量に見合せて設定するという中期財政運営方式を採用しております。介護給付費が総じて増加傾向にあることから、計画期間の初年度は一定程度の余剰金が生ずることが想定されていて、この余剰金を管理するために介護給付費支払準備基金を設けています。そして、介護給付費が見込みを下回るなどの場合は、余剰金を準備基金に積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩し、計画期間の最終年度において残高がある場合には、次期保険料を見込むに当たり準備基金を取り崩すということが基本的な考え方となっております。

このことから、基金は保険財政の安定を図るために大切な役割を果たしていますが、必要以上の基金残高を残すことは保険給付のためにお預かりした保険料の使途目的として適切ではありませんので、1号被保険者の方の保険料軽減にも役立てたいと考えております。

次に、軽減・減免制度の活用についてでございますが、市の保険料減免制度につきましては、生活保護制度の改正に伴って廃止された収入の特別控除を加味するという改正をさせていただき、被保険者の方に配慮をさせていただいたところですが、収入の著しい減少、直近3カ月の収入状況など、相談していただかなければ把握し切れない場合もありますが、今後、窓口対応や広報にて一層の周知を図ってまいりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 障害者手帳をとることで、毎年、そういう介護のほうで認定していただく手間も省けますので、手帳がとれる人はぜひ早くとっていただく。同時に、障害者手帳のほうは手当制度だとか医療費無料制度でカバーされておりますので、はるかに条件が違いますので、活用できる条件はしっかり活用していただくということで進めていただきたいと思います。同時に今言ったようにタクシーチケットについて、そんなに使われてないのではないかということなんですが、重度障がいの人たち、初めは通院でしかだめと言っていたのね。最近やっと、その人たちはそんなに、かなり寝たきりに近いような人ですから、そこそこへ遊びに行くとか、そんなことはないわけですが、家族が車を持っていたり、いろんな条件があって、あるいは障がいの認定をとっている人についていうと、多分重度の人は自動車税の免除だとか、そういうのをとっておられればこっちは使わないということになるんですが、実際に本当に移動障がいのある人たちで、それしかない人たちにとっては相当深刻な問題でございますし、加えて弥富市は非常に中心市街地、海南病院なんかのある便利なところの周辺にたくさんの方が住んでおりますが、そうでない地域、南部だとか東部に住んでいる人たちは、本当にここへ出てくるだけで、チケットを持っておったって、とてもそれでは足りないという状況がありますので、これは今後さらに検討していただくことを求めて、次の質問に移らせていただきます。

次に、精神障害者医療助成制度の改善についてお尋ねいたします。

精神の病気の早期発見、早期治療は、昨今の社会情勢のもとますます重要なものとなっております。弥富市は、旧弥富町時代から国の制度などに先駆けて、こうした病気に対する助成制度を進めてまいりました。ただ、障害者基本法が大幅に改正されてかなり時間がたちますが、それまでに治る病気であるということもありまして、以前は障害者福祉手帳が出なかつたんですが、基本法が改正されて精神障がいも治らない期間が長いから、一定期間ごとに精神障害者福祉手帳を発給するというふうになりましたが、当時、厚労省も、療育手帳と

同じように、精神障害者福祉手帳の1級は身障の1・2級に相当すると。2級については3級に相当する、3級の手帳は通常の身障の4級に相当するというふうに位置づけて、そういう療育手帳なんかとの関係も整理をされながら、同一程度の障がいに対しては、国や市町村が医療や生活支援に対して同一程度の支援をすることが法で定められております。

既に県内でも多数の市町が、身障3級相当の手帳保持者には一般の手帳保持者と同様の全ての病気の保険対象医療を無料にする対応をしており、中には福祉手帳3級の者に対しても入・通院の医療費の助成を行っているところもございます。全ての障がい者の皆さんが人としての尊厳を守られ、国と市として支えていく立場が問われるものでございますので、一日も早いこの問題の改善を求めますが、御見解をお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

御承知のように、精神保健福祉法という法律がございます、その目的は精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図るということを記しておるわけでございます。そうした形の中において、私ども弥富市といたしましては、町の時代から平成4年度より精神障がい者の医療制度に対して実施をし、その障がいにかかわる医療費につきましては、自己負担分について助成を行ってまいりました。しかしながら、時代の進展とともに社会的な環境も変化をしているということに対して、今この制度につきまして市が負担をしていることにつきましては、少し時代にそぐわなくなってきたというふうに思っているところでございます。今後は、この制度の拡大を図ってまいりたいというふうに思っておりまして、精神保健福祉手帳1・2級を所持してみえる方に、平成27年度から通院・入院に対して医療費の全額を無料化にしていきたいというふうに思っているところでございます。

3級の方についてということ三宮議員は述べられておりますけれども、3級の方につきましては収入も得られるということをおっしゃるので、今後の検討課題という形にさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 精神障がい者の方たちは、やっぱりまだ隠したいというような気持ちもあって、本来とれる人がとってない例もあります。医療無料の実際にそういう利益が得られる制度にしていただければ、市としては大変なんですけど、しかし実際に今、そういう人たちがふえ続けている状況のもとですので、ぜひ進めていただきたいということと、もう1つは、これは要望しておきたいんですが、実は精神障害者福祉手帳、精神の障がい例えばてんかんの人たちで、常時薬を飲まないで発作が心配されるという人たちでも手帳が出ない人が結構あるんですね。私の知っておる人たちでも、隠して働いておって首になっちゃったり、それからもう1つは、精神障害者福祉手帳があれば、今は作業所がありますので、そこ

で採用していただける仕組みがかなり整っておるんですが、手帳がなかなか発給してもらえない。しかし、もう一方でいうと、常時てんかんなんかの薬を服用しなければいつも心配だという人が手帳がとれないような状態というのは、一度よくお調べいただいて、市は医療としてはかなり幅広くやっておりますので、手帳が取得できるような人には勧めていただくとか、医療機関の協力も得ていくとか、そういうことを含めて対応していくことを要請して、次の質問に移らせていただきます。

次は、水道料金が過大な防災対策などのためにかかなり高いものになっておりますし、この間、南部水道ではいろんな努力もされて経営状態も改善されておりますので、そうしたことも生かしてぜひ値下げを実現していただくということについて、これは弥富市と愛西市、飛島村が共同で運営している事業でございますが、同時に市・村としましては、地域住民の他の市町と似たような支援の中でこの事業が運営されることが望ましいという立場から、お尋ねをいたします。

一般家庭の水道料金が、愛知県が毎年発表しております水道事業統計の報告書では、豊橋市や犬山市の2倍を超える、10立方でも、20立方でも、30立方でもでございますが、最高の料金としてグラフにもされております。この高い水道料金の大きな原因の一つは、水道水を手りする費用が、海部南部水道企業団は、愛知県平均では平成25年度、1立方メートル当たり36円に対して、南部水道は76円と2倍以上となっております。これは伊勢湾台風の後、1メートルを超え、進んだところでは、例えば十四山取水場の周辺は1メートル40近くまで地盤沈下が進んだこともありまして、当時の関係町村長の合意で、安い地下水を使っていた水源を全量地下水に変更したことが直接の原因であります。加えて、平成19年度から高過ぎる水道料金の背景には、談合などで不必要な支出がされているのではないかという住民からの指摘が出始め、20年度に改善を求める運動が始まり、南部水道企業団議会でも取り上げられ、企業団としても改善の取り組みが行われてまいりました。

本格的な改善が行われたのは平成22年度から、5月には服部市長が企業長に就任をされた年でございますが、22年度と23年度で水道管と佐屋配水場の電気・機械設備工事の入札では、予定価格16億9,000万円に対して落札額は82.7%の13億9,800万円となり2億9,200万円、17.3%の予算の節約となりましたが、実際には入札予定価格を決める前に、電気・機械設備工事の予算額は高過ぎるとして、予算からさらに7,400万円を引き下げて発注されたものでございまして、これを加えますと2年間の節約額は、2種類の工事請負だけで3億6,600万円、20.7%の予算の節約が行われました。同じような発注が行われました平成17年から19年度の3年間では、予定価格34億1,450万円が33億6,400万円、98.4%で落札され、節約されたのは5,410万円、1.6%でございました。

こうした改善が進められた21年から25年度の改善の結果は、20年度末に比べまして、通常

の私どもの一般会計の現金積立金総額に相当する正味運転資本は、20年度末の9億8,100万円から25年度末は14億7,500万円と4億9,400万円増加しております。また、起債残高は20年度末35億7,700万円から、25年度末28億5,400万円と7億2,300万円の減少でございます、現金収支では12億1,700万円が改善をされております。同時に施設更新のために建設改良費は、水道料金の中に減価償却費として集められるものも相当額ございますが、そうしたものを使いまして、このほかに34億1,400万円の建設改良事業を実施しております。水道料金に含まれている減価償却費などを除く純利益は、20年度末に示されました21年から25年度の収支見込みでは減少傾向にあったことから、5年間で2億500万円を想定しておりましたが、実際には今申し上げましたような改善が進められて、結果的には4億8,800万円の純利益を上げ、20年度末の見通しに比べて、こうした改良が行われた結果、純利益も2億8,300万円増加をしております。

水道料金問題では、服部市長が水道企業団企業長就任時に、料金引き下げを求める請願が企業長と議会双方に提出され、企業長として値下げに向けての努力が約束され、議会も請願を可決しておりました。ところが、その直後に、最大のお得意さんであります中部電力が発電システム、要するにこれまでの火力発電からガス発電に変更するというので、5年間休止をするということで、ほとんど水の利用がなくなることで、途中で赤字になる年次が出てくるということで、値下げすることは困難だということで値下げの計画が中止されております。ところが、さっき申し上げましたように、21から25年度の業務改善の取り組みによりまして、予想される減益分を大幅に上回る増収が確保されました。

加えて防災費などの過大な負担をそっくり水道料金負担とすることは、県内の他の市町の水道会計の事業などの実情を見ても改善の必要があるのではないかと。また、豊富な資金があるから、世代間の負担の公平ということからいけば、40年間以上使うことができる水道管などの建設改良費は、特に石綿管更新事業が終わりました後の塩化ビニール管の老朽管更新事業については、24年度も、25年度も、それから今の26年度も、一切借り入れをせずに、全額要するに手持ちの現金を充てていくというふうになっております。

先日、弥富市が、今後の市の予算の説明のために、よそと比べてわかりやすいものにするということで、そのモデルをつくって配付していただきましたが、その中にもきちんとありますが、そういうものについては、建物にしたってそうですが、世代間で均等に負担をすると、これが起債をしていく考え方であるということが説明されておりますが、全くそのとおりでございます、こうした水道料金を実際にどうして決めていくかということについても、残念ですがまだ海部南部水道企業団は、そういうことについても十分きちんとしたモデルというんですか、そういう方向が定まっていけないのではないかとということでいろいろ議論がされましたが、さきの6月議会の審議を通じて、はっきり言って値下げをできたら考えたいと

いう立場をとっていたのは、どちらかというと市長が下水道なんかの住民との懇談の中で強く求められたし、実際に話を聞いてみるとそういうことですので、何とかしたいという思いもあったんですが、さっき申し上げましたような赤字になってやるということについては、やっぱり無理ではないかという水道企業団議会側や他の市町の皆さんの対応もありまして、一旦そこは断念をしたんですが、状況が大幅に変わりました、大体ほかの企業長、この間の市長の後を引き継がれました企業長さんたちも、やはりこれは検討に値するというふうにおっしゃっていただくようなふうになってきたと私は見ております。

加えて春日井市などは、昨年の25年度の事業計画で、やっと累積赤字の解消のめどがついたということで、水道料金を値下げするということを発表しておりますが、南部水道企業団の努力で、こういった利益だとかそういうものについても受益者に還元をしていく、そういう時期が来たのではないかと。最初に申し上げましたように、防災関係の過大な負担についても、県内の多くの市町が、いろんな形で防災対策なんかに対する支援をしているということを考えましても、ここはひとつ総合的に御判断をいただいて、そうした利用者の期待に応える方向に、また今の企業長の任期の後で服部市長の企業長も回ってきますが、大体市・村長さんたちの気持ちがそういう方向に動き始めてきた時期でもございますので、ぜひ今申し上げましたような問題をしっかり見据えていただいた本格的な対応をお願いしたいと思います。市長の御見解を求めます。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 海部南部水道の水道料金の問題につきましては、基本的には水道企業団の議会で議論することがいいとは思いますが、弥富市民の皆様方にも、この水道料金に対する基本的な考え方を知っていただくという意味においては意義もあろうというふうに思っております。

三宮議員が、この水道企業団の議員として長期に議員活動を務めてみえる。こんなことを言うと叱られるかもしれませんが、ライフワークの一環として、この水道問題には取り組んでいただいているということでございます。しかしながら、県下の高い順位における水道料金であります。それなりの理由があるわけでございます。県水100%であるとか、あるいは愛西市、弥富市、そして飛島さんという状況の中においては、施設面積が非常に大きいものですから、維持管理も含めて多大な経費もかかってくるわけでございます。

そうした中で、平成25年度の企業団の収益的収支においては、営業収益が21億6,000万、そしてそれに対する営業費用が20億6,000万で、約1億円、9,900万円の営業収益で黒字経営になっていることは事実でございます。しかしながら、先ほど21年から25年の増収ということにつきましてはこのような額でございまして、まだ大きな突出した、例えば収益的な収支の率として換算していくと4.5%で、決して高い収益率ではないだろうというふうに思っ

おります。

そうした形の中で、今、三宮議員もお話をされたわけですが、飛島にあります中部電力の西火力発電所の設備更新ということが、水道料金、あるいは収益ということに対して大きな影響があるということでございます。今、この西火力の発電所におきましては、年間20万トンという大口の最需要家でございます。そういった形の中で、20万トンの水を使っている。そして、その収益ということにつきましては、年間6,000万円の営業収益でございます。21億6,000万円の収益の中での6,000万円ということですので、非常に大きな構成比があるわけでございます。

この西火力発電所が、平成29年度完成というような状況でございます。そうした形の中においては、その設備更新が待たれるわけでございますけれども、そういった状況の中で、過去には検討委員会で、この料金について皆さんから御意見をいただいたわけでございますけれども、この西火力発電所の設備更新に対するまでは、基本的には今の水道料金を維持していこうということで合意を見させていただきました。そうした形の中においては、この西火力発電所が完成した暁においては、もう一度しっかりと協議する必要があるということは私は思っているところでございます。企業団での正・副企業長、あるいは議会の中での協議をしっかりとしていく必要があるというふうに思っておるわけでございます。

一般会計からの繰り入れも、他会計負担金で出資してまいりましたけれども、これにつきましては石綿管更新事業で、国・県に補助金をいただいておりますから、市と村も負担をしていくというのが基本的な合意でございまして、他会計負担金6,000万円を計上しておいたわけでございますけれども、そういった形の中では、今は企業会計の中で水道の収入については、その単独の企業団の企業会計でやっていくということを基本にしているわけでございますので、御理解いただきたいと思います。もう一度しっかりと協議する時間が来ると思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 三宮議員。

○5番（三宮十五郎君） 今、確かにそういう経緯を踏まえてきたということは私も承知をしておりますが、ただこの間、今言ったように、入札制度の改善によった節約ですね、それからもう1つは借金を、そうした費用を充てて返した額と、5年間で12億に及ぶわけですから、これはその議論をしたときにはちょっと考えられなかったような大きな収益を皆さんの努力で上げたわけでありますから、こういうものはやっぱり還元することと、もう1つは今言ったように、県下平均で、基本的に県水を使っておっても36円の受水費が、100%県水にしておることで76円というのは、余りにもそのままいいという話には私はならない問題だと思いますので、そうしたことも含めて御検討していただく時期が来ているのではないかと。

とりわけ、この間のそういう事業団の体質改善が行われて、市場価格に沿った入札制度と



というのが、ずうっとやられてなかったことがやられたことですので、今の企業団の皆さんというのは新しい方で、そういう古い人はもうほとんどいなくなったわけでありましたが、当時の弥富町なんかは、平成10年当時から、そういう大手電気・機械設備メーカーが独占的に実施できるものについてはめちゃくちゃ市場価格と外れているということで議論もして、議会と行政側が合意をして、そういう発注を続けてきたんですね。それからもう1つは、現在、環境事務組合と言われて、当時は1市11町村と言っておりました弥富の八穂の焼却場も、たしか当時の三菱の助言を得てつくった予算の85%ぐらいで発注がされたという経緯もありますので、南部水道はそういうことが非常におくれておったことが、実際にはもっと自力でも値下げができることをようせずに来ておって、やっとここに来てそういうことが本格的に取り組まれたことが、今言ったような財政上、大きな改善になっておりますので、そういうことも踏まえて、これも住民の指摘の中で始まったことでございますので、市長の後の飛島村長も真摯に、皆さんのそういう提言というか、そういうものに応えていきたいというふうに言っておられましたので、ぜひそのことを強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 暫時休憩とします。再開は4時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時11分 休憩

午後4時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に炭竈ふく代議員、お願いします。

○11番（炭竈ふく代君） 11番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に地域の環境保全対策について質問をいたします。

初めに、空き家問題についてでございます。

高齢化や人口減少を背景に、全国で空き家がふえ続け問題になっています。総務省がこの7月に発表した2013年の住宅・土地統計調査によりますと、全国の空き家は820万戸に上り、住宅総数に占める割合も13.5%で、いずれも過去最高の結果とあります。

空き家は、景観上の問題だけではなく、敷地へのごみの不法投棄や不審者の侵入、また放火の要因になるほか、災害時に倒壊して避難や消防の妨げになるおそれがあり、近隣住民にとって深刻な問題ですが、あくまでも管理責任は所有者に委ねられるため、対策が思うように進んでいないのが現状だと思います。

空き家問題は、以前から議会においてたびたび質問に上がっております。2年前の弥富市の空き家は47件であると市側からの御答弁がございましたが、その後、我が市の空き家の実

態と、またどのように把握をしておられるのかお尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） まず、現在の空き家の件数についてでございますが、平成20年度に調査を実施し、その後、平成24年度に再度調査を実施しており、64件の空き家、そのうち危険家屋は16件を確認しております。

次に、どのように把握しているのかという質問に対する答弁でございますが、まず区長さんに実態調査をお願いいたしまして、その後、その実態調査の結果に基づき市のほうで個々に現地調査を実施して、危険度などの確認を行っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） これら空き家を撤去する際の主な障害といたしまして、所有者の把握の難しさや撤去費用の負担の問題、また自治体の責任だけで行政代執行などを行った場合の訴訟などのリスクであったり、家屋を撤去して更地にすると、住宅用地としての固定資産税が軽減される特別措置が受けられなくなるため、所有者があえて家屋を残したままにしていることも取り壊しが進まない原因となっております。

こうした中、近年は、課題解決へ積極的な動きも見られます。国土交通省の調べによりますと、ことし4月現在で、全国355の自治体が問題のある空き家に対して指導、勧告、命令、行政代執行などを行うための独自の対策条例を施行し、実績を上げているとございます。例えば東京都足立区の場合、老朽家屋を解体する所有者に解体費用を助成する制度を実施しており、これまで35件の倒壊が危ぶまれる家屋を撤去したということでございます。また、名古屋市においても、周辺への悪影響や管理の不適切などといった空き家に対応するため、名古屋市空き家対策の推進に関する条例が平成26年、本年3月に制定をされ、現在推進がなされています。この条例に関しましても、私ども議会においてこれまで質問にございました。そこでお尋ねをいたします。

全国でも急速に進む空き家適正管理条例の制定に向けて、本市の考え方についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 議員の御指摘のとおり、近年、適切な管理が行われていない空き家の存在が防災・防犯、衛生、景観等の面から地域の皆様の生活に大きな影響を及ぼしております。このような不適切な管理状態の空き家等の対策につきまして苦慮している現状であります。空き家等の適正管理条例につきましては、他市町村の条例を見ますと、調査・指導、勧告、命令、公表などを規定しており、当市におきましては、特に危険家屋対策の観点から、さまざまな先進市町の例を参考に3月議会で提案できるように準備を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 災害時における対策の一つとして、また、ただいま御答弁にもございました防犯、衛生面、景観上などの問題解決策として、前向きな御答弁をいただきました。どうか市民の期待に応えられる効果のある条例の提案、そして制定に向け努力をしていただきますことをお願いいたします。

また一方で、空き家撤去の促進とともに、空き家の利活用に向けての対策を実施している自治体もございます。例えば神奈川県横須賀市では、空き家をリフォームして大学生に格安で貸し出しをしています。ただし、入居者は軽作業で地域に貢献することが条件ではありますが、地域との友好を深めているということでございます。また、長崎市では、土地を市へ寄附する条件に市が撤去する方法で、跡地は公園や駐輪場に生まれ変わっているそうです。ほかにもインターネットで物件情報を公開し、仲介する空き家バンク制度などを導入する動きもふえているといたします。

今や高齢社会を迎え、高齢者のみの世帯となったとき、身内からすれば、父母を引き取ったり、また介護施設に入居をさせたりすることもあるかと思えます。残るのは空き家となった高齢者の自宅でございます。空き家になる原因はさまざまあると思いますが、特に高齢者のみの世帯にとっては家屋の管理は大変だと考えます。管理ができなければ廃屋状態になってしまいます。昨今、巨大地震、巨大台風といった災害が心配される中、こうした家屋は周辺住民の脅威にもなるかと考えられます。そうした状態になる前に対策を講じていくべきではないでしょうか。

そこで、今後、市独自の空き家の利活用も含め、空き家をふやさないこと、廃屋をふやさないことも市として対策を講じていく必要があるかと考えますがいかがでしょうか、再度お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 空き家の利活用につきましては、全国的に見ますと、空き家・空き店舗を活用したまちづくりとか、コミュニティ、環境、建築、アート、観光などの視点から、空き家を再生して新たな活用を模索するなどの実例が報告されております。空き家の活用につきましては、効率的に利活用、流通されることが求められるため、さまざまな研究を要すると思われます。空き家対策につきましては、この空き家の利活用も重要な要因ではございますが、現時点におきましては利活用対策を講ずる考えは持ち合わせておりませんので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 国におきましても空き家対策の推進に関する特別措置法の制定の動きがあることから、空き家対策は急務を要するものとなっています。どうか本市におかれ

ましても、本格的な対策に向け推進をしていただくことをお願いし、次に移ります。

件名1の2点目でございます。次に、家庭ごみの未搬出世帯、いわゆるごみ屋敷と言われる問題について質問をいたします。

平成24年10月に東京都足立区では、足立区生活環境の保全に関する条例を施行しています。この条例は、近隣住民に悪影響を及ぼし不良な状態にある、こうした家屋の問題を解決するための支援策などを盛り込んだものです。また、国においても、周辺地域住民の生活環境を守る目的で、こうした住居の問題解決に向け対策等の審議がなされているとお聞きしています。

高齢化が進む中で、高齢者の独居世帯や障がい者世帯について考えますと、こうした方々にてとって特にごみ出しの問題が大きな課題の一つだと考えます。

そこで、初めに弥富市の現状についてお伺いをいたします。

1つ目にひとり暮らしの高齢者世帯、それから2つ目に高齢者のみの世帯、また3つ目に障がい者と高齢者のみの同居世帯、この3点、世帯数をそれぞれ教えていただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 弥富市の高齢者、障がい者の世帯の状況についてお答えさせていただきます。

平成26年4月1日現在でございますが、市の総世帯数といたしまして1万6,560世帯でございます。そのうち、ひとり暮らしの高齢者世帯は1,415世帯、それを除く高齢者のみの世帯といたしまして1,536世帯となっております。

参考といたしまして、高齢者のいる世帯は6,922世帯ということでございます。

次に、障がい者と高齢者のみの世帯については、申しわけございませんが把握しておりませんので、障害者手帳の所持者の人数でお答えさせていただきたいと思っております。

こちらも26年4月1日現在でございます。身体障がいの方が1,047人、知的障がいの方が270人、精神障がいの方が224人、合計1,541名という状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） また、弥富市では、ふれあい収集という制度があると思っておりますけれども、この制度の事業内容と、その利用状況を教えていただけますでしょうか。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） お答えさせていただきます。

家庭から排出される一般廃棄物及び資源を所定のごみステーションまで自分では持ち出すことが困難な高齢者及び障がい者の方々に対し、ごみ等の収集の支援を図ることを目的に、ふれあい収集事業を実施しております。

その方法としましては、原則として対象者の玄関の前等に出しておいていただければ収集するという事業でございます。

利用状況は、平成21年度より事業を開始し、現在は8世帯の方が利用中でございます。内訳は、単身高齢者世帯が7世帯、高齢者と障がい者の方の同居世帯が1世帯という状況でございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それで弥富市では、家庭ごみが未搬出の状態になっている場合、どのような方法で支援をしてみえるのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） 高齢者や要介護、障がいなどの理由で、住まいの掃除やごみの搬出ができずに長期間経過してごみ屋敷化してしまった場合、民生委員さん、近所の方、介護のケアマネジャー、サービス事業所、配食サービス委託業者など発見者から通報がありましたら、原則としては御本人や親族で解決していただくのが本来であろうと思いますが、そのままでは日常生活に支障があり、他に手段がない場合は、御本人の了解のもとに、ごみ焼却手数料などの費用は本人負担で、ボランティアや近所の方、ささえあいセンター協力会員、民生委員さんや職員で清掃をし、住宅の環境改善を図っております。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 新聞とかテレビ、インターネットなどの情報によりますと、ごみを片づけたいのに、高齢や障がいなどのため、ごみを出すことができないまま時間が過ぎて、いつの間にかごみの中で生活をしている。大量のごみを出そうと思っても、自分ではごみを出すことができない。地域からも孤立している。また、大量のごみを出すことは、車両レンタル費用など家計にも大きな影響があり、費用が捻出できないといったような問題も抱えているとあります。

弥富市でも、年に1回から2回程度、このような家庭ごみの未搬出世帯の片づけや掃除などがあるとお聞きいたしております。私もそうしたお手伝いをさせていただいた経験がございます。

そこで、高齢社会を迎え、高齢者独居世帯や高齢者夫婦のみの世帯など生活弱者のごみ問題に対して、本市としてはどのような取り組みを展開していかれるのか、お考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤高清君） 伊藤民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（伊藤久幸君） ごみ屋敷の清掃に関しまして御協力いただきまして、ありがとうございました。

高齢や要介護、障がいなどが理由で、ごみ屋敷化してしまう世帯の援助につきましては、

まず予防策でございますけれども、早期に発見するために、地域包括支援センター、ケアマネジャーや介護サービス事業者と連携を図り、ふれあい収集事業や、ささえあいセンターのごみ出し援助を利用させていただくように支援しております。

ささえあいセンターのごみ出し援助の実績を申し上げますと、今年度は4月から7月までで延べ17人で85回となっております。ほかにも援助内容といたしまして、清掃、片づけ、洗濯などがありますが、予防策といたしましては大変有効であると考えられます。

早期に始末する必要があるケースにつきましては、当面は、先ほどの答弁でも申し上げておりますが、ささえあいセンター協力会員やボランティアの方などの協力をいただきながら職員で対応してまいりたいと思っております。

将来、このようなケースが増加し、職員等では対応ができなくなる場合も想定されます。その場合につきましては、専門業者に委託するという方法もとっていかねばならないところだと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） こうした問題は、関係機関で一定のルールを決定し、ごみの分別、また運搬、焼却などについて対応の流れを決めるなど、地域住民の皆さんが安心して安全に暮らせる環境づくりの支援をしていただくことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

2点目に、弥富市のきんちゃんバスの南部ルート、平日の最終便の出発時間について質問をいたします。

初めに、平成25年10月1日から、きんちゃんバスの運行ダイヤが変わりましたが、ダイヤ改正前と改正後の乗降客の利用状況を教えてくださいませんか。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 平成25年10月の運行ダイヤ改正は、北部ルートにおける朝便と夜便の減便、これは朝3便、夜1便でございますが、それを減便いたしました。1日の平均乗客数は、改正前は1日当たり237.6人、改正後は1日当たり237.7人であり、ほぼ横ばい状況でありました。また、年間の乗車人数であります。わずかずつではあります増加してきております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） それでは、近鉄電車弥富駅の平日のおり客は、時間ごとにわかりますでしょうか。特に16時以降のおり客の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） 近鉄が平成24年11月に調査を実施しておりまして、時間ごとは区分できませんが、1日の総おり客数は1万1,374人であり、そのうち16時以降については3,910人とのことございました。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） ただいま部長より御答弁をいただきました近鉄の16時以降のおり客は、全体の約3分の1であるということと、それからきんちゃんバスの時刻変更に伴う利用客は、少しずつではありますが増加をし、定着をしつつあるということでございました。

こうした中、今回私は、きんちゃんバス南部ルートの方の平日の最終便の出発時間を変更していただきたくお伺いをいたしますが、弥富駅南部ルートの方の平日の夕方出発時間は、右回りが午後17時40分と最終が19時20分です。また、左回りは18時15分と最終が19時35分になっています。

それで、近鉄電車の17時台から19時台の四日市方面への下り線のダイヤと、きんちゃんバスの出発の時間を時間差で調べましたところ、17時29分に準急で弥富駅に到着をされる市民の方は、きんちゃんバスの発車まで11分ありますので、何とかきんちゃんバスには乗車はできると思いますが、18時9分に急行で到着される方はバスの出発までが6分、さらに19時18分着の急行ではバス出発までわずか2分です。そして、19時30分に急行で弥富駅に到着した名古屋からの通勤・通学帰りの市民の方々は、きんちゃんバスの最終便出発まで5分もなく、目の前にきんちゃんバスが停車しているのを確認できても、乗車するまでの時間が短く、目の前でバスが発車して行ってしまうのを見て、バスを利用したくても利用ができないのは残念ですとの声が寄せられています。

こうした中、きんちゃんバスの最終便の出発時間を19時35分から20時にすれば、19時台に近鉄電車で到着される市民はバスに乗車することができます。

そこで、きんちゃんバスの最終便をせめて25分おくらせて20時までと変更していただくことはできないでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（佐藤高清君） 佐藤総務部長。

○総務部長（佐藤勝義君） バスの運行ダイヤの見直し等につきましては、本年も利用者アンケートや乗車・降車バス停調査を実施し、市民ニーズの把握に努めております。しかしながら、今後の厳しい財政見直しに対応するため、地域公共交通のあり方を検討していかなければならないと考えております。したがって、運行業務を委託する業者への委託料が増額とならない範囲内で、今後も各種御要望の取りまとめをさせていただきます。弥富市地域公共交通活性化協議会において協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 炭竈議員。

○11番（炭竈ふく代君） 利用者のニーズ、また利便性を考え、またバスが駅に停車しているということで周辺の防犯の啓発にもつながるのではないかと考えます。ぜひとも検討をしていただき、運行体制の充実を図っていただきますよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐藤高次郎） 本日の会議時間は、一般質問を続けるため延長しますので、よろしく  
お願いいたします。

次に佐藤博議員、お願いします。

○15番（佐藤 博） 本日の最終になりましたので、できるだけ簡潔に進めたいと思っ  
ております。皆さんお疲れのところで大変申しわけないと思いますが、よろしくお願  
いいたします。

通告に従いまして、服部市長の政治姿勢及び行財政運営について質問をし、私の考  
えも述べてみたいと思います。

最初に、2期8年間における服部市長の行財政運営の総括をしてみたいと思いま  
す。

服部市長は、6月定例議会において、早くも3選出馬を表明されました。自信を持  
っておられるために表明されたものと思ひまして、結構なことだろうと思ひます。  
いよいよ来年1月の弥富市長選挙が話題に上がり始めたわけでありま

す。問題は、3期目の選挙は、最初に現職に挑戦した選挙とは異なりまして、選挙  
公約の達成状況を初め8年間の業績、また当面する重要な政策課題への対応、さら  
に時代の変遷に適應すべき有効な政策目標を示すことが必要であると私は考  
えております。現職市長として、これらを見ずから語り、有権者である市民の  
公正な評価と適切な判断を仰ぐことが重要であります。そのため、服部市長を  
擁立した一人でもあります、また二代表制である議員の立場から、8年間の政  
策課題への取り組み、実行状況を初め行財政運営、また当面する行政課題に  
対する対応状況を尋ねまして、市民に正しく判断していただくための一助とし  
て質問をしたいと思っております。

政府においても、ふるさと創生、今では地方創生、地方主権が重要なテーマとし  
てクローズアップされ、今や地方自治体においては首長の行政運営能力が地方自  
治体の行財政運営の成果、反映を大きく左右する時代になったと思っております。  
政府の政策に追従するばかりではなく、地方が個性的な重要政策を立案、提案  
して、それを政府が支援・協力するような政治が今では重要になってまいりまし  
た。政治のあり方、進め方も、安倍政権が掲げているように実行・実現の実務  
型政治が尊重され、政治社会においては実行力に富んだ有能な政治家に期待が  
寄せられるようになっております。当然、首長の場合も、先見性、指導力、実  
行力等が特に重要であります。幾らうまく話ができて、実行が伴わなければ、ま  
ちはよくなりませんし、住民の要望、期待に応えるわけにもいきません。

そこで最初に、このような時代背景からして、現在では7年半の長きにわたり、  
服部市長のリーダーシップ、実行力等によって、このように弥富市が変わった、  
このような困難な問題が解決できた、市民の暮らしもよくなり弥富市が発展し  
てきたと誇れるまちづくりに服部市長みずからが貢献してきたと考えておられ  
るものがあれば、それを示していただきたいと



思います。いずれにしても、選挙のときにはこれを明らかにすることでありますから、どうぞ服部市長、自信を持ってひとつ語っていただきたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員に御答弁申し上げます。

本当に月日のたつのは早いもので、私も今の担当をさせていただいてから2期目最後の年になりました。6月議会で3選出馬を表明し、弥富市をもっと災害に強いまちにしたい、弥富市をもっと人に優しい住みやすいまちにしたい、弥富市をもっと豊かなまちにしたいということをスローガンに来年早々の市長選挙の準備に取りかかっているところでございます。

この間、市民の皆様方はもとより、各議員の皆様方から御協力と御支援をいただきましたことを、この場をかりて厚く御礼を申し上げます。

佐藤議員におかれましても、当初から大変お世話になっております。しかしながら、残念ながらここ数年は、膝を合わせて議論を交わしたり、政策協議をしたり、あるいは政治談義をできないのはまことに残念に思っております。これも私の不徳のいたすところであろうというふうに思っていると同時に、やむなしと考えるところでもございます。今後は双方が理解を深め、今の関係が少しでもいい方向に向かうことを願っておりますし、私も努力してまいります。

さて、8年間の行政運営の総括という形で議員からの御質問でございますが、1期目の最後の年にもこのような御質問をいただいたことを記憶しております。そのときにも、執行権者としてみずからの仕事に対し、みずからが評価することは決して好ましくないという御答弁をさせていただきました。一つ一つの実績、あるいは一つ一つの問題解決に対して、こうしたああしたと言うべきではなく、全ては市民、住民の方が客観的に御評価いただくことであろうというふうに考えておるところでございます。

しかし、議員からそういう機会を与えていただきましたので申し上げさせていただくならば、全体的には市民の皆様方の努力、そして議会議員の御協力のもとにおいて、弥富市に与えられた環境条件からして、弥富市を総合的に元気なまち、活力を生み出すまちに前進できたというふうに思っております。

具体的には、各産業分野のGDPの総生産額は2,000億円を超え、海部地域ナンバーワンの自治体になったというところでございます。

また、平成25年度の決算におきましては、過去最高の税収額を確保できるというふうに思っております。

また、過去7年間においては、決算額において、建設、あるいは修繕等における投資的な経費として一般会計から17.3%を繰り入れることができた。もちろん起債は事業として発行しておりますけれども、財政調整基金につきましてはほとんど取り崩していないというふう

に自負をしております。

主な施策といたしましては、都市の基盤整備を前に進めた。あるいは、湛水防除事業という形で海拔ゼロメートルということの中で農村・農業の整備計画を進めることができた。あるいは、学校の環境を小・中学校において整備することができた。あるいは、平成23年3・11東日本大震災から、防災・減災対策について、市民の御協力をいただきながら、その施策を具体的に実施することができた。これもまた継続していかなきゃならないことであろうというふうに思っております。あるいは、社会保障・税一体改革の中においてもそうでございますけれども、弥富市としての売りの子育て支援についても、その施策をしっかりと充実させることができたというふうに思っているところでございます。

今後、これらの施策を継続すると同時に、新たな政策についても後ほどお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 今、服部市長から、それぞれ基本的な実績と申しますか、やってきたということのお話でございました。

これは、政治というのは一長一短にできるものではありませんから、ずっと継続的なものであります。特に財政がよくなったというのも、これはこの8年間のみならず、ずっと以前から弥富にはそれだけの企業が立地しており、それらが大変成長したということであろうと私は思うわけでありまして、いろいろの点で継続が一つの成果だったというように受けとめておるわけでありまして。

特に防災に力を入れてきたということではありますが、私は今までにもずっと述べてきたのは、一番大事なことは、活力あるまちをつくることだと、これが私は一番大事だと思っております。そういう意味で、特に市街化区域の整備だとか、あるいは道路網の整備だとか、こういうようなものを中心にもまずやること、これが一番大事な問題だということを私は今までも提言をしてきたと思っております。財政力が豊かでなければ、幾らいい仕事をやろうと思ってもできませんし、福祉も充実はしないということでもあります。

そういう点で、それぞれ市長の評価もあろうし、継続的な評価もあるというように私は考えるわけでありまして。そういう点で、一応市長の今の考え方というものについては、それなりに私は評価をされてしかるべきだとは思っています。

ただそこで、もう1つ私は市長に聞きたいのは、努力はしたけれども、実現までにはなかなか至らなかったと、心残りと考えておられるような政策内容があれば、ひとつ示していただきたいと思っております。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） お答え申し上げます。

実現に至らなかったということの政策課題ということでございますので反省しきりでございますが、それは先ほど佐藤議員も御質問の中でお話をいただきました市街化面積の拡大でございます。調整区域から市街化への編入問題でございます。現在の弥富市は、西部臨海工業地帯、あるいは平島地域の区画整理事業等において、大きくその固定資産税を伸ばさせていただいているのが現状でございます。西部臨海工業地帯からは、固定資産税等は総額で13億円ほどに上るわけでございます。市町村交付金ということも含めまして13億円ぐらいになる。私どもの市税の固定資産税の30%近くが、この西部臨海工業地帯からということになります。今後も大いに期待をしていくところでございます。

しかしながら、次の5年、10年で市の発展を考えた場合、どうしても新たな市街化区域の面整備が必要であるというふうに思っております。そして、その利活用が望まれるところがあります。6月議会で、弥富駅から国道1号線という状況の中で、国道1号線の南の現在の市街化区域に隣接する、具体的には車新田地区を土地利用転換に関する意向調査を実施し、まちづくりの検討に入りたいという形で6月議会でお話をさせていただきました。その後、県の都市整備協会にまちづくり支援業務として計画の推進事業の依頼をいたしました。検討地区の面積は約27ヘクタールで、土地の権利者は120名でございます。今後、この方たちにアンケート形式で土地利用転換に対する考え方をお聞きしていきたいと思っております。そして、平成26年度、今年度中に意向調査内容について検討し、調査結果を取りまとめていきたいというふうに思っております。そして、調査結果を精査し、方針や区域を定め、市街化編入に必要な調査に入っていきたいと考えております。地権者の皆様方に御協力をお願いすると同時に、議員各位の御支援もいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤博君） 私は、今までにもこの場で、弥富の歴史と経験から、現状の市民ニーズを考えながら誇れるまちづくりを目指して、弥富市のためにいろいろと政策の提言をしてきたと自覚しております。今、市長から、これから市街化区域に隣接する、特に車新田等を市街化にするための検討をすると、これは以前からお話がありました。これは私が前から、土地の有効活用を真剣に考えるべきだと、これは何年来同じようなことを言ってきたと思っておりますが、ようやくそういうことにちょっと目覚められたというのか、ちょっと入り口に入られたというような感じがしておるわけであります。

多くを語りませんが、私を初め議会の声、市民の要望等に対して、真剣かつ謙虚に耳を傾けて、弥富市、弥富市民のために有効な政策問題を選択し、真剣に取り組むことができたかどうか、この点を市長はよく一遍考えていただきたいというように私は思っております。

そこで、私も長年の経験から、いろいろの考え方を提起してきたと思っています。特に私は、「できません」と「できませんでした」とは言葉に大きな意味の違いがあることを真面目に考えて政治に携わってまいりました。特に私は先輩の皆さん方が、私は若かったですから、36歳から町長という仕事につきましたがために、みんな先輩ばかりで、みんないろいろなことを教えてくれました。これが私にとっては一番ありがたいことだったと今でも思っております。その点市長も、そういう先輩の声、あるいは市民の本当のニーズ、こういうものを真面目に受けとめることが非常に私は大事だと思っています。

そこで、「できません」ということは、大抵難しいから、金がかかるから、財源がないから等々を理由に、余り知恵を出すこともなく、真剣に取り組む姿勢が見られない場合の結論、答弁に用いられる言いわけ的にすぎない言葉だということを私は感じます。「できませんでした」とは、知恵を出し合いみんなで努力してきたけれども、結果的に実現、達成を見ることができなかった場合の結論であり、実行、努力の姿が認められるものであり、納得できる言葉と受けとめて私はやってきました。

そこで、真剣に努力したのかどうか、誠意と実行力が問題であります。これは、本当に私はこういう言葉をよく指導を受けたと思っています。一生懸命やっています、やりますと言ったって評価されるものじゃないと。全て執行権者である首長は、物が実行して成就できたかどうか、結果評価が首長の能力だ、これは私が何回も今までに言ってきた言葉であります。

そういう点で、一遍よく2期間の反省をひとつしていただくようにしていただきたいと思えますし、また勇気を持って取り組んでいただきたいと。今申し上げましたように、できませんではなくて、一生懸命努力したけれども、できませんでしたというような姿勢で取り組んでいただくことを最初に私は要望をしておきたいと思えます。

案外、難しいと思っておっても、取り組んでみるとできることはいっぱいあるんです。私の経験から言いますと、一番最初に私がこの経験をしたのは、東名阪国道がやってきたときに、特に住宅地の中の五明・海老江地区、ここへどうしても道路をつくらなきゃいかんといったときに、私も本当に悩みました。ところがそのときに、有力な方々、あるいは議員の方々、あるいは区長さんとか、そういう人たちに膝を交えて相談した結果、やらなきゃいかんことなら一遍やろうじゃないかと、じゃあ区画整理をやったらどうかというようなことで進めていただいた。このときに私はつくづく感じました。これは私の経験談として、市長によく一遍考えていただきたいことであるから私は申し上げておきたいと思っています。

また、現在の文化広場、安達毛織の土地、当時の弥富の一般会計予算は7億円ぐらいしかなかったんです。これを何としても手に入れたい。5億以上の金が必要。そのときに、私は人脈を生かして、鈴木礼治さん—— 当時は総務部の次長だったと思っていますが —— に相談した結果、そのぐらい欲しいなら何とか一遍県も考えようという、あそこに埋蔵文化

財センターをつくって、あとは弥富が順次買い戻していけというようなことで手に入れることができました。これは私、本当に人脈のありがたさというものをしみじみと味わいました。そのほか幾つかの例を私は持っております。

そういうことで、ひとつ誠心誠意、膝を突き合わせて努力すればできると。今、市長は評価、あるいはまたできなかつたという問題の中に加えられておりませんでしたけれども、私が一番残念に思っておりますのは、今の155号線と前ヶ須の東勘助の区画整理です。これは私は真剣に考えたけれども、結果的に区長の意見を聞いたけれども難しいということで放置された。それがために、いまだにあそこは155号も進みませんし、さらにあその土地は、金魚の養殖も不況の時代を迎えて、どんどん土地が売られてしまってあのままになった、行きどまりの道ばかりのところになっています。これは本当に深く市長に反省をしてもらいたいと、私はこのように思っております。その他幾つかありますけれども。

そこで、これから当面する問題がたくさん出てくるわけですが、特にこれから、今回補正予算で出されるようですが、155号線の調査費、あるいは県も前ヶ須地区に取りかかっていただけようになってきたかと思っておりますけれども、これは非常に難しい問題であると思っております。これは区画整理をやっておると、もっと早く進められたと。これは今でも私は一番残念に思っておる一つであります。

そこで、ひとつ私の考え方として申し上げますのは、いつも言っていますように、政治は社会を動かす力であるということ。唯一の執行権者である首長たるものは、まちにとって有効な政策、必要な事業等は、難しいから、金がかかることであるからこそ、真剣に粘り強く取り組む。そして、知恵を出し、多くの人の協力を得る努力をすることが最も重要だと思っています。容易なことなら誰でもできるんです。このことをしっかりと肝に銘じていただきたいと思っております。金がかかり難しい問題であるからこそ、政治、行政の力が必要であるということ。首長の姿勢であります。誠意と実行力と能力の問題とも言えると思っております。私はそういう点を今回申し上げておきたいと。特にこれから155号線になりますと、どのような用地買収が進められるかわかりませんが、あそこの中には三角の残地がたくさんできると思っております。これらをどういうふうにしていくかということは、今から知恵を絞って、県とよく協議をしていただきたいと思っております。

続いて、私が前から言っておりますように、活力あるまちづくりということの中で、特に一遍真剣に考えてもらいたいのは、旧十四山村を発展させるためには、1つには富吉と結ぶ道路問題を将来的に真剣に考えることであろうと私は今でも思っております。しかし、先回も一方的な財源計算のみで、20億円ぐらいかかるから困難であるとの結論に終始しております。この前申し上げておきました。知恵を出し、効果的・効率的になるような路線の調査をすることもなく、また愛西市との協議、あるいは県との協議もすることなく、この旧十四山

村のまちの発展、市民の利便性を考えることなく、多額の事業費を理由に、これはできないと決めつけることは私はいかがなものかと思います。恐らく県とも相談して補助事業でやれば、かなりうまくできる。ただし、路線もどこの路線にすると効果的であるか、効率的であるか、こういうことも調査をしてみれば、また前へ進むこともできるんじゃないかと。そういうようなことを私は1つ申し上げておきたいと思います。

こうしたことが、これから市長に課せられた課題であると私は思っておりますので、どうぞひとつそうしたことをしっかりと考えておいていただきたい。

続いて、当面する重要な政策課題の取り組みということでお尋ねをしておきます。

26年度から後期5年間の弥富市総合計画、これは重要なものであります。前回もこの議論が進められました。前期の評価、それから後期への心構え、こういうものを私は尋ねてきたと思っております。特にこの総合計画とあわせて、これから市長がぜひこういう問題に取り組んでやっていきたいというような具体的な政策目標があれば、ひとつ尋ねたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 具体的な政策課題という状況の前に、佐藤議員の中での御質問の項目につきまして少しお話をさせていただきたいというふうに思っております。

155号線の前ヶ須工区の南進問題でございます。昭和48年、都市計画決定という状況の中で、この道路と区画整理事業が一体的に進められることが一番よかったというふうに思いますけれども、なかなかそのときの状況というものがあろうというふうに思っております。しかしその後、二転三転という状況の中で、これは私も含めて、歴代の2代、3代の首長が大いに反省すべき項目でもあろうというふうに思っております。それは、その地権者に対して大変大きな御迷惑もかけておるし、大きな影響もあったということでございます。

しかし今、ことしのこの9月議会に委託料を皆様方に補正予算としてお願いしていくわけでございます。県の平井部長から海部建設所長の山田さんに御指示があり、そして私と山田所長と協議をさせていただきました。街路事業計画でこの155号線の南進計画を事業として前へ進めていこうという形で、大変力強いお話をいただきました。これは、155号線の問題につきましては、境地区まで南のほうからできておるわけでございますが、その境地区から23号線までの工区、中原工区等におきましては、買収等も進められ、その事業計画、路線計画も今進められておるわけでございますが、同時に進めていただきたいということにつきましては、議会の議員の皆様方にもお願いをしておったところでございます。

これからいろんな問題が、難しい問題がたくさんあろうと思います。知恵を出し、そして地権者の皆様にも御協力いただき、議会の議員の皆様にも御指導をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

また、富吉への善太川に対しての橋の問題、十四山地区における活性化問題でございます

けれども、これを進めたいというのはやまやまではございますけれども、今現在、弥富市には2メートルを超す橋というのが、水郷地帯ということで600橋あります。そして、15メートル以上の橋が25橋あります。この橋の問題が、老朽化してまいりました。坂中地橋、あるいは中地にあります紺屋橋等々においては、この老朽化ということを考えていかなきゃならない。そういう状況の中において、新しい橋を建設するというと同時に、私は優先課題として老朽化した橋梁を長寿命化とともにやっていかないといけないというふうに思っているところでございます。今後、そういうような計画も踏まえて、全体的な計画をまちづくりの中に位置づけしていきたいというふうに思っております。

重要な政策課題について申し上げます。

第1次総合計画の後期基本計画が、平成26年から平成30年の間に実行してまいらなければなりません。それぞれの章において、それぞれの弥富市の課題、弥富市のまちづくりについて述べておるわけでございます。詳細につきましては時間がございませんので申し上げますけれども、しっかりとこの項目について後期基本計画を前へしっかりと進めていきたいということでございます。

その中で一番の課題といたしましては、新庁舎の建設事業でございます。何度もお話をいたしました、東日本大震災の教訓を生かし、喫緊の課題であります。基本設計並びに実施設計に基づき新庁舎の建設を計画的に推進し、早期竣工を図っていきたいというふうに思っております。

2つ目は、それに関連するところの南海トラフ巨大地震の被害予測に対して防災・減災計画をしっかりと進めていかなきゃならない。最初にも話しましたように、もっと強い弥富市をつくってきたいという気持ちでございます。

また、都市基盤整備事業におきましては、道路であるとか下水というのでも継続的にやっていかなきゃならないわけでございますが、平成27年度から、おくれておりましたけれども、鯛浦川の護岸整備に移ってきたいというふうに思っております。これは弥富市の駅の東側に当たるところでございます。この事業計画に対しても、相当な投資が必要になってくるわけでございますけれども、まちの美観も含めてしっかりと取り組んでいかなきゃならないというふうに思っているところでございます。

また、来年は弥富市が誕生して10周年という大きな節目を迎えるわけでございますけれども、第1次総合計画の後期計画に取り入れておりますけれども、総合運動公園の整備をしていきたいというふうに思っております。近年のスポーツという形の中での健康づくりのニーズがすごく高まってまいりました。また、市民ニーズの多様化を踏まえ、総合的なスポーツの拠点整備を実施していきたいというふうに思っております。これは国の社会資本総合整備交付金等を利用し、場所といたしましては、三ツ又池公園、子宝グラウンド等の既存施設との

兼ね合いの中で、調和のとれた施設を配置していく。また、施設計画におきましては、全天候型の人工芝グラウンドで、公式競技ができるほどのサッカーのグラウンドをつくりたい。そして、その中においては多目的にフットサル、あるいはグラウンドゴルフ、あるいは陸上の競技ができるような施設を総合的につくっていききたい。そして、私たちのまちの10周年のシンボルとして皆さんと一緒につくっていききたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

この詳細につきましては、厚生文教委員会を通じて御説明を申し上げていきます。そしてまた、全員協議会の中で、現状の進捗状況について基本構想をお話ししていききたいというふうに思っております。

5つ目といたしましては、高齢化社会がますます進んでくるわけでございます。国民健康保険の事業の健全化も喫緊の課題であります。あるいはまた、認知症、障がいをお持ちの方のグループホームの整備計画についても促進をしていかなきゃならないというふうに思っております。これは第6期の介護事業計画の中にしっかりと織り込んで、この高齢化社会を支えていききたいというふうに思っておりますのでございます。

るる申し上げましたけれども、まだまだたくさんの項目があろうかと思っておりますけれども、佐藤議員のおっしゃるように、政治とは社会を動かす大きな力であるということも中に置いて、多くの方々に御協力をいただき、そしてこの計画が前に進むことをやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤 高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 大変立派な構想をお持ちであります。果たしてどこまでができるか、これは我々も一生懸命協力しなきゃいかんと思っております。

そこで、市長に一言言っておきたいのは、何事もタイミングというのが大事だということをもっと自覚してもらいたい。例えば155号線の場合は、これは言い方は悪いですが、県の担当者は1年か2年でみんなかわっていくんですよ。だから、たやすいところしかやらないということ。このことを頭に入れておかないかん。そうすると、困難なところをやろうとすれば、その自治体が全力投球をしなきゃできないんですよ。このことを頭に入れておかないかん。

それと、この155号線のことについては、私の経験から本にも書いておりますように、この路線決定は大変な問題だったんです。ところが、そのときに路線だけはどうしても決定をします。ただし、やれるところから順番にやると。そういうことで約束をして路線の決定をした経過があります。それは何であるかということ、路線決定したときには、金魚養殖が物すごくいいときだったんです。ですから、とても前へは進まなんだ。だから、私が数年前から言ってきたのは、金魚の養殖も、みんな高齢化してやらない。だから、このときこそやれば



いいんじゃないか。それを手をつけなかったがために、みんな土地がどんどんどんどん売られてしまった。このタイミングをつかまなかったということは、歴代ということよりも、現市長が一番大事なことだったんですよ。いや笑っておることじゃないですよ。これははっきり言っておきます。だから、金魚の養殖がいい間は、この養殖業がいいときはなかなかやれない。これは絶対反対だった。今では土地も買ってこれという人も出てきたぐらいでしょう。

だから、タイミングをしっかりと考えることと、それから県の連中もみんな短期間でかわっていくんです。だから、かわらないのは自治体の首長なんです。ですから、その自治体の首長が真剣に取り組まなきゃできないということ、これを頭の中に入れておいてもらわんといかんと思う。

それから、新庁舎の問題、その他幾つかあります。これは大変結構なことだと思います。新庁舎でも、なぜこういうようなことになったかということは、市長、一遍よく考えてみないかんですよ。だから私は、急がば回れということも提案した。この問題については、またの機会にいろいろやりたいと思っています。大いに結構な構想でありますので、これがどれだけできるかどうか、また我々もどのように協力ができるかどうか。そういう点で、しっかりとひとつ実現できるように、ただ構想を述べるだけでなくて実現できるように順次努力をしてください。

そこで、今、市長も幾つか述べられましたが、その中で特に国土強靱化問題について、弥富市として具体的にどのようなことを考えていくべきかという、これです、私は。今、いろいろと防災問題、減災問題、そしてまたその対応ということを述べられましたが、特にこの国土強靱化という、今、国が考えておる、力を入れておるものがあります。これを利用してやるべきことは何であるか、どうのように考えておられるか、ひとつ市長の考えを聞きたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 国土強靱化という状況の中で、自由民主党の先回の政権の衆議院選挙のマニフェストとして採用され、国づくりという状況の中で発表されておるわけでございます。「国土強靱化 日本を強くしなやかに」という本があるわけでございますが、今度、総務委員長をやられます二階俊博先生が書かれた著書でございます。8月2日に一宮で開催された国土強靱化フォーラムで二階先生の講話をお聞きし、私も自分なりの意見を発表させていただきました。壇上に上り、直接、二階先生に御要望を申し上げたわけでございます。

防災・減災事業ということはもちろんのことでございますが、私たちのまちは河川・海岸がしっかりと強化されないと、その内陸面は大変厳しい状況になるということでございます。また、港湾の恩恵を私たち弥富市は大いに受けているわけでございます。そういう状況の中において、港湾における海岸の耐震化の問題を強く要望したわけでございます。そして、名

古屋港が6兆円という黒字を出している現在、さらに名古屋港の利用促進という状況の中で、そのためには海岸線を耐震化でしっかりとやっていかなきゃならないということをお願いをしたわけでございます。国際競争力に資する港、そういう状況の中で基盤整備を急いでいただきたいというふうをお願いをしたところでございます。

これは、けさも平野議員からお話をいただきましたように、愛知県知事と一緒に、河川・海岸堤防の津波対策という形で整備促進をこれからしていくことになっております。そういう状況の中において、弥富市の位置づけをしっかりとグラウンドデザインを描き、そして国にも県にも弥富市の弱いところという形の中でお願いをしていきたいというふうに思っております。

国土強靱化につきまして佐藤議員から、るる書いてある文面を読ませていただきました。これについても賛同をするところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤 高君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 時間も余りなくなっておりますので、簡潔に申し上げます。

私は、この前、二階先生とも、林幹雄先生とも、私は非常に親しくしていますから、いろいろなことを申し上げて、今の文章で渡しておきました。江崎鉄磨氏については、当然私は深い関係にありますから申し上げておきました。

一番大事なことはなんであるかと。やってください、やってくださいということよりも、私たちはこういうことをやりたいんだから、これについてのひとつ協力をしてもらいたいとか、財政支援をしてもらいたいとか、そういうことをやるべきだと。これは二階先生が言われたとおりだと私は思っております。

そこで、私はこの前のときに、こういうことを申し上げたんです。国土強靱化については、それぞれの地域において災害状況、あるいは対応、対策等に大きな違いがあるということですので。直接地震による家屋倒壊対策、津波対策、豪雨による土石流の対策、浸水対策と、日本の国にはそれぞれのところに地域によって差があるんです。この弥富地域、ここは何であるかということ、海拔ゼロメートル地域なんです。伊勢湾台風を私は経験していますから、一番大事なことは、今の海拔ゼロメートル地帯をどういうようにするかということを実際に考えることです。もちろん、その中の一つは堤防・河川を強固にすること、これは当たり前なんです。二階先生は今度は総務会長にもなられたので、もう一度私はゆっくりと話もさせてもらいたいと思っておりますが、海拔ゼロメートル以下の防災対策について、真剣に一遍取り組んでいきたいと、こういうことを申し上げておいたんです。

その一つは、先回申し上げましたように、市庁舎等公共施設の建設については、市街化調整区域においても建設可能になるような事業認可を求めていくということを検討していただきたいということ。それから第2に、公共施設の建設の場合には、建設用地を海拔プラスに

かさ上げできるような財政支援の要請を陳情したわけでありませう。

続いて、弥富のみならず、この地域の大事なことは、国道と市内の幹線道路について、海拔プラスにかさ上げをする検討をされるように陳情しました。これから国道1号線の拡幅があります。この国道1号線の拡幅については、海拔プラスになるような協議をしっかりとやっていくべきだと、これこそ関係の市町村長が真剣に考えることなんです。やってくださいじゃなくて、こういうように協議会等をつくって、例えば国道1号線等の幹線道路については、今の海拔プラス、こういうような道路にしていく、これが非常に防災対策に大事なことなんです。この前、私は申し上げました。伊勢湾台風のときの話をここで申し上げたとおりになんです。このかさ上げが一番大事なんです。そのことを私は申し上げておきたいと思ひます。その他いろいろなことがありますが、まず弥富の場合には、海拔ゼロメートル地帯にあるからこそ、かさ上げをすること。

そこで私、ちょっと提案したいと思ひるのは、この前、市長にもちょっと申し上げたんですが、今度、リニア新幹線、ここの中から約800万立米の土が出るんです。瀬戸なんかは、はや要望しております。弥富もこの土をうまく活用して、これは余りお金がかからんです。むしろ、金がもらえるとは言わんけれども、工事費や何かは全部持ってもらえると思ひますので、まず木曾岬干拓をずっと堤防までかさ上げしてもらうことを真剣に考えたらどうだと。あるいはまた、鍋田干拓地の中でも、一部そういうようなかさ上げをしていく。こういうことを、この土を利用してやっていくという考え方を一遍、私は提案をしたいと思ひています。

そういうことで、これら一遍国土強靱化については、もう少ししっかりと、私が申し上げることだけでなく、市長みずからが創意工夫をして検討していただきたい。また次の機会に細かい議論、私との政治談義ができんと言っていますが、市長が聞く耳があれば、幾らでも私はやりますよ。そのことをちゃんと頭の中に入れておいてもらいたい。

最後になりましたので、新庁舎の問題についても、これからまた質問があるようではありますが、現在、このように至っておる、訴訟事件にまで至っておる経過というのは、市民からも、どうなっておるんだということをよく聞くんですが、これについて市長は正しく市民に説明をされる必要が私は思ひています。なぜこうなったか。その原因はどこにあるのか。これは先般、原告側からの要望もあって、私は裁判所に陳述書を出しました。副市長に渡しておいたから、読んでおいてもらいたいと思ひます。これはどう考えても、市側の対応のまずさだと、私は結論として申し上げておきます。これも一遍説明される考えがあるかどうか。きょうは時間がないので、また次の機会にしっかりと市長の考えを聞きたいと思ひております。

最後に、3期目に向かって、豊富、目標、いろいろ今るる述べられた点もありますけれども、私はこれから活力ある弥富のまちづくりをするために、こういう問題については、市長

はどのようにこれから考えていかれるのか、そういう点については文書で出してあります。ですから、しっかりとそれを検討しながら、特に今の155号線の問題、あるいは都市計画道路網の整備、土地の有効活用の問題、過疎・過密対策の問題、それからJR・名鉄弥富駅周辺の問題、あるいはJR白鳥駅構想、土地改良団体に対する農家の負担軽減問題、義務教育施設等の適正配置計画など学力の問題、少子化対策等々、私から書いてありますから、これらについては次の委員会の席で質問をしてやっていきたいと思っています。時間が大分延長しましたので、最後に市長からの言葉を聞いて終わりたいと思います。

○議長（佐藤高清君） 服部市長。

○市長（服部彰文君） 佐藤議員から、各事業というか問題につきましていろいろと御意見をいただきまして、ありがとうございます。

新庁舎建設問題について、私の見解を申し上げていきたいというふうに思います。

住民監査請求から住民訴訟へと至ったことは、大変残念なことであります。このことは司法の場で本市の正当性を申し上げておるところでございます。昨年の10月8日に、この訴訟問題が起きましてから、約1年がたとうとしているわけでございます。この間7回の口頭弁論という形の中で、名古屋地方裁判所で開かれております。庁舎建設の特別委員会等でお時間をいただいて、この庁舎問題についての口頭弁論でのあらまし等について御説明させていただく機会をいただければというふうにも思っております。これは議員の皆様にも知っていただくことが必要だろうというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

その間、議論の中では、議員は高額な条件を受け入れたと申されておるわけでございますが、これは今までにも説明させていただいているとおり、鑑定及び物件移転の補償費の算定資料ということにつきましても、全て証拠資料として裁判所に提出してありますので、いずれ公正な判断をいただけるというふうに確信しております。

新庁舎の建設事業につきましては、今日まで何度も何度も説明してまいりました。平成24年3月の定例議会において特別委員会が設置され、平成25年5月の末まで計9回の特別委員会が開催されたわけでございます。その中で私どもは基本構想を示し、そして基本構想の内容を具体化する基本設計についても御協議をいただいたわけでございます。議会の承認を得るとともに、用地取得、あるいは物件移転補償等々さまざまな事項について議論をいただき、大筋了解をいただいたと思っております。

議会におきましては、平成25年6月議会に土地購入費と物件移転補償費を算定した補正予算を上程し、可決をいただきました。また、平成26年3月議会では、訴訟により事業の執行ができないため、新庁舎建設事業に係る繰越明許費補正の予算の議決をいただきました。

このように私どもは、全て議会の承認、議会の議決をいただいて庁舎建設の問題を前に進めてきたところでございます。

先ほども言いましたように、訴訟になったことは大変残念でございますけれども、庁舎は弥富市にとっては喫緊の課題でございます。ぜひ御理解をいただき、この今の機会に庁舎をすることが財源の負担からしても一番いい時期でございますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

口頭弁論の経過報告につきましては、まとめ次第、また特別委員会に資料として申し上げていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤高清君） 佐藤議員。

○15番（佐藤 博君） 最後に、今の市長の説明というのは、必ずしも問題解決になるような説明ではないと私は思っていますので、また議会で議論があれば、私は問題点を指摘することを申し上げて、質問を終わります。

○議長（佐藤高清君） 本日はこの程度にとどめ、明日継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時42分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐藤 高 清

同 議員 佐藤 博

同 議員 武田 正 樹

